

令和2年9月第110回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和2年9月 2日（水）
 ○開会年月日 令和2年9月 2日（水）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（14名）

1番	大西啓介君	2番	関根律之君
3番	向井一富君	4番	久保美博君
5番	森永和夫君	6番	菊地幸雄君
7番	泉浩壽君	8番	大木雄君
9番	山本徹君	10番	才野俊夫君
11番	下野安彦君	12番	林博君
14番	寺岡保君	15番	中田厚寛君

○欠席議員 13番 山崎正史君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	稲本隆壽君	副町長	小野植正久君
総務課長	山岡敦君	住民課長	二宮善徳君
税務課長	吉川博徳君	保健福祉課長	曾根岡伸也君
こども支援課長	前野良二君	会計管理者	田中哲君
建設デザイン課長	正岡和猶君	農林振興課長	山中保正君
小田支所長	畑野亮一君	環境政策室長	中嶋優治君
政策調整班長	上山淳一君	上下水道対策班長	上石富一君
危機管理班長	松岡裕樹君	商工観光班長	大竹浩一君
教育長	山岡晋君	学校教育課長	泉邦彦君
自治・学習課長	黒澤賢治君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	堀本健二君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林純司君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第7号）

令和2年9月2日（水）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告
 日程第 3 議長諸般の報告
 日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

日程第 5 一般質問

- 本日の会議に付した事件
日程第1から日程第5
-

午前10時00分 開会

○議長（森永和夫君） 只今、出席議員14名であります。欠席届が山崎正史議員から提出されております。それでは、ただ今から、令和2年9月第110回内子町議会定例会を開会いたします。本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として 出席通知のありました者は、副町長及び各課長・班長等の17名であります。

これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番、才野 俊夫議員。11番、下野 安彦議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（森永和夫君） 日程第2 会期決定の件及び議事日程通告のうち「会期決定の件」を議題とします。本定例会の会期は、去る8月26日開催の議会運営委員会におきまして協議され、本日から17日までの16日間としております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月17日までの16日間に決定しました。

なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第7号のとおりであります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長（森永和夫君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。

議長としての報告事項は、お手元に配布しているとおりであります。ご覧いただいたことと思いますから、ご了承下さい。これをもって、「議長諸般の報告」を終わります。

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

○議長（森永和夫君） 「日程第4 招集あいさつ及び行政報告」を町長より受けることに致します。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本日、ここに令和2年9月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会に、町長として提出致します案件は、報告が6件、専決処分の承認が1件、決算認定が8件、剰余金の処分が2件、条例の制定が1件、条例の一部改正が3件、指定管理者の指定が1件、契約が3件、補正予算が2件、人事案件3件の合計30件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

さて、田んぼでは稲が実り、虫の音が聞かれるようになりました。今年の夏は、連日猛暑が続いたことで熱中症が心配されましたが、厳しい暑さも少し和らいできたように感じております。一方で、新型コロナウイルス感染症が全国で拡大・増加しております。町におきましても感染予防のため、秋以降に開催を予定しておりました健康まつりや伝統芸能まつり、文化祭、全国広報広聴研究大会などの事業を中止することにいたしました。各地域で毎年開催されております敬老会や地方祭についても、中止や縮小などの影響が出ています。コロナ禍の収束が見通せない中、報道によれば、元のような生活に戻るまでには何年か必要ではないかとも言われております。コロナ禍の長期化に備え、感染予防対策と社会経済活動を両立させながら、迅速かつ適切に対応しなければならないと考えているところであります。そのため、幼稚園、小学校、中学校の2学期始業にあたり、感染症リスクを最小限にしながら、安心・安全な教育活動を継続するために必要な保健衛生用品や備品を整備する経費に、総額1,300万8,000円の予算を8月1日付けで専決処分いたしました。また、感染予防対策と致しまして、非接触型、顔認証付、検温システムを購入し、庁舎や学校施設など39施設へ47台を設置して運用を開始しております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々の各支援事業について、8月末日時点で取りまとめた申請状況をご報告いたします。まず、町内事業所支援についてですが、コロナ対策融資制度の全融資件数は161件、融資額は17億2,230万円で、そのうち、利子補給事業への申請件数は131件、令和2年度における利子補給金は682万5,000円となっております。事業者等経営安定補助金は139件で、6,152万8,000円、雇用調整助成金についての申請は今のところございません。家賃支援補助事業についても申請はございませんが、今後申請が行われる見込みです。

次に、個人支援の実施状況をご報告いたします。まず、国民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金事業の実績でございますが、給付者数は16,206人、給付率は99.91%、給付額は16億2,060万円でございます。また、子育て世帯への臨時特別給付金申請者数は987人、給付額は1,776万円、ひとり親世帯への給付金申請者数は130人、申請率は97.0%、給付額は390万円となっております。一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、収入が減少した世帯を対象とする国民健康保険税の免除件数は19件、免除額は269万6,100円です。介護保険料の免除件数は16件、免除額は118万7,800円となっております。緊急小口資金特例貸付の申請件数は22件、貸付額は410万円でございます。その他の事業では、県民プレミアムチケットを7月4日から、がんばる内子のまち応援チケットを8月3日

から販売を開始しています。さらに、国の2次補正予算成立に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内子町の第2次交付限度額が示されました。その額は3億8,614万3,000円となっており、現在、各課で事業計画を作成しております。これらの関係予算につきましては、今後補正予算で計上させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、早速当面いたしております事務事業等についてご報告申し上げます。ご報告いたします内容は、9月補正予算の概要について、令和2年7月豪雨について、内子座の耐震を含む修理工事についてでございます。

それでは最初に、令和2年度9月補正予算の概要についてご報告いたします。9月補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2億5,154万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を121億5,965万円と致しております。これは、前年度同期の予算額と比較し、18億8,452万6,000円、18.3%の増額となっております。詳細につきましては、後ほどご説明いたしますが、主だったものとしたしましては、6月18日から19日並びに7月3日から8日までの梅雨前線豪雨による被害箇所の復旧費として、2億1,868万2,000円を計上しております。また、新型コロナウイルス感染症対策経費といたしまして、農林業者の経営支援を目的とした販路の開拓や機械・設備の導入、人手不足解消の取組みに補助を行う「経営継続補助金」や、「道の駅ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」「インドア花いっぱい応援事業」に2,771万円。文書管理の業務迅速化と効率化を図るための文書決裁システムなどの整備費として、2,459万5,000円を計上いたしておるところでございます。財源につきましては、令和2年度普通交付税額の確定に伴い、3億4,850万円を増額したほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,379万4,000円を計上しております。その他、国県支出金や地方債などを充てたことにより、財政調整基金繰入金を3億3,089万3,000円、公共施設整備基金繰入金を1億1,550万円、それぞれ減額致しております。

次に、7月豪雨の災害状況についてご報告いたします。ご承知のように、令和2年7月豪雨は、九州地方をはじめ日本各地で甚大な被害を及ぼしました。8月18日現在、全国で死者82人、行方不明者4人の人的被害が出ているほか、河川の氾濫や土砂崩れにより、家屋や道路、農地などに多くの被害が出ています。内子町におきましては、7月7日午前9時55分、土砂災害警戒情報発令に伴い、町内全域を対象に避難勧告を発令。災害対策本部を設置し対応に当たりました。住民の皆さん方の自主避難所も含め、18か所に避難所を開設いたしましたが、それぞれの避難所には、手指消毒やマスク着用、体温計測など、新型コロナウイルス感染予防対策を行っております。その後、小田川の知清観測所及び大瀬観測所の水位が避難判断水位に達したことから、午前11時45分、知清20区、21区、大瀬本町1区から3区の地域、319世帯、747人に避難指示を発令して対応に当たりました。翌日8日には水位が下がったため、午前6時45分に避難指示を解除致しました。午前8時45分に土砂災害警戒情報が解除になったことに伴い、災害警戒本部に移行し、同時刻に避難勧告を解除し、全避難所を閉鎖。午前11時8分大雨警報解除に伴い、災害警戒本部を解散いたしました。この間、町内では土砂崩れや河川の氾濫などの被害が発生し、最多時で23世帯、47人が避難されました。消防団員も二日間で306人の団員に出動していただき、深夜まで対応に当たっていただきました。自主防災組織の皆さんや、警察や消防をはじめ関係機関の皆さんにも大変お世話になりました。心より感謝を申し上げます。今

回の豪雨による建物への被害はありませんが、道路や河川、農地、農業用施設、林道などの被害のうち、国の復旧補助に該当する被害が25箇所が発生し、その被害額は8,970万円となっています。その他の町単独災や修繕等の被害が133箇所が発生し、その被害額は7,603万円となっています。現在、被害箇所の調査を実施し、順次災害査定を受けているところです。農林産物等の被害につきましては、水稻0.2ha、野菜0.1ha、果樹0.2ha、被害額は74万2,000円と見積もっています。これらの災害復旧に必要な経費は9月補正予算に計上させていただいております。また、国道380号の寺村地区で法面崩壊が発生したため、6月27日から旧道を迂回路として対応しております。現在、愛媛県では被害箇所の調査測量や観測を実施しており、10月の災害査定に向け準備を進めているところです。しかし、復旧には期間を要する見込みで、ある程度現地の安全が確保できれば防護柵等を設置し、片側交互通行に切り替える予定でございます。住民の皆さんには当分の間、ご不便をおかけしますがご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、内子座の耐震を含む修理工事に向けた取り組みについてご説明いたします。内子座は大正5年に創建された芝居小屋で、昭和57年に内子町へ寄付を受けるとともに内子町の有形文化財に指定しています。翌年から復原工事に着手し、昭和60年に完成、こけら落とし公演を行っております。また、平成27年には国の重要文化財の指定を受け、翌年には内子座100周年の記念事業を行うなど、内子町を代表する文化施設として、文楽をはじめとした多種多様な催しを通じながら、多くの町民の方に親しまれておりますと同時に、多くの観光客にも愛されている施設でございます。一方、昭和60年の改修から30年以上経過し、部材の破損が随所にみられるほか、大屋根の瓦のずれ、傷みによる雨漏りも問題となってきています。また、近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震をはじめとする大規模震災に対する耐震性への不安もあり、この先の世代へと内子座を引き継いでいくためには、耐震診断とそれに伴う補強及び修理工事が必要となってきております。こうした状況を受け、今年度より、文化庁の補助を受け、修理工事を実施するための調査に入ることになりました。この調査は3年間を予定しており、今年度につきましては、測量や地盤調査等を行い、基本図面の作成などを予定しております。さらに、現在、町民の皆様をはじめ専門家の方々をお迎えして「内子座保存活用検討委員会」を開催しており、この委員会において、今後の内子座の保存活用に関する計画書づくりを進めているところでございます。計画書には、今後の修理や活用の方針を示すこととなっており、文化庁と協議しながら最終的にとりまとめ、その方針に沿った修理工事を行う予定です。今年度におきましては、11月中旬から約2か月間、内子座の内部に足場を組んで調査を行うため、内子座の貸館を控えますが見学はできるようにいたします。また、本格的な修理工事に入りますと、現在のような催しを行ったり、観光客をお迎えしたりすることは難しくなると予想されます。しかしながら、修理期間中における内子座の活用についても、内子座保存活用検討委員会の中で協議し、修理期間ならではの内子座を見ていただけるように工夫をしてみたいと考えております。調査から、この先の修理工事期間において、町民の皆様方にはご不便をおかけする場面が出てくるかと思いますが、内子座を次の世代へと引き継ぐため、町民の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、どうかよろしく願いいたします。以上、3件の事柄についてご報告申し上げます。これから台風が多く発生する時期になります。住民の安全確保を最優先に、緊張感をもって迅速な対応に努めてまい

りますので、引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げまして、招集のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（森永和夫君） 以上で、「招集あいさつ及び行政報告」を終わります。

日程第 5 一般質問

○議長（森永和夫君） 「日程第5 一般質問」に入ります。質問は、通告により、一括質問、一括答弁を行い、再質問から一問一答とするか、最初から一問一答の選択制といたします。議員の発言時間は会議規則第56条第1項の規定により40分以内とします。発言残時間は前方左側の壁に設置しております残時間表示板でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。議事整理の都合もありますので、通告者以外の関連質問はご遠慮願います。質問通告者は、3名であります。それでは受付順に、質問を許します。

最初に、下野安彦議員の発言を許します。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 11番、下野です。令和2年9月定例議会、久しぶりに1番目にて質問をします。今朝の新聞を見ますと、昨日の9月1日に新たに国内で633人が新型コロナウイルスに感染したと掲載されていました。今回の新型コロナウイルス、ワクチンが開発されるまでは、先ほどの町長のお話のとおり元通りの生活が戻ってこないのではないかと私も危惧しています。大正時代、1918年に世界中で大流行したスペイン風邪は、日本では45万人の死者を出したということです。人類はこれまでマラリアやコレラ、インフルエンザや結核や赤痢と数多くの感染症と戦ってきました。歴史を振り返ると、感染症は戦争やホロコーストを上回る大量死を招き、ある時は国の社会構造を変化させ、ある時は文明を滅亡させたりすることもあるようです。私ごとですが、10年前に亡くなった父親の3回忌の法事をした時に、家族や親族に配布するために家系図を作成することにしました。そこで先祖の戸籍を調べていました。父親と祖父の戸籍を取り寄せると江戸の末期から明治の初めと先祖の家系図が出来ます。「赤痢が流行して1年に3回も葬式をして大変だった。」と曾祖父が言っていたと、父親が言っていたのを思い出したのです。そこで、今回の新型コロナウイルスの流行で、その時手に入れた戸籍の誕生日と死亡日を再度よく調べてみました。すると、明治29年8月22日から9月19日までの1カ月も満たない期間に、2歳の子ども、そして跡取りであったその子の父親が26歳で亡くなっています。そして、1週間しないうちにその父親のお父さん、お爺ちゃんが51歳で亡くなっています。それとその後跡取りだった父親の妹が22歳で、そして弟が18歳で、合計5人が亡なくなっていました。父親が言っていた3人ではなく、5人が亡なくなっていました。そして、ただ一人私の曾祖父となる3男が生きのびて、その後結婚をして私の祖父を生んだおかげで、現在、私がここでこのように一般質問ができています。本当にウイルス感染は怖いものであると、つくづく思われました。さて、今回の9月議会の質問ですが1番目の新型コロナウイルス対策を考えた中での、

学校教育活動はどのような方針で進めておられるか。また、今後はどう考えておられるかと、2番目の次年度予算への考え方という質問は、すべて新型コロナウイルスに対する対応といった面では内容自体は共通していますので、一括質問一括答弁でもよかったのですが、今までの一括質問一括答弁方式と一問一答方式は質問する立場や聞く立場でどう違うか、わかりやすいかチャレンジしてみますので、答弁の方もご協力いただきますようお願い致しまして質問に入ります。

それでは「学校教育活動はどのような方針で進めておられるか」の最初の質問です。9月に入りましたが残暑は厳しく暑い日が続いています。内子町内の幼稚園・小学校の運動会や中学校の体育祭は、ほとんどの学校が9月から10月の開催でした。数年前からの校舎の耐震化工事に伴い一部の学校では5月頃の春の季節に実施してから、それからそのまま春の開催にした学校もあるようです。今後の運動会や体育祭、マラソン大会等のスポーツ大会や学芸会等の各種学校活動の開催はどの時期にどのような形式で開催されるのか、また中には中止される行事もあると思うが、教育委員会としてはどう考えておられるのか質問します。

○議長（森永和夫君） 只今の下野安彦議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） それでは、ご質問の学校教育活動はどのような方針か、また各種学校活動の開催はということでございますけど、まず、教育活動再開後の基本的な考え方につきましては、「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校管理上の留意点」並びに「県立学校における新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」等を参考に致しまして、各学校において児童生徒等の実情に応じた学校行事等の実施の在り方について適切に判断をするとともに、感染症対策の徹底と学びの保障の両立に努めているところでございます。次にご質問の運動会・体育祭・学芸会等の開催につきましては、現在のところ、町内すべての小・中学校で開催を致します。実施方法につきましては、まず、コロナ感染症対策と致しまして、種目数を減らしたり、観客数の制限、用具の消毒、テントの増設などがございます。また、併せて昨今の高温による熱中症対策と致しましても、給水タイムの設定、ミストシャワーの設置、テントの増設等などの予防対策を講じるようにして致しております。今後につきましても、児童、生徒及び保護者に対し、活動内容や感染症対策、発症時の対応などについて丁寧な説明を行い、感染症リスクがゼロでない中での実施であることを十分理解していただくとともに、児童生徒が安心して参加できるよう感染防止に万全の措置を講じながら可能な限り開催していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 各学校においてガイドラインに沿ってすべて開催しているということでした。その中でこの質問を出した時点で、各私たちも小学校や中学校からの体育祭に関する案内文書が来ているわけなんですけど、そういった中でこういう状況ですので、観覧はできるだけご遠慮下さいという私も理解できる文書なんですけど、その中で体育祭などで観客数を減らすこ

とをという答弁だったんですけど、家族、お父さんやお母さんや、おじいちゃんや、おばあちゃん、皆さん一緒に応援したいなという考えはあると思うんですけどその減らす方法というのはどのように具体的に考えているのか質問します。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 只今、ご質問の観客数の制限でございますけど、それぞれ各学校、工夫を凝らしております。例えば一つの学校でいいますと保護者と小学生以下の兄弟の観客というようなことにしておるような学校もございます。いずれに致しましても各学校この決断というのは苦渋の中での決断ということでございました。感染防止、予防対策ということを十分に配慮した中での実施ということでそれぞれご家族の方であったり親戚の方等も残念な思いあるかもしれませんが、そのところは今回のコロナ感染症対策ということでご理解いただけたらと思います。以上です。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） もう一点、例えば学芸会というのも開催があると思うんですけど、中学校等では文化祭もあって家族の人も見に行きたいという気持ちだと思うんですけど、やはり狭い体育館で密を避けるとなると、観客のいないところでそういう発表をするのも寂しいですし、見に行けないという保護者も寂しいですけど、そこでまたカーテン等で仕切った観覧席の考え方をされるのか、それは各学校が判断となると思うんですけど、教育委員会としてはどういう形が理想でしょうかというか考え方はありますか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） ご質問の学芸会につきましてもやはりどこの学校も苦渋の決断の中で観客の制限というところをおこなっているところでございます。ですので、それぞれ各学校が十分に対策をした中での実施ということですので、その点につきましては教育委員会と致しましても尊重していきたいというふうに考えております。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） それでは似たような内容とはなりますけど、2番目の質問ですが、そういった9月までの各種行事が縮小や中止となっておりますが、先ほど課長の答弁でありましたが児童や生徒、PTAや保護者の思いというものをかなり各学校で含まれているとは思いますが、どのように把握されているのかお尋ねします。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） それでは、2番目のご質問ですけど、コロナ禍において多くのス

スポーツ・文化行事が、縮小もしくは中止が決定されました。児童生徒並びに保護者の気持ちを考えますと非常に残念に思っております。しかし、これは、児童生徒の安全確保を最優先して判断されたものであり各学校が苦渋の決断をしたものでございます。どうかご理解をいただきたいと思っております。児童生徒・保護者の意見や感情の把握につきましては、それぞれの行事を変更する際には変更の趣旨等を、説明会でありますとか、文書にて丁寧に説明をして、理解をしていただくよう努めております。また、1学期末には児童生徒や保護者等へのアンケート調査やPTA会合等においても十分意見等をお聞きしながら、子どもたちに寄り添いながら教育活動に反映をさせているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 私、この一般質問することを思いついた中ではテレビの放送の中で全国放送があったんですけど、夏休み今までの1学期での小学6年生の質問でその子どもが伝えていたのがもう一度6年生をやりたいというのが放映されていました。やはり、子どもたちのコロナ禍ではかなりのそういった授業やイベントが中止されたことに伴う不満がかなりたまっているのかなというふうに感じたからでございます。といいますと先ほどの学校での説明会や文書等でPTAとかにある程度、保護者は理解されているということだったんですけど、そしたら、今のところ児童の方や生徒さん、保護者からのそういった苦情等はあまり出てないということでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 只今のところそういう報告はこちらの方に入っておりません。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 分かりました。それでは3番目で収束がまだ見えない新型コロナウイルス感染であるが、学校教育の中での思い出づくりですよ、これが小学、特に中学生や高校生になると、青春時代であります学校生活での思い出というのがやはり一番に人生の中で深く思い出されるのではないかと思うんですけど、そういった新型コロナウイルスの縛りの中で学校や教育委員会は子どもたちの思い出づくりをどこまで反映できているか。また、対策を残り少ない期間にはなりますが、どう考えておられるか質問します。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡教育長。

〔山岡晋教育長登壇〕

○教育長（山岡晋君） 繰り返しにはなりますが、社会全体が、長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならない状況にあつて、学校教育においては、感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保障の両立を図り、学校ならではの学校でなければ経験できない学びを大事にして、新学習指導要領が目指す学びを着実に実現していかなければならないと

思っております。その意味で、学校行事等の特別活動は、児童生徒一人一人が集団的な協働の学びをとおして、自分たちの力でつくり出す充足感を味わえる重要な機会、教育活動です。各学校においては、密にならない活動内容や会場環境への配慮など感染予防対策をとった上で、規模縮小や代替の取組を実施し、できる限り各種活動が経験できるように努めているところでございます。具体的に、修学旅行につきましては、現在のところ、中止ではなく旅行日程の変更をするなどコロナ感染症の予防対策を講じて、実施する方向で進めているところでございます。また、思い出づくりと言うときに、まず各種行事のことを考えられるのではないかと思いますけれども、学校現場においては、かつて経験したことのない状況下、日々の学校生活の中で、特別に思い出づくりと構えるのではなく、感染防止策を最大限図りながら、子どもたちの主体的で対話的な学びを創意工夫した1時間、1時間の楽しい授業づくり、偏見やいじめのない明るい教育環境づくりに教職員一丸となって取り組んでおります。その日々の授業、日々の体験、日々の活動の結果が、子ども達の心に、これまでになく、みんなで頑張った前向きな思い出として印象深く残り、子どもたち一人、一人のこれからの生きる力につながるように、努めていきたいと思っております。1学期末に実施した各校の児童生徒、保護者、教職員のアンケート結果からも、この困難な状況を、力を合わせて前向きに乗り切ろうとする姿勢がそれぞれに伺え、嬉しくまた有難く思っております。2学期からは、感染状況を的確に把握した上で、より確かな感染防止策に努めながら、1学期には実施できなかった体験学習や外部講師を招聘した学習活動なども再開していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 修学旅行の話も聞こうかと思いましたが、先ほどでました。例えば実施に向けて検討していくということだったんですが、具体的に県外へは考えておられない、この状況の中では県内という考え方でよろしいでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 只今の修学旅行の件でございますけどまず教育長が答弁いたしましたように、町内、小学校、中学校、すべての学校、実施する予定でございます。まず、小学校につきましては実施日につきましては、来年の2月下旬から3月中旬頃で実施をする予定に致しております。日数につきましてもコロナ等配慮致しまして従来、2泊3日であったものを1泊2日に変更と。行き先につきましては、今検討中というところでございます。中学校につきましても4つの中学実施を致します。今現在の予定ですけれども、実施日は来年度に予定をしております。行き先については検討中ということでございます。以上です。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） やはり生命と健康が一番ですので、なかなか行き先を決めることは難しいんじゃないかと思います。そういった中で各種事業縮小中止の中で、私も若い時、小さい時、

小学校、中学校、高校の時、友達との宿泊やそういった体験が思い出深いんですけど、先ほど言いましたように。小田の獅子越え荘でも宿泊体験とか、こういうのも今のところは縮小されているのでしょうか。それとも先ほど修学旅行も実施に向けてですけど、2泊3日が1泊2日とかにいうふうに検討されているということなんですけど、やはり2泊3日の方が楽しい思い出はできるしそう考えると安心な考えの中でいつも付き合いの深い同級生という形の中だったら町内だったら獅子越え荘などに何回か体験宿泊することによって修学旅行を縮小する分の代替案とか少しでも思い出ができると思うんですけど、そのような対応はどのようになっていますか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 修学旅行の実施に向けた考え方につきましては、国交省についてもG・O・T・Oトラベルの中で修学旅行などの教育旅行は基本的に控えるべき旅行には該当しないと。文科省につきましても教育的エリア、生徒たちの心情に考慮した上で中止ではなく、なるべく実施としというようなことを発動されております。そういった中で日程等については短くなったり行く先変更になったりそういうことは出てくるわけでございますけれども子どもたちの思い出作りということで、それぞれ先生また子どもたちでじっくり話し合っていて中身の濃いそういった思い出に残る修学旅行にしてもらえようというふうなことで進めていけたらなというふうに考えております。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 続きまして、4番目のいかざきの大凧合戦や内子笹祭り、小田の燈籠祭りと児童や生徒が参加していた各種イベントもありますし、町長、一番携わっておられる国際交流協会の海外派遣も中止や縮小されているんですけど、このような子どもたちの夢に対して携わってこられた町長としてどのように思いがあるか答弁をさせていただいたらと思います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 私の方からお答えさせていただきます。本当に地域のお祭りであったり、凧合戦であったり、笹まつりであったり、大人だけじゃなくて子どもたちも関わって盛り上げていくということが軒並み中止になってしまった。本当に残念です。残念でたまりません。子どもたちが大きくなった時に私はあれに参加したんよ、こんなふうに汗かいて地域のおじちゃんたちと一緒にやったんよ、そんなものが作れないというのは本当に残念でなりません。もう一つ、下野議員が言われた国際交流協会のドイツ・ローテンブルク市との交流も今年の4月に市長さん他、子どもたちが内子町へ訪れられるという予定でございました。そして、秋口には内子の中学生たちをローテンブルクの方に派遣しようということでのいろんな準備をしていたんですけど、これができなくなった。ご案内のように中学生たち300人を超える若者をドイツに送らせていただきました。向こうからも市長さん他大勢の皆さん方が来ていただいて交流を積み重ねてきたんですけど、本当に残念でなりません。実は、ローテンブルク市の市長の改選がございまして、先

般、新しい市長さん、マルクス・マーゼル市長が就任されました。この新しい市長さんとも私メッセージの交換を致しまして、今まで両国が積み上げてきた交流の財産というのを大事にしたいと。そして、将来に渡って子どもたちだけじゃなくて大人を含めて交流をやりたい。早くコロナ禍がとけるといいですね。とけた時には、お互いに交流を再開しましょうというメッセージのやり取りをさせていただきました。一日も早く交流が再開できることを願っているところでございます。しかし一方でその限られた状況の中ではあってもコミュニティスクールでの地域人材の活用、あるいは、地域の人たちから郷土の文化や歴史、暮らし、伝統行事について学んだり、また体験したりする機会や自治センターでの子どもたちを対象にした自然観察やキャンプ、通学合宿などの講座、また、青少年海外派遣OGからの提案によるシリコンバレーと小田高校を結んだ遠隔授業、国際交流協会が実施している国際理解講座など、様々な機会を活用して積極的に参加もしていただきたいというふうに思っておるところでございます。いずれにしても様々な機会をとらえて今後も子どもたち、また大人も含めた交流の拡大に頑張っていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 町長の気持ちも聞かせていただきまして、まったくそのとおりだと思っております。ローテンブルク市との交流なんですけど、どの時点で保護者やご本人さんの要望がなければ参加はするのではないと思うんですけど。国の海外への派遣というのはどの時点でどういうふうに発表されるのか。またそれが内子町でどのように対応されるのかは検討されているのでしょうか。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 私の方からお答えさせていただきます。ローテンブルク市との青少年海外派遣事業につきましては、例年秋口に実施をさせていただいているということで、今年度の事業につきましては、昨年度の段階から事務レベルではやり取りをさせていただいておったところです。年が明けまして新型コロナウイルスが世界中に拡大していったということでそれを含めまして、ローテンブルク市の市長さんが交代されるということもありまして今後の対応についてどうしたらいいかということで事務レベルでは協議をおこなってきたところです。そうした中、海外への渡航が禁止になったりしまして、3月の末にハルトル市長の方からドイツの感染状況、またローテンブルク市での状況、そういったもののご報告がありまして、そういった状況を踏まえ、ローテンブルク市としましても安心してローテンブルク市へお越しくださいというような状況ではありませんし、今後の見通しがつかないというメッセージをいただきました。それを受けて内子町の方でも国際交流協会また、行政としましても検討を致しまして止む無く中止という決定を3月の末に決定させていただいた次第でございます。以上でございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） それは今年のことだと思うんですけど、今後の開催についての実施に向けて国からの渡航の許可が下りたらすぐに実施しよう、ローテンブルク市との協議の中で実施しようとするのか、考え方をお尋ねします。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 今後のことにつきましては、まず第一にコロナの感染状況が世界中でどうなっていくか。また渡航が許される状態であるかどうかということが前提になってくると思います。それを受けましてももしそういったことが許されるのであれば、完全な感染症対策を実施しながらお互いが受け入れる側もこちらが送り出す側も安心して保護者の皆様から子どもさんを引き受けて、連れていけるという状況が整った時にまた判断させていただきたいと思っておりますけれども、現在のところは両市町のやり取りの中でコロナ禍が収まったのちにまた安心してお会いしましょうというメッセージのやり取りをしておりますので現在のところはまだ先行きが見えていないという状況ですけれども、コロナ禍が収まって渡航ができた段階でまた新たな取り組みに向けて進めたいというふうに思っております。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 分かりました。続いてですけど、「次年度予算への考え方」について質問します。先ほども似たような内容になるんですけど、自治会活動や区の行事、また各種団体の事業も多くが中止や延期、縮小が続いていますが、本年度の自治会や区や各種団体の予算の執行状況はどの程度進んでいるのか。どのくらい中止や縮小されて何パーセント程度なのか。このような現在の状況が続くと考えると、年度末の結果はどの様になると想定されているか質問します。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

〔黒澤賢治自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（黒澤賢治君） それでは、私の方からお答えをさせていただきます。議員さんご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大に伴いまして、自治会でありますとか自治センターの事業、また各種団体の事業であったり、凧合戦、また火祭りなど伝統行事などが、多くの事業で中止や延期、また内容の見直しを余儀なくされている状況です。特に、自治会では、年度当初の桜祭りでありますとか、花見など春のイベント、また町外から不特定多数の方の参加が予想されます盆踊りであったり、夏祭り、飲食を伴う事業などが中止となっております。また、運動会などのスポーツ関係の中にも中止されているものがございます。各種団体におきましても、不特定多数の参加が見込まれるものや、3密回避が難しい事業などは中止となっております。その一方で、環境整備や防災関係事業、伝承行事であったり、人権学習会など、限られた人数での実施。また屋外で感染症対策が十分に行える事業、そういったものは予定通り実施をおこなっている状況です。また、今後も実施予定の事業もございます。また、敬老会につきましては、一同に会して開催するという例年どおりの開催は難しいものの、代わりに自治会の役員さん方が該当者宅を訪問致しまして、記念品であったり、折詰などを手渡ししまして、お祝いの

気持ちをお伝えするなど、内容を変更して実施する予定の自治会も多いとお聞きをいたしております。さらに、夏祭りであったり夜市などは、地域の子どもたちにとって、毎年大変楽しみにしている事業であるということから、お菓子であったり図書券であったりとかそういったものを配ることで、少しでも子どもたちの気持ちに伝える、そういった取り組みをされているところもごございます。このようにコロナ禍ではあっても、各自治会において実施できる方法や内容を検討し工夫しながら事業推進にご尽力いただいております。ご存じのとおり、自治会では独自の事業も多いことや、新型コロナウイルスへの対応に違いもあることなどから、予算の執行状況を総じて一律でお答えすることはなかなか難しいわけですが、現時点で概ねにはなりますけれども、2割から4割程度の執行状況のところと比較的多く、最終的には、これも不確定要素が多い中でのあくまで現在での推測ということになりますけれども、各自治会ともに例年以下ということで、7から8割程度の予算の執行状況と見込んでいるところが多くなるのではないかと推測されます。また、その程度につきましては、今後の感染状況にも影響されるというふうを考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 2割から4割程度の執行状況で最終的には、7、8割の執行かなという想定でございます。私も自治会の役にもなっておりますけれども、参加したのは環境整備の草刈程度であとは自粛、自粛で地域で皆が集まってやるイベントや行事、子どもたちから大人までそういうのが夏祭り等などなかったら触れ合うこともなく、その後の行事の後でも飲み会等の懇親を深めることができるわけなんですけど、自治会や区が隣は何をする人ぞがこの秋でもっと深まるような気がして、大変、危惧しております。野外でできる行事等は、密にならないようにされていると聞いたんですけど、実際、まだ具体的にどういったことをされているか、事例はありますか。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

〔黒澤賢治自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（黒澤賢治君） これもすべての自治会で対応が同じというわけではないんですけど、例えば先ほど議員さんが言われた環境整備事業であったりあるいは伝承行事、例えば私の住んでいる地域で言いますと虫送りとかそういった伝承行事であったりとか、スポーツ関係、例えば運動会は種目が密になってなかなか難しいということで、スポーツならできるだろうということで軽スポーツに変えて実施する予定のところがあるというふうにお聞きしております。工夫をしながら3密対策がとれたり感染症対策が取れる方法を考えて実施していったり今後されるような検討をされるというふうにお聞きしております。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 虫送りやスポーツ大会で密にならないことをされるという答弁なんで

すけど、国の方でG o T oキャンペーンとかそういうふうな制度もされていますけど、なかなか経済を動かすためには、そういうことも必要だし、かといって密は避けなさいと言われるし、なかなか判断が難しいと思うんですよ。これがずっと何もしないのが各自治会や区で続いているとストレスが溜まってしまい、何とかしたいなという気持ちがあるんですけど。かといって役員さん集まればそれは人が集まるのは無理じゃろうと中止というのがまず先に先行してしまいます。で、何かをしようとする密になる体制をどう考えているのかということになるとみんな答弁ができなくなるので、そしたら無難なのは何もせずにおりますかということになってしまうんですけど、町長どうなんですかね。この考え方。密にならないようにやっていかなければ、もう安心安全は何もしないことになってしまっ、もうそれが正義になってしまっ、何かをしたら、この人危ないねというらわれ方をすると思うんですけどどうでしょうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 国等もいろんな生活様式とか行動のガイドラインみたいなものも出しておりますから、それをしっかり守ってその範囲内でちゃんと工夫をしていくということであまり言葉は適切ではないかもしれませんが、過剰反応でブレーキを踏んでしまうというののもいかななものかなというのがあります。全体できちんとやった上でやれることはやっていけばいいというふうに私は受け止めております。以上です。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 大変難しい問題ではありますけれども、地域が潤って地域経済もまわっていくためにはwithコロナというふうに言われておりますけれども、何か考えて行動はしていかないと何もしないことが正義だというふうになってしまうと何も思い出もなく、何もできなくなると思います。

続いてですけど、これから12月の次年度の予算要求やヒアリングが行われると思うんですけど、新型コロナウイルスの終息が見えない中、ヒアリングがおこなわれると思うんですけど、先ほどから言います新型コロナの終息が見えない中で、各種団体や区や自治会はどのような次年度の予算の編成を考えていけばいいのか。収束するものだと信じて例年どおりの考え方でいいのかをお尋ねします。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

〔黒澤賢治自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（黒澤賢治君） それではお答えをさせていただきます。先ほど答弁もさせていただきましたけれども、新型コロナウイルスの収束が見えない状況の中、自治会や各種団体における、今年度事業の実施やそれに伴う予算の執行について現時点で推測することは非常に難しく、最終的に実績として決算されるのはおそらく各団体ともに年度末から来年度初めころになるものと思っております。しかしながら、各自治会におきましては、地域における学習活動であったり、地域づくり、また住民の絆や生きがいくくり、そして防災・減災活動の要であります。そ

して、各種団体は、それぞれの目的に沿った活動を通して、心身ともに健康で住みよい地域の創出、また観光交流の振興など不可欠な存在となっております。このように、現在では各団体等の決算状況の推測が非常に難しいこと、そしてこの先にも不確定要素が多いこと、また、それぞれの団体は、内子町のまちづくりを担う重要な組織・団体であることから、町と致しましては、来年度の補助金等の予算につきましては、コロナの状況でありますとか、団体の予算執行状況を見守りながら、その収束のいかんにかかわらず、自治会や各種団体が例年同様の目的や計画を実現するための事業が円滑に実施できるよう配慮をさせていただき、柔軟に対応させていただきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） コロナウイルスの影響で本年度できなかった事業ということが明確になっていれば執行率をみて、次年度予算を考えるのが普通ですけど、そういった判断は今年ウイルスの影響だから、イベントや事業ができてないけど、次年度の予算としては、それは当然ということ判断されるということによろしいでしょうか。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 先ほども答弁させていただきましたけど、各自治会、団体が例年同様、あるいは今年度できなかった分まで目的に応じた事業が円滑に実施できるよう、効果的に実施できるよう、柔軟に予算編成については対応させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 先ほど町長にも質問しましたがけれども、何もイベントをやらないでしまうと、経済も何もまわらなくなるし、近所の皆さんとの交流も薄くなってしまいますので、早くワクチンができることを祈りまして、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森永和夫君） ここで暫時休憩します。午前11時20分から再開を致します。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、向井一富議員の発言を許します。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 3番、向井一富です。9月議会にあたりまして、一般質問通告書に基づき、この度は大きく3つの項目について質問させていただきます。今回は一問一答方式で質問させていただきますが、初めてですので不手際等あるかと存じますがご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

まず、先般、回覧にて各戸配布されました第2期内子町総合計画まちづくり戦略についてお尋ね致します。このことについては、後日、委員会等で詳しく説明があるかと思いますが、前もって情報があるとありがたいと考え、質問致します。

その中、一点目、戦略1、稼ぐ力のある内子町を目指すの中から、質問致します。その中の1つ目は、前期5年間の総括として、果たして内子町民は稼げているのだろうか。5年前より稼げるようになったのだろうか。個人所得等がどう推移したのか。前期の総評をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（森永和夫君） 只今の向井一富議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） それでは、内子町民は稼げているのか、個人所得等がどう推移したのかという質問ですが、平成29年度愛媛県市町民所得統計の数値を見てみますと、内子町の一人当たりの町民所得は、27年度は、222万9,000円、28年度につきましては、230万8,000円、29年度は、243万7,000円となっています。3か年で見てみますと、9.3%の増になっております。農林業分野につきましては、農林振興課で内子町全体の農林生産物販売実績について調査をおこなっております。平成27年度につきましては、総販売額31億8,558万1,000円でしたが、31年度には、5.4%の増の33億5,688万5,000円となっています。過去5年間では、西日本豪雨などの影響等を受け減少した年もありますが全体的に伸びてきています。販売額が伸びた要因として、青系ぶどうなど新規作物の導入や農林業施設整備に伴う補助事業の活用などがあげられます。結果、ブドウ・キウイフルーツなど反収も大幅に伸びています。また、町内事業者と連携し、地場産品の販路開拓を平成27年度から実施しており、27年度の売上高は、1億390万3,000円でしたが、31年度には、128%増の2億3,680万2,000円と右肩上がりです。売上が伸びた要因と致しまして、東京・大阪・台湾へ販路拡大したことや、消費者ニーズに対応するため首都圏向けに新商品を開発したことです。以上のようなことから、少しずつではありますが個人所得が伸びてきています。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） しっかりと対応していただいて5年間の数字が売り上げとして伸びていると稼げる町になっていると確信めいたご答弁ありがとうございました。

続きまして、2番目のご質問に参ります。今度は、後期の戦略の中の内子ならではの「稼ぎ方」の中に21世紀は「小規模分散」への転換とありますが具体的にはどういうことを意味されてい

るのか。ご教示願いたいと思います。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 議員ご質問の第2期内子町総合計画基本構想にあります、『21世紀は「小規模・分散」への転換をはかること』とございます。これは、後期計画ということではなくて、第2期内子町総合計画の基本構想ということでございますので、前期計画から継続してこの小規模分散への転換を図ることを目標として、まちづくりを進めてございます。この意味はと申しますと、「都市部への人口集中」、また「大量生産・大量消費」、「スクラップ&ビルド」、「金銭的な豊かさ」などの高度経済成長がもたらせた20世紀のような社会ではなくて、規模は小さくても地域ごとの特徴を生かした自立的で持続性のある社会を構築すること、都市部にはない「美しい農村景観」やその中の「暮らし」、「食」、「伝統文化」や「伝統技術」、「地域コミュニティ」等の地域資源に磨きをかけ、「稼ぐ力」に変えていくということでございます。内子町総合計画基本構想の戦略1「稼ぐ力のある内子町を目指す」では、「小規模分散」型の「稼ぐ力」の代表例は「内子フレッシュパークからり」であるとしています。基本構想をそのまま引用すれば、「からり」は、買い手が見えない大規模出荷型の農業から、消費者と顔の見える直接やりとりする小規模分散型へと転換させる中で、生産者の「稼ぐ力」を育て、ひいては「攻めの農業」へとつなげて参りました。これは、からりだけに当てはまることではございません。繰り返しになりますが、豊かな自然、特色ある町並みと商業空間、優れた企業人を輩出した内子町の創業の遺伝子、それら内子ならではの地域資源にさらに磨きかけ、それを「稼ぐ力」に変えていくというのを目指すということでこの基本構想の中で小規模分散型への転換をはかるとさせていただいているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 今の答弁でございます、からりを代表とする小規模な農家がそれぞれ自分の名前を生かして販売をするという形の販売形態を説明されたのかなと思いますけれども、なかなかそれでは全体の売上げが伸びるというのは想像が付きにくいんですけど、やはり農協を中心にした販売、一元集荷で販売をしていくっていう、都会へそれをもっていくという販売の仕方が王道にあって補助的にそういう売り方もあるのかなと思うんですけど、大々的に小規模分散型というのは、なかなかこういう計画の中に入れるというのはいかがなものかなと思うんですけど、そこら辺、いかがでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 内子フレッシュパークからりを例に挙げましたが、内子町の資源、特色に磨きをかけていくというのは例えばずっと内子で取り組んで参りました町並保存でありますとか、景観の保存、現在ではわずかながら、手しごとの会あたりで伝統芸能をさらに伝統技術をさらに磨き上げながら内子のファンを獲得していくということに私はあるんじゃないかなと思っ

ております。ある意味で大量生産、それから大量に都市部への販路拡大を目指すというのも一つの方法かもしれませんが、やはり内子を好きになっていただくということがこれからの交流人口の拡大にもつながりますし、足腰の強いまちづくりができていないのかなど。それがひいては内子に移住を増やすことができたり、定住を進めることができるのではないかなどというふうに思いまして、将来を見据えた時にやっぱりこういうまちづくりの方がやはり将来的にも生き残れるような町になるのではないかなどというふうに考えているところでございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 意図は十分理解はするのですがけれども、現実がちょっと並行して進んでいないのかなというところもあります。コロナ問題で東京集中型というのが本当に状況として悪い状況になっているので人口を分散するというのはいい流れになると思います。そういった意味ではその考えもあるかと思えますけれども、稼ぐ力の中ではもう少し言葉の選び方というのがあってもよかったのかなと思うんですけど、それはいいとして、20世紀に入ってもなかなか大型店舗とか大型商業施設の参入がますます進んで大規模集約型が主役になる関係があると思います。商店街の空洞化が現在進んでおりまして、まさに商店街が小規模分散にあたると考えますが、商店街の再生をどう考えていけばいいのか。よかったらご答弁を願いたいと思います。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員、今の質問は、少し通告と外れているように思います。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 小規模分散とのつながりを説明したつもりなんですけど。例えば大型商業施設が大規模集約型であれば、やはり商店街というのは小規模分散型になるのではなるのかなと思いますので空洞化に対しての思いを解消すべく何か手立てはあるのかということを質問したくて質問しました。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） この稼ぐ力のある内子町を目指すの中で小規模分散型の取り組みということについてふれております。小規模分散型にすることがすなわち稼ぐ力のある内子町をめざすだけではございませんので、議員もご承知のようにこのまちづくり戦略の戦略1の稼ぐ力のある内子町を目指すの中には、大規模集中から小規模分散へはかることも一つの方法であるというふうに規定をしているところでございまして、例えば商店街のあたりの活性化だと、商業者と行政が共同して特色のある賑わいのある商店を作るという部分で具体的な取り組みとしては実行計画の中で賑わいのある商店街といったところで具体的に施策を進めているという部分がございます。大規模店が町内にも出店する中でやはりそのあおりを受けて商店街が衰退をしていくというのは内子だけではなくて、全国的なところで見られるわけですけど、内子はそういう中におきましてもこれだけ町並を訪れていただく方がいらっしゃる。町を愛していただく方がいらっしゃる中でどう商店街をこれからどう住民の憩いの場にしていくかとか、交流の場にしていくかという

そういう考え方に立って再生をする必要があるのではないかと。また、いろいろな方が起業する中で現在商店街の中でもぼちぼちと新たにパン屋さんをはじめたり、いろんな起業される方がいらっしゃると思いますのでそういうふうなところも行政、精一杯応援していきたいということで、補助制度のメニューを作って立ち向かっているところがございますので、いずれにしましてもすべてにおいて大規模集中型ということになるのではなくて、いろいろな手法をもって小規模だけどコツコツと積み上げるとそういったような努力が必要ではないかなというところをこの総合計画のまちづくり戦略の中では書かせていただいているつもりでございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） わかりました。とにかく、コロナで観光客もなかなか戻ってこない状況が生まれてくるんじゃないかなと思います。外国の入国される方もいつ回復してくるかよくわからない中でしっかりとそういう観光客が戻ってくる時にはしっかりと元気のある商店街にしてお出迎えできるようなまちづくりを目指していただきたいなと思いますので、次の質問に移らせていただきます。

この項目の3つ目の質問は、攻めの農業の展開とあります。たしかに町単位の補助事業を利用して作物転換施設導入で攻めの農業が図られていることは肌でも感じております。愛媛たいき農協の農産物取り扱い金額もキウイフルーツや青系ブドウの生産量の増大で全体の売り上げを押し上げております。特にブドウにおいては内子町は愛媛県で第1位の販売量で全国でも82位とのデータもあります。作物転換は手厚く順調に行われておるとは思いますけど、その中で若干、干害対策が手薄になっているのではないかとここ数年の異常気象で水タンクを積んで簡水用の水を運ぶ農家さんを多く見かけるようになりました。特に今年はひどい状況になっておまして減収は否めません。先ほど挙げたキウイフルーツ、ブドウは水の存在が非常に重要な繊細な作物です。このことに今後どう対処していけばいいのか。何か対策があればお聞かせください。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 干害対策が手薄だと感じるが、対策はあるのかといったご質問です。近年の気象条件から見ても、これまでにない猛暑といった環境の変化の中で安定的な農業を営むためにも、干害対策はこれまで以上に必要で欠かすことができない事だと思います。町が主体となり国や県の補助を活用して整備している事業では、大瀬の中野地区と五十崎の大久喜地区の用排水施設整備などがあげられます。また、県営事業では、龍宮堰の整備、富長のほ場整備に合わせた、ため池の整備などを実施しました。現在進めている事業といたしましては、満穂地区の営農飲雑用水施設整備や大登団地・門松団地・230高地の用排水施設の整備を進めているところです。また、町の単独事業といたしましては、内子町農林業施設整備事業があります。これは、農林業者が整備する施設の資材代に対して補助を行うもので、小規模な貯水槽なども補助対象になりますのでご活用していただけたらと思います。地域によっては、まだまだ水不足に頭を悩ませている地域もございます。今後とも、水不足解消に向けて地域に出向き、どのような事

業が地元にとってベストな選択なのか話し合いながら進めていきたいと思っております。以上答弁とさせていただきます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） ありがとうございます。手厚く支援をしていただいて農家の方も本当に助かっている部分もあります。水の問題は大きな問題ですので引き続きよろしくお願い申し上げます。

この項目の4つ目はこの度のコロナ等で稼ぎたくても稼げない稼げなくなった人が全国でもたくさんおられます。そこで社会福祉協議会でお金が借りられる緊急小口資金総合支援資金等の特別貸し付けの現状をお尋ねしますが、先ほどの町長のあいさつの中でも入っておりましたのですが、また重ねてお願い致します。緊急小口資金貸付については、全国においても8月の24日時点で1,045億円となっていて2009年のリーマンショックの時の80倍にもなっています。内子町でもその傾向があるのではないかと想像できますので、現状を答えられる範囲でお答えくださいということですのでよろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 特例貸付の現状についてお答え申し上げます。この貸付事業につきましても、内子町社会福祉協議会が窓口となっている生活福祉資金貸付事業のうち新型コロナウイルス感染症の影響で生活資金にお困りの方向けの貸付でございまして、現在までの特例貸付件数は22件。貸付金額は410万円でございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） この制度を十分に知ってない方もおられると思うんですけど、なかなか借りにくいというところもあると思うんです。現実問題としては、個人の問題ではありますが、借りたお金は返さないといけないし、しかし仕事はない。このことに稼げる町としてはどう向き合うのか、具体的に何か対策があればよろしくお願い致します。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） この制度をしっかりと町民の方にお届けするためには言われますように、周知啓発活動が大変重要だと思っております。町の方では全戸回覧での回覧もおこないました。それから、広報うちこでのそれぞれの融資事業などについての周知を広報で行わせていただいております。今後におきましても社会福祉協議会が窓口でございますから生活相談の一環としてしっかり対応をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 先ほど申したとおり、稼ぐ力の町を標語されておりますので、こういった困っている方、お金を貸してもらいたいのですが、その後どうしていったらいいのかっていう手厚い支援をぜひ差し伸べてもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。

この項目の5つ目、戦略1、稼ぐ力の最後の質問になりますが、コロナにより今後数年稼ぐことが難しい場面が想像されますが、コロナが後期計画にどう影響し、計画の見直しも余儀なくされることも想定されますが、そこのところのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 第2期内子町総合計画後期計画は、昨年度、町民学習会や町民まちづくりアンケートの実施に加えまして、住民メンバー23名と役場職員26名がそれぞれのテーマごとに策定チームを編成して、後期計画の重要施策、ミライ・プランの策定を行ったところです。また、初めての試みとして、町内の中学生・高校生が「将来、住みたい内子町」について話し合う「学校別未来づくりワークショップ」を開催し、中・高校生の考えを計画に取り入れております。これらの策定作業については、新型コロナウイルス感染症が拡大する前に終了致しておりますので、コロナ禍を想定した計画にはなってございません。そのため、新型コロナウイルス感染症のような突発的な事案につきましては、基本計画にとらわれることなく、柔軟な対応を行ってまいりたいと思っております。具体的に申しますと、これから最終段階で整備、確認致します実施計画、いわゆる私たちの課の仕事の中で、柔軟に対応していきたいと考えておりますので、いざれにしましても今後住民の皆さんと対話をしながらこの実施計画づくりに推進していきたいという風に思います。基本計画というのは、基本構想部分は10年間の総花的な町も目標、基本計画は前期、後期、5年ごとのまちづくりの目標を定めるというものでございますので、こういう突発的な事象に対して、その計画の中に盛り込むのが果たしてどうなのかということもございませぬ。そういう部分につきましては、繰り返しになりますが、柔軟に対応ができる実施計画の中で対応しながら進めて参りたいと考えております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 続いて、住み続けられる内子町をめざすについてお尋ね致します。その中の一つ目は、前期の総括として、果たして内子町は住み続けられる町になっているのか、そのところをどう評価されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 第2期内子町総合計画後期計画基本構想では、「住み続けられる」内子町をめざすために「規模拡大のまちづくりからの転換」、それから「内子流のコンパクトなまちづ

くり」、「町民と行政が力を合わせて、安心・安全を築く」、また「U・Iターン人口を確保する」、「愛着と誇りの持てる町」を掲げてございます。町としては、企業誘致や移住につなげるため、町内全域への光ファイバー網の整備を行い、空き家バンク制度や移住体験住宅の整備による移住促進、地域おこし協力隊の積極的活用による地域活性化に取り組みました。また、安全で安心して暮らせるように、防災行政無線の整備、消防設備の充実強化、防災計画や防災マップの改訂、自治会館の耐震・建替、防災士を養成するなど自主防災力の強化も行っていました。さらに、子育て支援の充実のため、認定こども園の開設、放課後こども教室等の充実強化、子育て家庭への経済的支援、こども支援課及び発達自立支援センターの設置など、計画に沿って着実に事業を推進してまいっているところです。その結果、住み続けられるための環境や制度面で、一定の成果は上がっているものと認識しておりますが、依然、社会減による人口減少に歯止めがかからず、厳しい状況が続いていると分析しております。そのため、こういった諸問題の課題を分析しながら、引き続き後期計画で「住み続けられる」内子町をめざした事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） この点で具体的にU・Iターンの確保はできたのか。特殊出生率は計画とおりに推移したのか。お答えいただきたいと思います。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） お答えする前に、合計特殊出生率は次の項目の質問になりますが、これは新たな質問ということでよろしいでしょうか。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 先ほどの質問が終わって、次の質問に入りました。申しわけありません。ということでよろしくをお願いします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 移住者の受け入れを推進するための施策としては、「空き家バンク制度」、それから「定住促進事業補助金や移住者住宅改修支援事業」、また「都市部での移住フェアへの参加」、「移住サポーター制度」などを活用しながら、平成31年度までに100世帯265人の移住者を確保するように計画しておりました。移住者の統計を取り始めた平成19年度から令和元年度までの移住者数は、82世帯、171人となっております。こちら達成率で申し上げますと、世帯数ベースで82%、移住者数ベースで64.5%の達成率となっております。ただし、この数字は町の相談窓口を通じて移住された方のカウントでございますので、直接内子町へ移住された方は、すべてを含んでいるわけではございません。現状では目標数値を達成できて

おりませんが、一方でここ数年、地域おこし協力隊の活躍もありまして、小田地域への移住者が徐々に増加傾向にあるというニュースも報道されてございます。現在はコロナ禍の影響で対面での移住相談は行えていないような状況ですけど、移住ポータルサイトでの情報発信、それから移住促進動画の積極的な活用であるとか、オンラインでの移住相談等を行いながら、移住者の受け入れに努めている所でございます。次に、合計特殊出生率のことを触れられました。町は、子育て世代の移住者受け入れに加えて、放課後児童クラブなどの拡充、それから内子町子ども医療費助成事業の創設、うちこ子育て応援事業の創設、愛顔の子育て応援事業、子育て世代包括支援センター、ニコニコサポートの設立、発達支援センターの設立、子育て支援センター事業の充実、また保育園の建て替え等による保育環境の充実・強化など多方面から子育て、育児、出産、教育を支援しております。しかし、平成31年度の目標1.6人に対しまして、現状は1.25人となってございまして、現在のところ数値が下がった原因分析については、詳細についてできておりませんが、今後もさらに子育て支援の充実・強化に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 子育て支援については内子町は周辺の市町村から、うらやましがられるくらい中学3年生までの医療費の無料化とか、大洲や八幡浜もこの度やるようになっておりますけれども、内子町はそういう市町村に先んじてしっかりと子育て支援をしているということで、内外に強くアピールしていただいて、なお子どもをたくさん産んで育てれる町みたいな感じの施策をとっていただきたいなと思います。宣伝もしっかりとやっていただきたいなと思います。

3つ目に入ります。後期の戦略2の中に高齢者や障がい者福祉を充実させるとありますけれども、2025年問題、2040年問題と高齢化がますます進行していきます。介護施設の不足等、介護の考え方も見直す必要に迫られると思います。そこで家庭で介護の必要に迫られる場合、介護向け住宅改造や福祉用具の需要が必要になると思います。その介護用住宅改造、福祉用具の費用を現在は一時的に全額個人が負担することになっておりますが、それが荷になるご家庭もあると思いますので高額医療費等でも導入されている受領委任払い制度に転換できないかお尋ね致します。ここで一点お詫びを申し上げます。一般質問通告書の中で、この受領委任払いのことを委託払いということで通告しとったんですけど、お詫びして訂正していただきたいと思います。誠に申し訳ありませんでした。その点についてお尋ね致します。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 介護住宅改造等で費用の受領委任払いは導入できないかというご質問でございまして、内子町では一旦全額10割を支払って頂きまして、その後所得に応じた介護給付分の支給を受けるという償還払いにより、住宅改修費支給事業を行っているところでございます。ご指摘の受領委任払いの導入につきましては、より利用しやすい制度とするため、償還払いと受領委任払いを選択できるように要綱の整備をしたいと考えておるところでございます。

ます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 理にかなったご判断、ありがとうございます。しっかりとこのことでためられている方もちょいちょいおいでるみたいでしたので、すごくありがたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

住み続けられる町についての最後の質問になりますけれども、withコロナで住み続けられる新しい生活形式が問われております。そのコロナ禍の新しい生活が後期計画にどう反映されていくのか。先ほど稼ぐ力のところでもありましたけれども、再度、住み続ける町についてもご答弁をお願ひしたいと思います。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 新しい生活様式につきましては、日常生活の各場面において国民一人ひとりが習慣として身に付ける必要がある基本的な感染防止対策として、国が提案しているものでございます。国民全体に広く呼びかけているものでございまして、内子町が独自に提唱を行うものではないことから、総合計画の中には「新しい生活様式」を受けた独自目標は定めることは致しません。国の提唱に沿い、各課、各分野で行います町民対象の活動や、健康増進事業のあらゆる場面において周知や啓発に努めてまいりたいと考えております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） この最近、コロナ回避で田園回帰や分散型社会がしきりに呼ばれております。先ほども申しましたように東京一極集中の弊害がここにきてでているんじゃないかなと思います。そういった意味では各自治体が人々の分散をしっかりとうけもつという形で進んでいたいただきたいと思いますが、そういう意味では内子町に来ていただくような施策、特に重点的な施策というものが何かあれば教えてもらいたいと思うんですけど。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 先ほど移住定住の部分でも申し上げました中でちょっと触れてなかった部分がございます。実は現在、愛媛県といたしましてもそういったような観点、特にコロナ禍の中で地方分散というか、今だからできる地方の魅力の発信ということを考えまして、現在、NPO法人、ふるさと回帰センターの報告によりますと、いろいろなセンターでの面談とかセミナーを開催することによって、移住相談、移住者が右肩上がりに増えているという状況でございます。愛媛県にもかなり移住者が入ってきているという部分で内子町もそれに乗じる形で一生懸命取り組んでいきたいなと思いますがこれからの一つの在り方として地方で仕事ができるというそういう施策が今現在、進めようとしておりまして、具体的にいうとテレワーク、それからバケーショ

ンを併せたワーケーションとかいう新しい言葉も生まれてきますが、田舎暮らしを体験しながら仕事ができるという魅力を発信していこうということで、ひいては移住者の獲得につなげていくというところで現在、南予地方局を中心にそういう事業も取り組んでおりますし、内子町としても県と歩調を合わせながらまだ決定ではございませんが、そういう動きも視野に入れて現在取り組んでいるところでございますので、これからの動きに注目をしていただきたいというふうに思っております。これも一つ先ほど言いましたように、内子町のきらりと光る魅力、これに磨きをかけて移住定住の幅広い分野で多くのチャンスが生まれるというふうに考えております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） そこら辺のことでしっかりと対応をしていただきたいと思います。ピンチはチャンスととらえてですね、ここがチャンスの入り口なんだということで内子町がしっかりと都会の人を受け入れるような仕組みを作っていただきたいと思います。

続きまして、コロナ対策の大きな項目の2つ目、コロナ対策の地方創生臨時交付金の内子町の活用状況についてお尋ねします。まずこの項の一つ目は、具体的にどのように使途されたか。1次2次の地方創生臨時交付金は、内子町ではどのように使途をされたか、また、使用されようと計画されているかお尋ね致します。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるように創設された事業でございます。1次配分の使用については、感染拡大の防止策、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済や住民の支援とされてございます。町で計画した主な事業ですが、感染拡大の防止策と致しましては、非接触型、顔認証付検温システムや非接触型体温計、飛沫防止パネルなどの整備などをおこなっております。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者の経営の安定と継続を支援するため、コロナ対策融資への利子補給や事業者経営安定補助金、そのほか、GIGAスクール構想に基づくタブレット端末やネットワークの強靱化、Web会議システム導入事業などをおこなっております。

次に、2次配分の使用でございますが、家賃支援を含む事業継続や雇用維持への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応とされております。現在、2次配分の事業計画を全町あげて検討している段階でございますが、今月中には取りまとめ、国の方に申請をしたいというふうに考えております。具体的な政策立案ができましたら、速やかに議会へもお諮りしたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 次にこの項目の2つ目、5月1日以降、ひとり親世帯等臨時特別給付金支給受給者と同等の環境、コロナで厳しい環境に置かれた対象者の方は5月1日以降おられるかどうか確認したいと思います。よろしくをお願いします。

○こども支援課長（前野良二君） 議長。

○議長（森永和夫君） 前野こども支援課長。

〔前野良二こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（前野良二君） ご質問の内子町ひとり親世帯臨時特別給付金は、令和2年5月分児童扶養手当受給世帯を対象に給付させていただきました。ご質問の主旨からすると、新たに、令和2年6月分以降、新たに児童扶養手当受給世帯に認定された世帯数のことと考えますが、その世帯数は現在4世帯でございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 6月の質問では5月1日以降にそういう状況になったひとり親世帯に給付金を出すのか出さないのかという質問をさせていただいた時には、出しませんという形で答弁をいただきました。制度があるので仕方がないのかなと思うんですけども、第二次の補正臨時交付金も出るということでございますので再度考え方が変わらないのか、答弁をお願いしたいと思います。

○こども支援課長（前野良二君） 議長。

○議長（森永和夫君） 前野こども支援課長。

○こども支援課長（前野良二君） 前回の議会の時にも答弁させていただきました。今回の給付金は新型コロナウイルス拡大により学校の休校などで家計の影響が大きかったひとり親世帯に対し、できるだけ早く支援をすることを目的として支給をさせていただきました。現在では学校も5月25日には、再開されて子どもたちも家で過ごす時間も減って、家計の負担も軽減されてたと考えております。前回の私の答弁と繰り返しにはなりますけれども、そういったことを踏まえるとこの給付金の目的は果たされており、現状ではこの給付金を活用した対象世帯の拡大支給は現在のところ考えておりません。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 分かりました。

続きまして、特別定額給付金について。今年の4月2日から4月27日の間にお子様例えば生まれたとすれば、27日以降に生まれたお子様と同級生ながら少し差が出て言葉が悪いですけど差別されたような感じになるんじゃないかなという思いをされている方が全国には多くおられるのと、このコロナ禍の中で、おなかで育てながら厳しい状況でお困りの中で子どもさんを出産されるという思いを込めてこの特別定額給付金を今年の4月27日から来年の4月1日まで支給するという自治体も全国にかなりおられるんですけど、その取り組みについてはいかがでしょうか。出すことはできないでしょうか。出来ないか。

○こども支援課長（前野良二君） 議長。

○議長（森永和夫君） 前野こども支援課長。

〔前野良二こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（前野良二君） ご質問にあった地方創生臨時交付金、現在、内子町の子育て世帯の現状については向井議員さんのおっしゃったとおり、我々もよく理解しております。地方創生臨時交付金、元々の趣旨というのが国民一人当たり10万円の給付を行う特別定額給付金です。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、国が国民に対し、様々な経済活動の自粛を要請する中で、迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的に実施されたものです。内子町においても、その主旨を踏まえ、町民に対し迅速な給付金支給に努力をしてきたところであり、国が目指すところの定額給付金の支給の目的は概ね達成できたと考えております。そのことから、今回の交付金を活用した町独自の特別定額給付金の支給は現在のところ考えておりません。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） たぶん、このコロナの地方創生臨時交付金を使うにあたり、27日を過ぎてからのお子さんにも交付金が使えるというようなことが国の方から通知があったと思うんですけど、その通知は確認されていますか。

○こども支援課長（前野良二君） 議長。

○議長（森永和夫君） 前野こども支援課長。

○こども支援課長（前野良二君） その通知は確認しております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 今年はこども支援課が内子町に出来まして、こども支援課元年という記念の年になろうかと思えます。子育てにすごく力を入れている町なんだということをアピールするためにもこの事業は取り組む意味があると思えますけど、町長、いかがでしょうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 当面、今のところは所期の目的が達成できているのではないかなというふうに思っております。今後大きな社会状況等が変化をすればまた考えていくこともあるかと思っておりますけど当面は今のままで行かせていただきたいと思っております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） とにかくこども支援課ができた年でもありますのでまだ日にちはありますのでしっかり検討していただいて前向きに考えていただきたいと思えます。

続きまして、最後の質問になります。このところ、町長、任期満了が近づいたせいか、町長選についていろいろな噂話をよく耳にするようになりました。そこで稲本町長に4選目に対する

所信を問いたいと思います。稲本町政12年の実績は誠に顕著であり、町民の皆様もそう評価されていることは間違いないと思います。ハード面、ソフト面、たくさんの実績がありすぎて詳細に語りつくせませんが、思いつくところで加戸病院移転開設、公共施設、学校、保育施設の耐震化、また新築、学校のエアコン設置、防災無線の充実、町産品の販路拡大、愛媛大学医学部との連携、地場産業の六次産業化、デマンドバスの運行、国際交流事業、東京豊島区と防災協定締結、自治会自主防災組織の強化、子ども医療費の中学校卒業までの無料化、インフルエンザ予防接種の助成、内子町総合計画の策定推進、重要文化財の保護、有効活用、その中でも国県の事業を積極的に取り込んでの事業の推進により健全財政の立て直しなど数多くの実績をあげられたと考えます。また、合併後の旧3町を平等なまなざしで見られ、分け隔てのない行政施行は、目を見張ります。このことは、町民の皆様が周知のことと存じますし、続投を希望されている町民の方は多いと思いますが3期目を終えられようとしている今、3期目を現在まで振り返っての思いと、内子町は、第2期内子町総合計画まちづくり戦略の後期に向けて、少子、高齢、人口減少化、過疎化、また、コロナ対策等、非常に難しい町の舵取りを迫られるまさに、時代の分岐点にあると思います。そこには優秀な町長さんが必要と考えるが、4期目を目指されるのか、お考えをお聞きかせ願いたいと思います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 向井議員にお答えを致します。ご質問の中で高い評価を述べていただいて、大変恐縮しております。身に余る光栄をいただいたなと心から御礼を申し上げたいと思います。結論から申し上げますと、来年年明け早々に執行されます内子町長選挙においては、私は立候補しない考えであることを申し上げさせていただきたいと思います。少し振り返らせていただきたいと思います。私の町長就任以来大きな政策の柱としては、何とか子どもたちに夢が与えられるような町を作っていくたい。お年寄りの皆さんが安心して住めるような町にしたい。働く人達が元気になるような町にしたい。そして、防災対応を含めた安全安心な町にしたい。こういうことを大きな政策の柱にして今日まで向き合わせていただきました。微力ではありますが、自分なりに全力で向き合わせていただいたんじゃないかなというふうに思っておるところです。まず、少し振り返りますと、子どもたちに夢をとということにつきましては、向井議員さんから縷々細かい事業の展開内容についてご質問の中で触れさせていただきました。幼稚園や学校の教育施設の耐震化であったりエアコンの設置であったり、教育の環境の整備については一定できたんじゃないかなと思います。また、国際交流でドイツのローテンブルク市と姉妹都市盟約を結びまして、特に子どもたちの国際化への関心の高まりや英語力の強化につながってきたのではないかなというふうに受け止めております。また、沖縄県宜野座村との姉妹都市の縁を生かしまして、子どもたちの伝統芸能に接する機会が持てるようになった。これも挙げられるというふうに思います。それから、中学卒業までの医療費の無料化ができたということ。そして、大きな費用を投入しましたが、内子運動公園の整備が概ね完了したことがあります。

2点目の働く人に元気をでございますけど、町内どこでも光回線の整備ができて、町内どこでもネット環境が整備ができたということは大きかったなと思います。また町が関与した農産

物や企業製品の販売額が招集ご挨拶の中でも申し上げましたように右肩が少しずつ上がってきた。一定の成果が見えてきたのではないかなと思います。なによりもからりが全国モデル道の駅に認定されるなど高い評価を受け、内子町の農業、農村の振興に貢献できるようになったというふうに受け止めております。特に大事な水の問題があります。満徳地域全域に水道の施設の整備ができ、若干残っておりますけどできた。これも大きかったのではないかなと思います。また実行委員会の皆さんが本当に踏ん張って頑張っていたいただきました内子座文楽であります。20数回重ねてまいりましたけれども、全国の皆さん方が大勢内子座にきていただくようになりまして、一定の評価を受けるようになったのではないかなと思います。実行委員会の皆さん方に心から感謝を申し上げたいと思います。お年寄りに安心をでございます。これも向井議員さんのご質問にもありましたけれども、やはり大きかったのは加戸病院の誘致、また愛大の医学部との寄附講座の開設によりまして済生会小田診療所にお医者さんを派遣していただくことになった。これによって地域医療がより充実してきたのではないかなと思っております。これはお年寄りだけではなくて内子町町民全員に影響を与えられたのではないかなと思います。それからデマンドバスの全町運行がございまして。安心・安全の町づくりの分野におきましては、防災行政無線施設のデジタル化が全町でできたと。現在戸別の受信機等整備しておりますけれども順次整備できていくだろうと思っております。それから少しずつではありますが、自治会館が避難所にもなるということも老朽化しているところ、危険性の高いところから整備をさせていただきました。ちょっとこれはまだ時間がかかるかもしれませんが着実に取り組んでいくべき課題であろうというふうに思っております。残したものとしましては、先ほど申し上げましたように内子座の改修が今年度調査工事に入ります。これも少し時間がかかる、着手したところだというふうに思っておりますし、本町の商店街の街路灯の整備であったり、無電柱化の問題、まだこれからというところで宿題として残しました。それからコロナの感染拡大によって地域経済の低迷したり、観光動向の不透明化によって新深山荘建設が凍結ということになっております。これも宿題として残しました。もろもろ他にも行政の継続性を考えるとこれから計画していくもの、実施に移すものなど、継続してやっていくものももろもろあると思っておりますけど整備すればそういったことが考えられるというふうに思います。また一方で町の財政でございますけど、合併した時には起債総額が161億円ございました。基金が28億円ございました。私が町長にならせていただいた時に、起債総額は116億円、基金が33億円ございました。これは一般会計でございます。令和2年度には起債総額が約80億円、基金が総額が64億円、これは何も事業をやらずにプールしていくということではなくて、次の世代のために、次の子どもたちのために、若者たちのためにある程度プールして思い切って使っていくその原資になればいいというつもりで、こういうふうな財政運営の仕方をさせていただきました。県内では健全度合いはいい方ではないかなというふうに受け止めております。また全国レベルの表彰もたくさんいただきました。からりが全国モデル道の駅に認定を受けたり、内閣総理大臣賞をいただきました。文化庁長官表彰、また内子座が国の重要文化財に認定をされ、アジア都市景観賞もいただいたり、これは職員のがんばりや町民の皆さんのがんばりが大きかったんですけど、広報うちこが2年連続内閣総理大臣賞をいただいたり、こういう数々の高い評価を受けました。公約は町総合計画の施策と連動させながら、自分なりに全力で向き合ってきたというふうに思っております。ただ、その評価につきましては、町民の皆

さんの皆さん方に委ねさせていただきたいと思っております。2つ目の考え方として、長く公務に携わらせていただいたということがあります。ご案内のように私は、昭和49年22歳で旧内子町に奉職をさせていただきました。平成11年48歳から教育長をさせていただきました。そして助役、副町長に就かせていただき、平成21年からは町長として仕事をさせていただきました。職員時代からしますと、47年間になります。この間、町民の皆さん、議員の皆さんをはじめ、多くの人に支えられ、励まされ、今日に至ってきました。現在は、愛媛県町村会の会長、全国町村会の副会長をさせていただくなど、長く公務に携わらせていただきました。町長という立場は行政のトップとしてその権限を行使することにあります。その時々状況にもよりますが、私は町長のそういう立場を考えると、町長という職は3期12年、これが適当なのではないかと自分なりに解釈をしているところであります。そういうふうにも総合的に考えたうえでこれから行政に新たな空気を注ぐ必要もあると思います。今期をもって町長の任を解かせていただきたいと考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 今の答弁を聞いて驚いたわけなんですけど、答弁の中でまだ少しやり残したことがあるということも言われたと思うんですけど、先ほどから申し上げておりますように、内外ともに非常に厳しい舵取りを迫られた内子町じゃないかなと思いますけど、現時点では稲本町長より優れた町長はいないんじゃないかなと町の人もそう思われとるんじゃないかなと思うんですけど、考え直していくということはないでしょうか。もう一度、再度聞き直します。よろしくをお願いします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） お気持ちはありがたく受け止めさせていただきますけれども、私の考えはぶれることはありませんので、ご了解いただきたいというふうに思います。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 分かりました。心の中でしっかりと決められておるということでございますので、なかなかそれ以上の言葉は出ないんですけど、それにしても前の河内町長から全幅の信頼を受けて町政を担ってこられた、先ほども縷々述べさせていただきましたけれども、功績は大きいものがあるかなと思います。先ほども申し上げたとおり、町を見渡しても稲本町長に勝る人はいないという個人的には感じているところもあるんですけど、やり残したこともあるということで、誰に跡を任すのかということも大事になってこようかと思っております。現時点で後継者ということをどう考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） これからいろんな状況の中で立候補される方があろうかと思っております。こ

の場ではその話は控えさせていただきたいと思います。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（森永和夫君） 午前中の一般質問はここまでとし、午後1時30分から再開を致します。

午後0時29分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、関根律之議員の発言を許します。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） それでは通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきたいと思っております。私は最初から一問一答方式で行いたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い致します。

6月以降、都市部を中心に新型コロナウイルスの感染判明者数が増え、医療体制が脆弱な地方への波及が大変心配されていましたが、7月末頃をピークに全国で感染判明者数も減少傾向にあり、県内でも感染判明者が確認されない日が続くなどもあり、町民の間でも少しずつ落ち着きを取り戻しているように見えます。しかしながら、この冬のインフルエンザ流行シーズンにかけてインフルエンザと新型コロナウイルスの症状の見分けがつきにくいことから医療機関等でも症状者への対応は難しいとも言われ、感染への警戒を緩めることはできません。住民が安心して経済社会活動をおこなっていくためにはこれまでの発症者や濃厚接触者への検査だけではなく医療や介護など社会的に欠かせない仕事に従事する人たちに対して感染者を早期発見するための検査を拡充していくことが必要と言われますが、国や県の対応は遅く、住民の感染への不安はいつこうに解消されていません。病院、介護施設、障がい者施設、保育園、学校などの職員などに対して定期的なPCR検査が必要と考えます。県や国の指示を待つことなく、こうした定期検査を必要とする人数を算出して検査計画案を作成し、県に検査実施を要請できないでしょうか。その際、検査費用はいったん町債や基金を活用し町の予算から出し、後に県や国に交付金を要求していくことを検討はできないでしょうか。

○議長（森永和夫君） 只今の関根律之議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 私の方から関根議員にお答えをしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、日本の国民生活および経済活動に甚大な影響をもたらしておりまして、なかなか収束が見通せない状況にあるというのはご案内のとおりでございます。

ご質問の定期的なPCR検査の実施につきましては、今後、感染の第2波、第3波も懸念される中で、医療や、介護、保育サービスの維持、児童生徒の学びの保障を行う上で、最も重要な対策の一つであると考えております。愛媛県におきましては来月以降、医療圏域ごとに全自動PCR検査装置の導入や、不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査が行われることとなるなど、順次検査体制の拡充が行われているところです。しかしながら希望する方が自由に検査を受けられるという状況にはなっておらず、町が直接、県の検査機関に検査依頼はできないという状況であります。やはり、人々の行動を制限をするという大きな要因は、もしかしたら感染するかもしれない、もしかしたら他人に移すかもしれないという不安があるがために、行動にブレーキがかかったり、ひいては経済活動にブレーキがかかるというような状況だと、こういう不安をどういうふうにして解消するか。これは検査体制の拡充、検査機械の拡大をする以外には私はないと思っております。そういう意味では、今、議員のご質問にあったように、そのご質問については私も同じような意見をもっておるところでございます。特に、介護にかかわるサービスをしておられる皆さん方、あるいは行政の職員であったり、幼稚園、保育園、学校の先生方であったりそういう直接接するようなどころについては、優先的にきちんと検査をするということがとても大事だというふうには私思っております。この7月に、「介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所そして保育所等における新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、感染が疑われる職員をはじめ、当該事業所等の関係者が優先的にPCR検査を受けられるよう、検査体制を整備すること」を、全国町村会として要望としてまとめ、関係各省庁に対して強く要望を行ってきたところでございます。順次、国の方もそういう体制整備ができつつあるというふうには思っておりますので、そういう状況をしっかりと見守りながら、特に対応していきたいというふうには思っておりますが、議員ご指摘の通り、いつでもどこでも自由ということについては、民間で対応するしかないというのが今現状だと思います。3万円から5万円くらい1回かかると。その費用をどういうふうな形でまかなっていくのか。それも1回だけでは済まないわけでございます。定期的に行っていくとけないということがありますから、国の方としてもしっかりその体制を整えていただきたいと、その動向を見守ってきたいというふうには思っているところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 町長からこういった病院や介護施設、快適に必要なエッセンシャルワーカーなどという言い方もされますが、こういう仕事につく職員の方々に対して定期的な検査をしていくことが重要という考えをしっかりと持っていらっしゃるということにつきまして、安心しました。また、町村会を通じても強く国や県に要望するというところで県においても検査体制の拡充が全児童のPCR検査機械ですかというのも決まったようですし、これからそういった拡充をどうやっていくかということが検討されているところだと思いますけど、具体的に病院、介護障がい者いろいろあると思いますし、あとは検査の頻度をどのくらいにするかというようなこともあろうかと思っております。内子町だけでということではなくてこれは県内全体での市町においても同じような要望をもっておられると思いますので、内子町だけ優先してというわけにはいかないと

いうことはよくわかりますけど、そういった検査の優先度、私は新型コロナウイルスの死亡者で高齢者、持病をもっている方が非常に多いということからもまずは高齢者施設で働く従業員の方がまずは優先されるべきだろうというふうに考えますが、そのあたりの優先度、それから定期的などいいましても2週間に1回くらいが適当ではないかというようなことも言われていますけど、そういったことを具体的に県やそういった機関と検討する機会なんかはあったんでしょうか。そういった協議はされているのでしょうか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） PCR検査の今後の取り組みにつきましては、8月の28日に新型コロナウイルス感染症対策本部決定ということで、今後のPCR検査の在り方などについて指標が出されております。まだ指標がだされたという段階でございます、優先度であるとか頻度について細かい内容につきましては、今後順次検討されていく予定になっているところでございます。今のところ、現在においては、またそのあたりの議論までには至っておりません。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） PCR検査の指標が8月28日に出されたということですが、国からの指針、県からの指針でしょうかということが一点と、優先度の違い、これは町としてどう考えているかということでもけっこうなんですけど、高齢者施設、それから保育園、学校などありますけど、そういった優先度みたいなことを町として考えているようなことがあれば教えていただけますでしょうか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 先ほどご紹介いたしました、新型コロナウイルス感染症に関する今後の取り組みが令和2年8月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部の決定として出されたものでございます。町内での優先順位についてはまだ議論はされておりません。今後検討していかなければならないという考えでございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 一点目の質問、お答えいただけないような気がするんですけど、国の対策本部ということでしょうか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定したものでございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） これからそういう制度の方も議論されてないということで検討されていくということになると思いますけど、ぜひ町の方でも高齢者施設や保育園や学校などの実情を聞き取っていただいて懸命な判断をしていただきたいというふうに思います。

それから2番目として、今後の感染拡大に向け、医療や介護、保育の現場にクラスターが発生した場合の対応、具体的には人員確保、そういったことの対策というのは協議されていますでしょうか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 内子町が設置いたします町立の認定こども園、児童館などの児童福祉施設においては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、保育所における感染症対策ガイドラインに沿い、感染症対策の徹底を図っているところでございます。民間の病院や診療所、介護サービス施設においても「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や業種ごとの「感染症対策マニュアル」に沿った対策を取っていただいております。町立の認定こども園、児童館などでクラスターが発生した場合には、保健所の指示を仰ぎ、感染症対策を講じることとし、必要であれば施設の休館、休園を行うこととしております。介護サービス施設では感染者が発生した際におきましては、業務継続時に問題となる職員不足に対応するため、愛媛県において感染者発生施設等に応援職員の派遣調整を行う、えひめ福祉支援ネットワークを構築されたところでございます。この県のシステムとは別に、大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合の各施設も参加する愛媛県老人福祉施設協議会においても同様の職員相互応援システムを構築をしているところでございます。病院や診療所におきましては、感染予防対策に重点を置き、万全の対策を講じて頂いており、クラスターが発生した場合には、保健所の指示により、状況に応じその後の対策を講じるとされているところでございます。以上でございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） しっかりと協議、検討されているということで特に介護施設については県とは別に相互応援システムというものが出来上がっていると、検討がされているという答弁をいただきまして、町民としても安心できるころだと思っております。

3番目として、新型コロナウイルス拡大の影響による収入減少に対して個人に対して、事業者に対して、様々な支援がこれまでも講じられてきているところではありますけれども、先に全戸配布で回覧において、緊急小口資金ですとかその時の支援方法というのは回覧で案内されておりますし、広報うちこにおいても、個人支援と事業者支援という形でわけて非常に分かりやすくその時の支援方法についてご案内をしていただきまして非常にありがたくそういうふうに案内していただいていることについてはよかったというふうに思っておりますけれども、その後、様々な追加の支援ということができまして、ホームページ上では個人支援と事業者支援のところ追加で支援方法があるということについても追加されているのでそこをみた方については非常に分か

りやすい形にはなっているんですけど、ホームページをご覧になれない方ですとか、そのことがホームページ上にあるということを知らない方にとっては追加の支援方法があってもなかなか覚えていないですとか、そういったこともあるのではないかと考えておきまして、ここにきて改めて、個人支援の方法、事業者支援の方法、そういったことがありますよということを改めて周知をしていただくことが必要ではないかと考えるんですが、そのあたり今後の周知についてどのように考えておられるのかをお願いします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入が減少した個人や事業所の各種支援事業について、広報うちこ6月号でお知らせをするとともに、公式ホームページに詳細を掲載しております。また、追加された支援事業については、7月号以降の広報紙で掲載をしております。一方で広報紙への掲載依頼がございましたも、紙面が限られていることから掲載できない場合も生じております。そのため、広報紙への掲載は原則1回ということを取り扱わせていただいております。公式ホームページではバックナンバー等も掲載しております。ホームページが閲覧可能な方につきましては、過去の掲載内容も確認できるように準備を整えております。よって、広報誌を通じての再度の掲載というのは基本的には考えてございません。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、生活に困窮されている方のために必要な支援情報というのは私どもも必要だと考えてございます。今後の状況を見極めながら必要に応じて、新しい制度ができた場合にはまた広報誌への掲載も当然、考えて参りますし、ホームページの掲載も考えていくところでございます。ホームページが閲覧できない方へのためにという、そこら辺も十分配慮していかないといけないというふうに考えておりますので支援情報をまとめたチラシ、議員冒頭にもございましたように、各戸回覧でありますとか、戸別配布の別のチラシを分かりやすくまとめたやつを周知できないかなというふうに考えてございます。情報を周知することが大前提、それからその周知した内容で個別に適切に対面で相談を受けるということも大切なことだと思いますので、そういうふうな形に繋げるためにも周知については力を入れて参りたいと思います。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 追加の周知の方法についても丁寧にその方法を考えていただいているという答弁をいただきまして、ぜひそのように懸命な判断でやっていただきたいというふうに思います。

次に、豪雨災害への避難対応ということで次の質問に移らせていただきます。昨日は防災の日でした。7月の記録的豪雨は日本各地に甚大な被害をもたらしました。内子町でも、7日午前9時55分に内子町全域に避難勧告、11時45分には知清下流沿岸と大瀬の本町の一部地域に避難指示が発令され、翌8日朝に避難勧告・避難指示が解除されるまで町内18か所に避難所が開設されたということを今日も説明いただいたところであります。一昨年西日本豪雨災害から

たった2年で、またしても災害級の集中豪雨を経験し、激甚化する気象災害への避難対策の重要性はますます高まっています。7月上旬に起きた集中豪雨による住民への避難対応について、2018年7月の西日本豪雨災害の教訓として活かされたこと、難しかったことなど町としてどのように評価し、今後の対策をどのように考えているかお聞きしたいと思います。

まず一番目と致しまして、住民への避難所への誘導、避難所での対応はどのようなものだったのでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 改めて言うまでもございませんが、平成30年7月西日本豪雨は、西日本を中心に記録的な大雨をもたらして、未曾有の大災害を引き起こしました。その被害は、私たちの記憶と想像を遙かに超えるもので、改めて、自然災害の脅威と災害に対する備えの大切さを学んだところでございます。各自主防災会では、西日本豪雨災害を契機として、防災士資格の積極的な取得や、避難経路、避難場所、危険区域を確認するなどの図上訓練、専門家や大学、また「アマチュア無線の会」などと連携した実行性の高い防災訓練などを実施されるなど、自助・共助の意識がずいぶんと高まってきたと実感しております。非常時の避難につきましても、町の避難勧告を待たずして、自主避難されるケースが増えてまいりました。今回もそうございました。内子町でも、その取り組みを後押しするため、昨年度から自主防災組織活性化支援事業費補助金により、限られた予算の中ではありますが、積極的に支援をさせていただいているところでございます。町の取り組みと致しましては、これまでも再三ご説明申し上げてきましたように、まず非常時の情報伝達手段の強化として、デジタル防災行政無線の整備並びに戸別受信機の整備に取り組んで参っております。また、防災無線放送内容をメール配信サービスを進める一方で、地域防災計画の改定、避難所備蓄品の充実や避難所でもある自治会館の新築等に積極的に取り組んでおります。今後も、まずは「内子町から一人の犠牲者も出さない」という強い決意をもって、諸対策に向き合っていく考えでございます。さらに現在は、新型コロナウイルス感染症に対しても細心の注意が必要であり、これまで以上に、多様な避難の方法、一人一人に配慮したキメの細かい避難所運営のあり方が求められております。そのような中におきまして、7月上旬におきました集中豪雨による住民への避難対応について町長の招集挨拶にもありましたが、重なる部分もございませけれども改めてご説明申し上げたと思います。7月4日土曜日から11日土曜日にかけては災害対策、警戒本部を計5回設置し、対応にあたっているところでございます。特に、大雨となりました7月7日火曜日から8日水曜日にかけては、7日の午前9時55分に土砂災害警戒情報が発令されたことに伴いまして、その後全町に避難勧告を発令しました。また、小田川の増水により11時45分には、知清橋下流、大瀬商店街の地域、319世帯、747人に避難指示を発令しました。避難勧告の発令、避難所開設の情報につきましては、防災行政無線、メール配信に加えて、愛媛県災害情報システムによりテレビのデータ放送に表示することにより広く周知をしております。開設した避難所は計18か所、うち5カ所においては住民の皆さんによる自主開設でございました。7日のお昼、午後0時30分の最多時点で、23世帯47名の方が避難されてございます。各避難所においては、コロナ禍の影響で感染防止対策に注力致しまし

た。マスク着用、手指消毒、定期的な換気、ドアノブなどの共用部分の消毒などを実施しております。消防団の皆さんも、7日から8日にかけて、合計306人の団員が水防活動にあたっていただきました。職員も、総勢110名が対応にあっているところです。今回の災害対応を振り返りますと、平成30年の西日本豪雨の教訓から、町民の皆さんの自主的な早めの避難が随所に見受けられました。日頃の防災訓練による成果であると感じております。町としても、空振りを恐れず早めの避難を呼びかけたこともあり、幸いにも人的被害はございませんでした。以上でございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 町が今回の豪雨対応についても非常にきめ細かく対応していただいているということは、前回の西日本豪雨の教訓を受けてしっかりやっただいていただいているというふうには実感しているところではあります。非常にありがたいというふうに思っております。その上であえてお聞きするんですけど、避難指示が出された方が740数名対象がおられるということで、その内、この避難指示以外の方も含めてだと思んですけど、避難所に避難された方が最大で23世帯47人という数字もいただいたんですけどなかなか私自身の周りの人を見ても避難所に避難する方が少ないというふうに、これは内子町に限ったことではないんですけど、そのあたりどの様に認識されているのか。精一杯やっというところも分かりますし、町として何か工夫というか何か考えておられるところがあるのかどうか。もう一度、お聞きしたいと思えます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 次の質問のご予定の内容とも若干重複はしますが、改めてお答えさせていただきますが、町としては何より正確な情報と迅速な避難を呼び掛ける、早め早めの避難を心がけているところでございます。避難指示を出して住民の皆さんが一律に避難をするということ考えると避難をすることがかえって危険なところにいらっしゃる方ももちろんいらっしゃいますし、より安全なところに避難されている方もいらっしゃるかもしれません。それから垂直避難をされていらっしゃる方もいらっしゃいますし、ようは自分の身に危険が感じられない場合を想定されていると思いますので、一律に避難所に避難することがいいことかというところでもない部分もありますので、その時、その時の状況によってまずご自分の判断で判断されるというのが避難の大原則ではないかなと思います。我々としては今こういうふうに水量が雨量がある危険が迫っています、早め早めの避難をお願いしますということで避難の周知を呼び掛けて、避難所についてもどこそこを開所していますという情報をお伝えをしているところでございますので、全員がその避難所に避難してくださいという呼びかけではございません。とにかく安全なところに逃げさせていただくということが大前提であろうというふうに考えています。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 次の質問ともかぶるようなことを再質問で聞いてしまったんですけど、次の質問に移らせていただきます。

7月の今回の豪雨災害を受けてだと思うんですけど、国は災害時に市町村が出す避難情報のうち「避難勧告」というものを廃止して、「避難指示」に一本化する方針を固めたと報じられています。そうすると、受け取る方にとっては、これまでの「避難勧告」、推奨よりも、指示という形に変わりますので、より一層強いメッセージになると思いますので、住民にとってみればより避難しなければならないと求められているんだというふうに感じるようになると思うし、そういうふうにしては求めているんだと思うんですけど、一方で、7月上旬の今回、避難勧告が発令された時でも、先ほども申しました23世帯47人という数を聞きましても、避難した人の割合は、非常に低い割合ではないかと思うんですけど、その理由として様々な要因があると思うんですけど、おっしゃられたように却って外に出て移動することは危険だというふうに判断されたということももちろんあると思います。しかし、根底のところでは大きな理由の一つには避難所への滞在の不安というのがあるんだと思うんです。不安という要因の一つは、プライバシーへの配慮というのがやはり低いのではないかということです。「非常時なんだから我慢しなくては」というような日本人にありがちな心の持ち方みたいなものが、避難所は一時しのぎの場所だからプライバシーですとか快適性というのは犠牲にされても仕方がないというふうにされて、本当に避難が必要な時でもなかなか人が集まらないというような事態になっているのではないかなというふうに感じます。今回、避難所に避難せずに、自宅にとどまったある一人暮らしの高齢者の方、この方、土砂災害警戒区域でもあるんですけどこの方が「こういう時にAZホテルのようなところに泊まれないだろうか。」というようなことをおっしゃっていたんですね。そして私もそういうホテルに泊まるというのは、なかなかハードルが高いんじゃないかという気もしたんですけど思ったんですけど、昨日の愛媛新聞の防災特集などをみても避難所の対応の一つとして宿泊施設というのも検討されるべきではないかということも報じられておりました。避難所対応として感染予防や、体調の悪化を防止する観点から、やはり最も望ましいのは、ホテルや旅館等の宿泊施設への避難だと思います。もちろん全員というわけにはいかないと思いますし、まずは高齢者や障がい者、乳幼児などを抱える方、災害時要配慮者が優先されるべきですけど、実際に東京都や長野県、静岡県などは宿泊業者の団体等と災害時の避難所確保の協定を結んだり、検討を始めているという自治体が出てきているということです。内子町でも避難勧告、指示が発令されるような災害時に避難所の滞在場所として、町内の宿泊業者等と協議を始めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 先ほど答弁したことと一部重複する部分もありますが、改めてご質問があった部分についてお答えさせていただいたと思います。まず、身の危険を感じれば、空振りをおそれず、直ちに安全な場所へ避難していただくことが先ほども申し上げた通り、それが一番重要であると言えます。行政としても一番大切な対策としては、避難への適切な誘導と多様な避難者に対応した避難所の充実と安全・安心な運用だと考えます。おっしゃられたプライバシーに

配慮した部分というのは、これからの避難所運営には求められていることだろうと思いますし、一足飛びにはいかないとしてもこちらの方は少しずつ充実させていただきたいと考えております。具体的には一斉に大勢の避難人員を収容する場所としては体育館と考えられますが、体育館はどちらかというと長期にわたる避難には適さない場所でございますのでまずは短期の避難滞在に適格なそういった環境を整備することが非常に重要であると思います。よって、今度の交付金のあたりも活用させていただきながら、そういう段ボールベッドの配備、そういうふうなところは充実をさせていただきたいと考えておるところでございます。避難ということを考えますと一律に避難所に避難をするということでもないということをおしほほど申し上げましたとおり、「難を避ける」ことでありますから、安全な場所におられる人は避難所に行く必要性はないということでございますし、必要性も高くないと考えております。何があるか分からないということも想定して普段から自分が住んでいる場所の災害リスク等をひとりひとりがお考えいただいたらなというふうに思います。それと併せて危険箇所の把握でありますとか、こういった時にはここにまずは逃げようというそういう家族での話し合い、地域での話し合いが大切でないかなと思います。新型コロナウイルスが大きな問題となっております、避難所運営にあたっては非常に課題の多いことだろうと考えております。こちらについては、先の6月議会におきまして、久保美博議員、向井一富議員のご質問にも一部ご答弁させていただいた部分もございますけど、現在、感染症が終息していない現在において、避難所への避難者数を増やすことが、かえって感染拡大のリスクを高めてしまうということもひとつございますので、避難所が過密状態なることを防ぐために、可能な場合は、特にこれは愛媛県も推奨しておりますけど、分散避難が大切になってこようと思います。親戚や友人の家、それから車による高台避難、自宅2階への垂直避難などもその選択肢の1つでございますので、あらゆる場面を想定して考えていただきたいと思います。それからホテル宿泊施設での協定、これも考えてはどうかというご質問ですが、そういうホテルとか宿泊施設についての避難につきましてはある程度長期化するような、場合において非常に有効ではないかなと考えておりますが、それと短期の場合、それから内子町の場合、立地条件考えますと、ホテル、旅館については内子の中心部以外にはないわけですが、中心部にしかないということによってそこに山間部の方から避難することによって逆にリスクを高めてしまうということも十分に考えられますので、簡単にホテルがあるからホテルと避難契約を結んだらいいとか、避難所開設の締結を結んだらいいじゃないかという考え方にはちょっとすぐには結びつかないだろうと思います。これは、あらゆる場面において長期化する場面でありますとか特に配慮が必要な高齢者、それから障がい者等への優先的な避難の在り方とかそういうことを考えながら視野に入れながら今後の検討課題にさせていただきたいと考えております。もちろんまるっきり考えないというわけではございませんのでいろんな場面を想定して、内子町の防災の在り方というのを総合的に検討させていただきたいと考えます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 避難所運営に関してプライバシー確保の重要性についてきちんと認識されているということが聞いて安心しましたし、ホテル、宿泊施設への避難ということは簡単では

ないということはよくわかります。ただ、要配慮者がどのように避難をするのかというのは町だけが対策するというだけでないですけど、自主防災組織とかそういうことも含めてちゃんとこれから準備ですか避難勧告の前に先に高齢者等避難準備というのが出ると思いますけどまずはそういう情報が出た時にあなたはどうしますかというのを個別にあらかじめ検討しておくということも必要ではないかと思うんですけど、そういった中で検討課題として宿泊施設というのも選択肢の一つとしてあがってくればいいなと思うんですけど、おそらくホテルや宿泊施設もそういう豪雨災害の時には、災害級の雨なんかの時にはお客さんもキャンセルになってほとんど空いているんじゃないかと推測するんですけども、そういった時にうちのところは受け入れられるよとかそれが有償なのか無償なのかという問題もありますけど、有償でも入りたいという人が中にはいらっしゃると思うんですよね。そういった業者と協議をさせていただいてそういう災害時でも対応が可能な宿泊施設みたいなのを案内していただだけでも選択肢のひとつになり得るというふうに思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、もう一度そのあたり検討いただけるかどうかご答弁いただけますでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） いくつかご質問いただきましたが、一つ、地域の要配慮者の把握という面につきましては、地域にお住いの方が一番よくご存知だと思いますので地域の自主防災会あたりでそういう要配慮者の支援がどうできるのかというところを考えていただきたい。それについて支援につきましては町も全面的にバックアップしたいというふうに考えております。それから先日避難所となる学校とも話し合いをさせていただいて現在、避難場所については体育館を考えさせていただいてそこを運用させていただいておりますが、学校についてはこういう時期ですし、体のご不自由な方ですとか、高齢者の方については、教室の開放も考えられるというふうにご提案もいただきました。避難所の場所となる体育館のカギは行政の方でも預からさせていただくことになりましたし、学校によっては、教室のカギあたりも大丈夫だよというところもお話実際にいただいておりますのでまずはそういうふうなところも利用できないかということもまず考えたいというふうに思います。何より避難者の方が一番身近でそういったプライバシーの確保ができる安全・安心で避難できる、生活ができるところの確保ができればより、いいわけでございますので、まずはそこら辺の検討をやっていきたいなと思っております。ホテルとか旅館の対応につきましてはどこの自治体も考えられているのではないかなと思いますけど、長期にわたっては先ほども言いましたように必要なことになるだろうと考えますが、まず優先順位としては先ほど申しましたように、身近で安心して過ごせる、滞在できる場所の確保、整備といったことに尽力したいなと考えています。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） プライバシーの配慮に関してこれから順次検討されていくという答弁もいただきましたけどその中で、段ボールベッドという具体的な災害時に非常に有効だということについて言及していただきました。ネットなんかで調べてみると300を超える自治体が製造業

者と協定を結んで自治体に保管するのではなくて業者等が保管しておいてその時に運んできてもらうというようなそういう協定を結んでいるというところが多いようなんですけど、その段ボールベッドについての検討状況、数ですとか、どの程度の数、用意しようとか、いつくらいまでの時期にとか、もう少し具体的にお答えいただけるとありがたいのですがいかがでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 今回の交付金で対応させていただくというふうなことも答弁させていただきましたがこれについては今月中に事業の確定をさせていただくことになってますので、9月中には申請ができるような段取りにしたい。それまでには数を。予算の関係もございまして、枠の関係もございまして、まだ数とかの確定はさせていただいてないんですが、粗方9月中には絞り込みができようと思っております。この交付金の予算については、いずれにしても議会に諮らせていただいて早急な予算執行をやりたいなと思っておりますので、できるだけ早く予算等取りまとめられましたら議会の方にお諮りをしたいなというふうに考えております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） プライバシー配慮に関してもう一点だけ具体的にお聞きしたいんですけど、今回の豪雨がある前にいろんなところで避難所の運営ですとか、新型コロナの対策をした上での運営というのがいろいろテレビ等でも放映されておりましたけれども、その中で例えばこういったカーテンのようなものをやってりいる避難所ですとか、簡易テントをみたいなのを体育館においてコロナ感染を防ぐという対策をされているところが紹介されていましたが、避難者を贅沢というのではなくてもうちょっとプライバシーの配慮されたところであれば避難所にいきたいというところもあると思いますので、ぜひ前向きにプライバシー確保のための覆い等は前向きに検討していただきたいというふうに思うんですけど、そのあたりの具体的な検討状況についてお尋ねします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 避難所の在り方というのがこれまでは男性目線で作られてきている部分が非常に多い部分がございます。なので、女性の視点、子どもの視点、妊婦さんの視点、高齢者の視点とかいろんな多様な視点が必要なんだろうと思います。当然、先ほど言いましたように段ボールベッドあたりもこれまでよりはプライバシーに配慮したような仕切りもできますので、一つの有効な方法であるなと思います。これについては議員の方からもご紹介がありましたので、いろいろな全国的な事例とか今、避難の運営の在り方にどういった課題があるのか、問題があるのかというのも絶えず情報収集をしながら実際に我々も災害本部の対応でずっとそこにつきっきりという部分もあるわけなんですけど、やっぱりそういう避難の現場というのも出向いて検証する必要があるなというふうに考えておりますので、前向きにいろいろな方法について検討させていただきたいなというふうに思います。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 最後に、防災対策の重要性というのは誰に聞いても重要であるというふうに皆さん認識されていると思うんですけど、一方、限られた予算の中で予算の配分をどうしていくかというのが町の大事な仕事なわけでありまして、町民の方の話なんか聞くと、新深山荘計画でありますとか観光政策にこれまで内子町はだいぶ力を入れてきたけれども、やはり新深山荘計画については、あまり評判がよくないというところもございます。本当に防災対策をしっかりとしてほしいというのは町民の多くの方が思っているところだと思うんですけど、国の交付金を利用して、そういった防災対策をしていくということももちろん重要ですけど、町独自の財源を使った対策としてやれることはやっていくということも町民から求められているというふうに思うんですけど、町長、防災対策について今後町としてしっかりやっていくということを力強い答弁をいただきたいんですけどいかがでしょうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） これは申し上げるまでもなく命に係わることでですからしっかりやらなくちゃいけないと同時にやっぱり新たな観光政策なりなんなりもそれぞれの分野で足もとのことをみることも大事なんですけど、少し将来見ながら今対応しとくべきことは対応しないといけないうるんですけど、そういうことも大事なんで、これはだめでこれはやるとか、これをやってあれはダメでという話ではない。必要なものはやらないといけないうるんですけど、それからもう一つ災害で話をしますとやっぱり、事前に準備しとかないといけないうるんですけど、起こった時に対応しないといけないうるんですけど、国のいろんな災害補助金等があります。それから町も1億円災害対応の基金を持っております。それを取り崩してでも町民の方々の命や早く日常生活に復帰してもらうためには、対応しないといけないうるんですけど、万が一にはそういうことも必要だといふふうに私は思います。以上です。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 次の質問に移りたいと思います。環境政策についてです。今年の夏も、観測史上初といわれるような記録が全国各地で相次ぐ、猛暑が続いています。世界各地でも記録的な高温、大雨、大規模干ばつ等の異常気象が増加し、こうした異常気象は地球温暖化が原因として、各国で温室効果ガス排出の削減などの取り組みが進んでいます。国連気候変動枠組み条約のエスピノーサ事務局長と国際再生可能エネルギー機関のカメラ事務局長が共同で声明を出し、「新型コロナウイルス感染症は、目下、人類が直面している最も喫緊の脅威となっているが、同時に気候変動こそが長期的に私たち人類が直面する最大の脅威であることを忘れてはならない」と訴えています。地方自治体においても、「気候非常事態宣言」を決議する自治体が続いており、なかでも人口約1万5,000人の鳥取県北栄町など人口規模の小さい町での宣言が注目されます。北栄町の宣言では、2050年までのカーボンゼロ、つまり人為起源のCO2実質排出ゼロ

という数値目標を設定し、目標達成のための様々な具体的な取り組みを提起しています。(1)として、第2期内子町総合計画「重点施策ミライ・プラン」での環境への主な取り組みとして、自然エネルギーの利用を促進し、エネルギー自給率向上を高めることとしています。そのための具体的な項目や達成に向けた手法について、現在どのように検討されていますでしょうか。

○環境政策室長（中嶋優治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 中嶋環境政策室長。

〔中嶋優治環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（中嶋優治君） エネルギー自給率向上の具体的な検討についてのご質問にお答えさせていただきます。第2期内子町総合計画「ミライ・プラン」の中では、議員おっしゃいましたように、「環境危機に行動するまち」の主な取り組みとして、食料、エネルギーの自給率向上を目指しており、自然エネルギーの利用を促進し、エネルギー自給率を高めることを位置付けております。具体的な取り組みと致しましては、従来より進めております木質バイオマスやBDFバイオディーゼル燃料の利用促進を図ると共に、太陽光発電設備、蓄電池等におきましては、補助事業によりまして、一般家庭での再生可能エネルギー関連設備の普及・拡大を進めることとしており、太陽光発電システムにおいては、今後5年間の計画期間で40件以上の設置によりまして、年間ベースで170Mwhの発電により、二酸化炭素換算で86t以上の排出量削減を図ってまいりたいと考えております。また、後期計画においては、公共施設における再生可能エネルギー設備の導入を検討することとしており、基本的な方針としましては、近年の豪雨災害などを想定し、災害時には地域の避難施設等で照明や空調等の電源を確保し、平時においては温室効果ガスの排出削減を実現できるといった「自立・分散型エネルギーの確保」といった視点で検討を進め自給率向上を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 具体的な手法について丁寧に答えていただいております。特に太陽光発電を増やすことについても具体的にCO2で86t以上の削減効果というような数値まで含んで答弁いただいたわけですが、国レベルの中では2050年までにカーボンをゼロにしないと立ち行かないとも言われてまして、日本においてはまだそこまでしっかりと批准まではいってないですけど自治体の中で独自にそういった宣言をだして目標をもって取り組んでいるところもあるという中で内子町においてもこういったことに取り組んでいくということは、分かるんですけど、現在排出されているCO2、排出量はこれくらいで、具体的に何年までにこれくらいに削減するというようなやはりそういう手法が内外へのアピールであったり、町民に対して協力を呼び掛ける上でもそういった具体的な数値目標ということが求められていくと思うんですけど、そういった具体的な数値目標を設定することについては、どのように検討されていますでしょうか。

○環境政策室長（中嶋優治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 中嶋環境政策室長。

○環境政策室長（中嶋優治君） 現状につきましては平成31年度につきましては、電気のみま

すと779万キロワットアワーというふうな電気量を使用してございます。CO₂に換算しますと、5,446トンでございます。これにつきましては、内子町のすべての施設、教育委員会部局それから学校、指定管理施設、すべての温室効果ガス昨年度の実績でございますが、6,639トン、その内の構成比でいいますと82%を占めておりますのでまずは電気といったことに対して排出削減をしていかないといけないということは近々の課題であると思っております。一方温対法といいます、地球温暖化対策の推進に関する法律によりまして策定が義務付けられております地球温暖化対策実行計画事務事業編と、自治体はこの事業編というのを策定しないといけないわけなんですけど、現在内子町は第4次エコオフィスプランの最終年度にあたっております。こちらの方では平成30年度実績で6,845トンCO₂換算で出ておりまして、計画のベースとなります26年度比0.97%の減ということでございまして1%削減できなかったという実績でございますけど、地方自治体の事務事業編につきましては、今後改訂を行うようにしておりますので具体的な数字、国の指針に沿ったものを検討していきたいというふうに考えております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 国の指針にそって今までも実行計画を立ててしっかりとCO₂の排出なんかも把握しているというようなことが聞けて大変よかったと思うんですけど、そういったことをホームページですとか、広報誌などで積極的にこれからも広報して町民にもより地球温暖化対策へ協力を呼び掛けるようなそういう取り組みをやっていただきたいと思うんですけど、そういった環境政策の広報についてどのように考えておられるのか。

○環境政策室長（中嶋優治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 中嶋環境政策室長。

○環境政策室長（中嶋優治君） 先ほどの答弁で実績報告申し上げたんですが、1年古いものを申し上げております。申し訳ございません。ここで訂正させていただいたと思います。31年実績で6,639トンのCO₂換算量で26年をベースとしました比率は、3.9%の減という大幅な減で、目標としております1%の減というのは達成できております。これはご案内のようにコロナ禍ということで年度末におきまして施設の利用があまりできなかったりとか、指定管理でありますソルファ小田スキー場がこれは暖冬の影響もありますけど、営業できなかったということで重油とか軽油そういったガソリン類を含めまして非常にCO₂の削減という面では寄与している。一方経済はまわらなかったということでございます。ご質問の広報につきましては、順次、町の広報誌、それからホームページ等で発信させていきたいと思っておりますけどなかなかあまり人の心にふれるようなといいますか全国的な取り組みの中で内子町はこういうことをやっていますよみたいなことが現状としてあまり発信できていないのかなという可能性はございますのでその辺、全国的な先進的な例も参考にどういうふうに町民の方に分かっていただけるか、全国の方にそういった内子町の取り組みを分かっていただけるような発信ができるかというのは、また検討していきたいと思っております。以上です。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） ありがとうございます。前向きな答弁、PR広報についても検討していただいているということでぜひよろしくお願いします。

それで最後になりますけれども、内子バイオマス発電所の稼働ということで、先進的な取り組みを自然エネルギー再生可能エネルギーの発電を内子町でも推進、取り組んでいるわけですが、いわゆる自治体新電力と、自治体が出資する電力会社というのが、自治体新電力という動きが、全国でもあるようですけれども、内子バイオマス発電所がある内子町として、こういった新電力ということを設定して、よりその本庁舎ですとか、電力を下げている見える化するですとか、そういった取り組みをすることによっての内外へのPR効果というのはあると思うですけれども、こういったことは検討できないでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） まず、自治体新電力の件でございます。設立することについてということで、問いでございますが、それについてお答えさせていただきます。地域新電力につきましては、地方自治体の戦略的な参画のなかで小売電気事業を営んで得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組まれているとそういう事例が多くみられるということでございます。内子町におきましては平成31年度より民間企業によるバイオマス発電所が稼働し、地域の未利用間伐材を有効利用した木質ペレットの需要創出、同時に林業の活性化という課題解決に向けた取り組みがスタートしたところでございます。ご提案の、自治体を中心となった新電力の設立につきましては、既に民間企業におかれ、発電事業を基軸にした地域経済圏の確立を目指し、地域循環型社会の大きな歯車を担っておられますので、現在のところ、町が主体的に発電事業を検討することは考えてございません。次に、本庁舎や、公共施設での新電力からの電力調達などの検討についてですが、現在、内子町におきまして、本庁舎や小中学校などの高圧で供給を受ける公共施設30か所につきましては、個別需給契約に基づいて四国電力株式会社から電力供給を受けているところでございます。いわゆる新電力から公共施設への電力供給については、業務用電力という高圧の供給はされる分野におきまして、県内の一部の市町においても実施をされているようでございます。新電力からの電力供給に切り替えるということは、コストの面、それからCO2削減などの要件を設定することによる環境配慮型の契約が可能となるなどのメリットが考えられます。今後の検討課題とふうにさせていただきたいなあと考えています。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 電力の調達についても、しっかりと新たな方法も含め、検討されているというのを聞きまして安心致しました。今後も地球温暖化対策をですね、町民にとっても非常に関心が高いことになっていると思いますので、ぜひ、前向きにこれまで以上に力を入れてやっていただきたいというふうに要望致しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（森永和夫君） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（森永和夫君） 本日の議事日程はすべて終了いたしました。
明日3日、午前10時から本会議を開きます。日程は全議案に対する審議であります。
本日はこれをもって散会致します。

午後 2時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和2年9月第110回内子町議会定例会会議録（第2日）

- 招集年月日 令和2年9月2日（水）
 ○開会年月日 令和2年9月3日（木）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大西啓介君 | 2番 | 関根律之君 |
| 3番 | 向井一富君 | 4番 | 久保美博君 |
| 5番 | 森永和夫君 | 6番 | 菊地幸雄君 |
| 7番 | 泉浩壽君 | 8番 | 大木雄君 |
| 9番 | 山本徹君 | 10番 | 才野俊夫君 |
| 11番 | 下野安彦君 | 12番 | 林博君 |
| 14番 | 寺岡保君 | 15番 | 中田厚寛君 |

- 欠席議員 13番 山崎正史君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

- | | | | |
|----------|-------|----------|--------|
| 町長 | 稲本隆壽君 | 副町長 | 小野植正久君 |
| 総務課長 | 山岡敦君 | 住民課長 | 二宮善徳君 |
| 税務課長 | 吉川博徳君 | 保健福祉課長 | 曾根岡伸也君 |
| こども支援課長 | 前野良二君 | 会計管理者 | 田中哲君 |
| 建設デザイン課長 | 正岡和猶君 | 農林振興課長 | 山中保正君 |
| 小田支所長 | 畑野亮一君 | 環境政策室長 | 中嶋優治君 |
| 政策調整班長 | 上山淳一君 | 上下水道対策班長 | 上石富一君 |
| 危機管理班長 | 松岡裕樹君 | 商工観光班長 | 大竹浩一君 |
| 教育長 | 山岡晋君 | 学校教育課長 | 泉邦彦君 |
| 自治・学習課長 | 黒澤賢治君 | | |
| 代表監査委員 | 赤穂英一君 | 農業委員会会長 | 堀本健二君 |

○出席した事務局職員の職氏名

- 事務局長 林純司君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第8号）

令和2年9月3日（木）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 日程第2 議事日程通告

令和2年9月第110回内子町議会定例会

- 日程第 3 報告第 6号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 4 報告第 7号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 5 報告第 8号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 6 報告第 9号 健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第10号 資金不足比率の報告について
- 日程第 8 報告第11号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について
- 日程第 9 議認第11号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議認第12号 平成31年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議認第13号 平成31年度小田高校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議認第14号 平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議認第15号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議認第16号 平成31年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議認第17号 平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第78号 平成31年度内子町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第17 議認第18号 平成31年度内子町水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 議案第79号 平成31年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第19 議認第19号 平成31年度内子町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 議案第80号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第81号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第82号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第83号 内子町小田深山観光施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第84号 内子町小田深山観光施設（小田深山溪谷関連施設）の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第85号 第44号 令和2年度内子町クリーンセンター2号ガス冷却室耐火物補修他工事に係る工事請負契約について
- 日程第26 議案第86号 第85号 愛媛県GIGAスクール端末等共同調達に係る物品購入契約について

- 日程第27 議案第87号 第45号 内子東自治センター耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約について
- 日程第28 議案第88号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第29 議案第89号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第31 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第32 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第32

午前10時00分 開会

○議長（森永和夫君） 只今、出席議員14名であります。欠席届が山崎正史議員から提出されております。

それでは、只今から本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、12番、林 博議員、13番、寺岡 保議員を指名します。

日程第2 議事日程通告

○議長（森永和夫君） 日程第2 議事日程通告をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第8号のとおりであります。

これから議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第3 報告第6号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（森永和夫君） 「日程第3 報告第6号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第6号、株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出につきましては、その内容を農林振興課長に説明致させますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 只今、タブレットに送信しましたのでご確認をお願いします。それでは、報告第6号、株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況についてご説明させていただきます。

資料ナンバー2、ピンク色の表紙の1ページをご覧ください。第23期、令和元年度の事業報告でございます。1ページの下段、会社全体の項目のところから説明させていただきます。第23期、総売り上げの目標を税込み、7億2,600万円を掲げ、営業を展開してまいりましたが、実績は、対前年度比4.5%増となる6億8,120万円と前年度以上の売上げがあったものの、目標額に対し、93.8%の達成率でございました。目標には達しませんでした。特産物直売所の全面改装を機に集客が伸び売上げの増加につながりました。今期の会社全体の売上は、対前年度比6.7%増の3億9,750万円となりました。

2ページ3行目をお願いします。4月のリニューアルオープンから売上は順調に推移し、売り場スペースが広く、相乗効果もあって、順調で安定した売り上げとなりました。9行目をお願いします。2月下旬に新型コロナウイルスによるパンデミックが始まってからは不要不急の外出自粛が呼び掛けられ、旅行、観光業は一気に冷え込み、団体客の食事は全てキャンセルとなり、計画していたイベントも中止になるなど落ち込む一方で決算にも少なからず影響が出ています。部門ごとの販売実績は、2ページの表1に記載していますが、表の右から2番目、実績増加率では、レストランを除くすべての部門で、前年度を上回る結果になっております。

3ページをお願いします。各部門の営業状況につきましては、概要を報告致します。特産物直売所では、直売所の全面改修に伴い、売上を伸ばしました。特に加工品について、以前の売り場より格段に陳列状態がよくなり、36%増と売上を飛躍的に伸ばしました。販売額は前期に比べ1.5%増の3億9,444万5,000円となりましたが、目標の4億2,370万円に対し達成率は93%でした。出店事業につきましては、松山三越、高島屋の他に、県下のフジ各店に出店しました。フジ内子店内のインショップも9年が経過し、1年を通じて安定した売上を上げております。

次に、4ページのレストランについて、販売額は、前期に比べ0.8%減の7,811万8,000円でした。夏、秋とも順調に売上を伸ばしておりましたが、2月以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受け、国内外からの団体客が軒並みキャンセルとなってしまい、JR四国の伊予灘ものがたりも運休し、大口の業務がなくなったことが影響しております。次に、シャベット工房は、リニューアルオープンに合わせ順調に売上を伸ばした結果、販売額は前期に比べ9.7%増の3,684万2,000円となりました。業務用のギフトアイスは安定した取引となっているほか、冬場の閑散期には手作りクッキーや菓子などの販売をしており、新商品開発にも取り組んでいるところです。

次に、5ページ、パン工房の販売額は、前期に比べ4%増の7,522万3,000円となりました。人気商品である、からりブレッドに加えてスイーツの販売も本格化しており、新しい商品の開発も進めております。次に、燻製工房の販売額は、前期に比べ5.6%増の4,093万

7,000円となりました。町内外のイベントには積極的に参加し、焼きソーセージは人気を博しているところですが、コロナの影響によりイベントの自粛が続いているため苦戦をしていますが、新たな販路の可能性を模索していきたいところです。

次に、6ページ、あぐり亭については、販売額は、前期に比べ6.5%増の1,584万6,000円となりました。こちらもレストランと同様コロナが始まってから多大な影響を受け、一時休業に追い込まれました。今後は状況を見据え、効率化と経費面の管理を強化し、利益率の高い店舗にしていくことが求められます。次に、農産加工場について、販売額は、前期に比べ59.2%増の3,979万2,000円となり、かつてない売上高となりました。昨年度は災害の影響でもち麦が入荷せず苦戦しましたが、今年度は順調に入荷し販売額を伸ばしました。あわせて、元年度はじゃばらが躍進的な売上となりました。ここ数年のじゃばらの認知度は高く企業が動き始めたことが影響しました。また、新商品開発にも積極的に取り組んでおり、令和2年春には、じゃばらキャンデー、じゃばらドリンクが発売されました。

7ページをお願いします。最後に、営業部は、直売所出荷者数の確保、新規販路の開拓および新商品開発を目標に活動しました。今後はコロナの影響による移動の自粛で、本店に顧客を呼び込むことが難しい状況でありますので、インターネット通信販売や新規出店等、販路の開拓が必至であり、営業展開を強化して参ります。以上が、23期の事業報告の概要でございます。

次に、決算報告書についてご説明を致します。16ページをお願いします。初めに損益計算書について説明します。上段、右端、売上高3億9,750万3,052円から期首棚卸高と仕入及び原材料費の合計額から、期末棚卸高を差し引いた売上原価は、1億5,204万9,592円となり、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、2億4,545万3,460円でございます。ここから、営業に係る費用である、販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は、192万5,393円となりました。この営業利益に、下段の営業外収益、142万7,801円を加え、営業外費用、1万,7,620円を差し引いた経常利益は、333万5,574円でございます。この額に、特別利益132万5,000円を加え、特別損失130万6,672円を差し引いた税引前当期純利益は335万3,902円となり、法人税等20万3,500円を差し引いた当期純利益は、315万402円となっております。なお、損益計算書に記載していません販売費及び一般管理費の内訳につきましては、17ページのとおりでございますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

次に、15ページをお願いします。貸借対照表について説明します。表の左側、資産の部ですが、流動資産と固定資産を合わせたもので、合計は下段の1億3,875万8,544円でございます。次に、表の右側、下段、純資産の部のうち、下段、繰越利益剰余金は、前期繰越剰余金に、先ほどご説明しました損益計算書の当期純利益315万402円を加えた、期末残高は、898万1,349円となり、純資産の部の合計は、8,913万1,349円でございます。表の右側、一番下、負債・純資産の部の合計は、表の左側一番下、資産の部の合計と同額でございます。

次に、18ページをお願いします。株主資本等変動計算書でございます。ページの中ほど、繰越利益剰余金については、当期首残高583万947円に、当期純利益315万402円を加えた、当期末残高は898万1,349円となっております。今期は、純利益を計上しましたが、

コロナの関係があり、今後の見通しが立たないことから、6月29日開催の定時株主総会におきまして、本年度は、「剰余金の配当はしない」という事で承認を得ております。以上が、23期の決算報告でございます。それでは、最後に第24期の事業計画等の概要を説明させていただきます。

11ページにお戻りください。第24期の事業計画でございますが、今期は世界的な新型コロナウイルス感染拡大から始まりました。いつ本当に収束するのか、これからどう対処したらいいのか分からないことが一番の不安となっております。そうした中、新たな取り組みとして、レストランのテイクアウト弁当、直売所の野菜やパンの定期便、高砂店の出店を増やすなど、今やれることを躊躇なく実践しているところでございます。具体的な事業や数値を表明できないもどかしさがありますが、今はただ早く収束することを願いながら、様々な手段、工夫・努力・新たな挑戦で、会社の維持継続に奔走する1年になると覚悟しています。

12ページをお願いします。これらの状況を踏まえ、今期のからり全体の売上目標を前期の約2%減となる、7億1,000万円、会社の収支目標は、経常利益は0円としています。今期中の新型コロナウイルスの収束が予測できない状況ですが、社員、出荷者一丸で販売、営業努力を行いこの難局を乗り切っていきたいと考えております。ご了解賜りますようよろしくお願い致します。なお、この第23期事業報告、決算報告並びに第24期事業計画につきましては、令和2年6月29日開催の定時株主総会に提出し承認されています。以上、経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（森永和夫君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。

よって、報告のとおり受理することと致します。

日程第 4 報告第7号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（森永和夫君） 「日程第4 報告第7号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第7号「小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出」につきましては、その内容を小田支所長に説明致させますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○小田支所長（畑野亮一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 畑野小田支所長。

〔畑野亮一小田支所長登壇〕

○小田支所長（畑野亮一君） それでは、報告第7号、小田まちづくり株式会社の経営状況について、ご報告いたします。

議案書2の黄色い表紙からになります。小田まちづくり株式会社の第19営業期経営状況につきましては、去る8月28日に、定時株主総会が開催され、承認されたところでございます。

1 ページをお開き下さい。第19営業期の営業報告でございますが、事業期間は、令和元年7月1日から令和2年6月30日となっています。今期は、10月の消費税率の引き上げ、冬季の温暖化によるスキー客の大幅な減少、新型コロナウイルスの感染拡大による複合的な影響があり、売り上げが大きく落ち込みました。また、2月以降は新型コロナウイルス感染症の影響で「せせらぎデー」等のイベントが実施できなかつたほか、緊急事態宣言が発出されていたゴールデンウィークには5日間の休業を余儀なくされました。そのような状況の中、新型コロナウイルス感染防止対策を行うとともに、「公式オンラインショップ」の開設や、うどんのテイクアウトを開始するなど、経営努力を重ねましたが、売上高3%増の目標を達成することはできず、最終的に売上高6%の減となりました。小田の郷せせらぎの売上げ状況としまして、特産品販売施設「せせらぎ」の利用客数が7万6,166人、対前期比93%、売上額62,971,650円で、対前期比94%となっています。一方、軽食堂「かじか亭」の来客者数は1万6,182人で、対前期比101%、売上額は1,322万5,350円で、対前期比103%と増加しております。厳しい状況のなか経費削減に努めた結果、減価償却53万8,913円と当期純利益11万8,061円を確保することができました。

2 ページをお開き下さい。せせらぎへの農産物等の出荷者は127名で、売上額別の出荷者数は、表のとおりであります。お客様1人当たりの売上単価は827円で、前年とほぼ同額となっています。「道の駅」の実施事業といたしましては、各種補助金等を活用いたしまして、軒だしテントの設置や、パンフレットの制作、公式オンラインショップ等の開設を行っております。また、新型コロナウイルス感染症対策として飛沫防止のフィルムや消毒液の設置等を行うとともに、レジ袋の有料化に対応するため、動線の見直しやマイバックの普及に努めております。

次に、3ページの事業報告でございます。今期は、せせらぎデーを5回開催した他、町内外のイベントに8回、延べ24日間参加して、オダメイドやせせらぎの商品販売と合わせて、小田の郷せせらぎのPR活動を行っております。

次に、決算状況について、ご説明いたします。5ページの貸借対照表をお開き下さい。まず、左側の資産の部でございますが、Ⅰの流動資産が、現金及び預金、売掛金、棚卸資産等合わせまして2,264万8,846円でございます。Ⅱの固定資産の合計が、1,020万9,974円、その内訳は、有形固定資産999万5,868円。無形固定資産21万3,906円。投資、その他の資産200円でございます。Ⅲの繰延資産として138万554円を計上しております。これは、前期までの研究開発やホームページのデザイン作成に要した費用の自己負担分を繰延資産としたものでございます。資産の部の合計は、3,423万9,374円となっております。

次に、右側の負債の部ですがⅠの流動負債は、買掛金、未払い金など合わせて527万6,717円となっております。Ⅱの固定負債はございません。

次に、純資産の部につきましては、1の資本金3,535万円、5万円×707株に、3の利益剰余金、マイナス638万7,343円を加えた純資産の部合計は、2,896万2,657

円となっています。負債・純資産の部の合計は、3,423万9,374円となっております。

続きまして、6ページの損益計算書です。Ⅰの売上高の合計が、2,281万9,141円。内訳は、町からの指定管理料、急速充電器維持管理などの業務委託及び受託収入として338万3,560円。JA商品、ソフトクリームなどの直接販売商品の売上が、1,124万8,153円。出荷者からいただく販売手数料収入が、818万7,428円となっています。Ⅱの売上原価の合計、862万5,665円を差し引き、期末棚卸高81万7,744円を加えました売上総利益は、1,501万1,220円です。Ⅲの販売費及び一般管理費が、1,517万4,604円で、売上総利益からこの販売費及び一般管理費を差し引いた16万3,384円が、今期の営業損失でございます。この営業損失に、預金利息・雑収入等の営業外収益4,509円を加えて、繰延資産償却・雑損失等の営業外費用43万8,374円を差し引きました経常損失が59万7,249円でございます。これに特別利益89万8,810円を加えた税引前当期純利益は30万1,561円で、法人税等の税額18万3,500円を差し引きました11万8,061円が当期の純利益となっております。

7ページ上段には、先ほど申し上げました販売費及び一般管理費の内訳を掲載しております。下段は期末棚卸資産の内訳となっておりますのでお目通し下さい。

8ページは、株主資本等変動計算書となっております、今期を含めた利益剰余金は、マイナス638万7,343円となっています。

9ページは、個別注記表、10ページからは第20期の事業計画及び収支予算書となっております。内容につきましては、お目通しをいただけたらと思います。第20営業期は、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して行うこととしております。その上で、せせらぎ施設全体の売上を、前期比4%増を目標とし、良質な農産物や匠の木工品など小田地区ならではの特産品の出荷を促し、店内を充実させます。また、公式オンラインショップを充実し、ネットでの販売を促進するとともに、キャッシュレス化を進めます。加えて、地域の商店が減少する中、地域ニーズを把握し、その対応について引き続き検討していきます。また、高齢化が進む生産出荷者の出荷物集配等のサポートや新しい生産出荷者の開拓など、取締役会、生産出荷組合、町との意思疎通を図りながら、一体的な取り組みによって、地域への来訪者増を図り、健全経営に努めていくこととしております。以上、第19営業期における小田まちづくり株式会社の経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（森永和夫君） 只今の報告に対する質疑があれば許します。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 道の駅のせせらぎの中でもかじか亭ですけど、そこでの新型コロナウイルスの感染拡大により営業の短縮があったにも関わらず、前年度比103%の来客数で売り上げが伸びておりますが、来客された方のどの辺から来られたかというアンケートでもされていたらこういった時期にそういった売り上げを伸ばしているということはヒントがあるかもしれません。例えばからの営業に対することにもつながることなので。こういった点でSNS等の情報の発信によりお客さんが伸びたとか。そういった把握はされているか。そういった質問は出ませんでしたか。

○小田支所長（畑野亮一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 畑野小田支所長。

○小田支所長（畑野亮一君） 株主総会においてはそういった質問は出ませんでした。ミカタスイッチ株式会社の方に再委託されて今後、メニューの見直し、メニュー表等の印刷物の見直しもかなりリニューアル感が出ているのは事実だと思います。どの辺の方が来られているかということについては、かじか亭単体の資料は持ち合わせておりませんが、町内、町外が半分程度というふうにはせせらぎ全体では聞いております。最近では、お盆などのアンケート調査の結果によりますと松山あたりから来られる方が3割程度いらっしゃるようでございます。私もよく利用させていただいておりますけど最近小田に入っている若い移住者の方とかあるいはバイオマス発電所の関係の方とかそういう方もよくお見掛け致しますので、そういう意味で全体として食事の場所として売り上げが伸びているのではないかと推察しております。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） この状況の中で伸びるといことは大変素晴らしいことだと思いますのでもう少し具体的に調査をされてそれを他の部署でも生かされるようにされたらという提案をして質問を終わります。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 下野議員の関連になるんかもしれんのですが、現在、かじか亭、またそよかぜ、ここらはミカタスイッチの法人に再委託をされて活用をされて活用をされておるとい報告なんです、そこらが損益計算書の中にどう表れているのか。無償の使用あたりで対応をされておるのか。ミカタスイッチから開発された商品あたりもせせらぎで販売されておるように、認識しておるんですが、そこらのミカタスイッチさんとの日常の運営が損益計算書あたりにどう表れているのか質問をしたいと思います。

○小田支所長（畑野亮一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 畑野小田支所長。

○小田支所長（畑野亮一君） ご質問の件ですが、損益計算書を見るだけではなかなか分かりにくいと思います。内訳でございますけれども、業務委託、受託収入、338万3,560円の中にかじか亭の運営経費、それからそよかぜの利用料等が入っております。具体的に言いますとかじか亭につきましては売り上げの5%を入れていただくという契約になってるようでございまして、金額と致しましては60万4,212円がこの中に含まれております。また、そよかぜの利用料と致しましては、8万7,678円が計上されております。またオダメイドという商品も現在、ミカタスイッチの方で販売しておりますが、これはせせらぎの方に下ろしていただいて出荷組合の方と同じ手数料をいただいているということになっております。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

日程第 5 報告第 8 号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（森永和夫君） 「日程第5 報告第4号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第8号「公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出」につきましては、その内容を自治・学習課長に説明致させますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

〔黒澤賢治自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（黒澤賢治君） それでは私の方から報告第8号、公益財団法人・内子町国際交流協会の経営状況につきまして、ご報告させていただきます。

資料2の「経営状況を説明する書類」の小田まちづくり株式会社の次のオレンジ色の表紙の次のページをお開き下さい。タブレットには、只今送信させていただきました。なお、この31年度事業報告並びに決算資料につきましては、去る6月5日の同協会理事会、また、6月22日の評議委員会におきましてご承認をいただいているものでございます。それではご報告をさせていただきます。国際交流協会は、平成31年度におきましても、国際的な視野と実践力を備えた人材を育成し、もって活力ある地域社会の形成に寄与することを使命として、各種事業を行いました。主なものをご報告させていただきます。まずローマ数字のI番の交流促進事業についてでございますが、1の意識啓発・情報発信事業につきましては、毎月1回、機関紙「ゆうていあ」を「広報うちこ」へ掲載したほか、ホームページやフェイスブックにより協会の活動を広く国内外に発信いたしております。2の各種講座運営事業につきましては、(1)の国際理解講座と致しまして、10月18日には、外国語指導助手、ALTのサマンサさんを講師にお迎えし、アフリカ系アメリカ人の家庭の伝統的な料理づくりと会食、また、その文化などについて学ぶ講座を開催致しております。24名にご参加いただきました。さらに、2月21日には、外国語指導助手のキリアンさんにお越しいただき、出身地であるアイルランドの伝統的な行事や文化について学習する機会を設け、21名にご参加をいただいております。

次に、このページから次の2ページにかけての(2)の外国語講座につきましては、高校生以上を対象にした英会話3コース・ドイツ語2コースを開催したほか、小学生を対象に英語であそぼうを10月から月1回開催を致しております。次に、2ページの3の交流イベント・体験事業につきましては、3ページをお開きいただきたいのですが、3ページの一番上の(2)の国際交流の集い事業といたしまして、内子町子どもフェスティバルへの出展やドイツフェスタ

への開催協力、いかざき大凧合戦や小田の郷ふるさとまつり、大瀬農業祭柿まつりにブースを出展したほか、第15回内子町駅伝大会にも参加をいたしております。

次に、4ページをお開きください。大きいⅡの助成事業につきましては、1の青少年海外派遣事業として25回目となる派遣を7月19日から29日の11日間の日程で、9名の中学生をローテンブルク市とスイスのジュネーブへ派遣致しております。なお、当事業につきましては、内子ライオンズクラブ様、昭和刷子株式会社様、株式会社森本様からそれぞれ1名分の協会負担分派遣費用をいただいております。次に、2から4の助成事業につきましては、31年度は、申請はございませんでした。次に、大きいⅢ番の法人管理の1番、寄附金につきましては、町内各企業、団体等へ寄附のお願いを行ったほか、平成28年度に創設致しました賛助会員制度に基づき、会員拡大に努めました。

次に、5ページをお開きください。2の理事会・評議員会、3の特定資産運用管理委員会、4の研修・会議等への出席につきましては、ご覧のとおりとなっておりますのでお目通しをお願い致します。

次に、6ページをお開きください。6ページの5の職員の状況についてでございますけれども、平成31年3月31日付の職員の退職に伴いまして、新たに4月1日より後任の職員1名を雇用いたしております。

次に、このページから次のページ、7ページにかけての、6の役員の状況につきましては、ご覧の通りでございます。お目通しをいただければというふうに思います。

次に、収支決算書類について、ご報告をさせていただきます。8ページをご覧ください。貸借対照表でございますけれども、表の真ん中あたりの列になります当年度(A)の欄をご覧ください。科目の大きいⅠ番資産の部で、1の流動資産合計が、828万9,972円で、2の固定資産のうち、(1)特定資産の合計が、2億54万6,147円、流動資産と固定資産を合わせた資産合計が、2億917万9,559円でございます。次に、大きいⅡ番負債の部で、1の流動負債は、未払金・前受金・預り金を合わせた負債合計が17万9,929円でございます。次に、大きいⅢ番、正味財産の部で1の指定正味財産の合計が、2億1,312万9,047円。正味財産の合計は、2億899万9,630円で、一番下の負債と正味財産合計が、2億917万9,559円となっております。

次に、9ページをお開きください。正味財産増減計算書でございます。会社でいう損益計算書にあたるものでございます。真ん中どころの当年度(A)の欄をご覧ください。まず、大きいⅠ番、一般正味財産増減の部、1の経常増減の部、(1)の経常収益の中の特定資産運用益は、475万9,747円で、受取会費が24万4,000円、事業収益の中の外国語・国際理解講座及び各種事業会費等の合計が、89万5,370円、一般寄附金や指定寄附金などの受取寄附金等につきましては、31年度、株式会社森本様、及び森本継雄様より合計200万円の特定資産寄附金をいただくなど、合計229万3,000円となっており、経常収益合計が819万2,293円でございます。

次に、(2)の経常費用の主なものと致しまして、人件費が344万5,553円、助成金の青少年海外派遣事業補助金が125万1,000円、経費の中の旅費交通費、113万2,005円の中には、青少年海外派遣事業の団長・引率の旅費が含まれております。また、支払手数料8

3万5,662円は、資産運用の金融商品の買付にかかる手数料などの経費でございます。これら経常費用の合計が、789万5,205円となっております。

次に、10ページをご覧ください。前ページの経常収益から経常費用を差し引きました評価損益等調整前当期経常増減額が29万7,088円。それに特定資産評価損益等を合わせた当期経常増減額が29万7,088円となっております。そして、その結果と致しまして、一般正味財産期末残高が、マイナス412万9,417円となっております。次に、大きいⅡ番、指定正味財産増減の部の当期指定正味財産増減額が、マイナス1,338万7,561円となっており、指定正味財産の期末残高が、2億1,312万9,047円となっております。以上のことによりまして、大きいⅢ番の正味財産期末残高は、2億899万9,630円となっております。

続いて、11ページになりますけれども、11ページにつきましては、財産目録を掲載させていただいております。こちらは、先ほどご説明させていただきました貸借対照表にあります資産並びに負債の内容について掲載をさせていただいておりますので、お目通しをいただいたと思います。

最後に、12ページから15ページにかけて令和2年度の事業計画を、また、16、17ページが令和2年度収支予算書となっておりますので、ご参照をいただければというふうに思います。以上、報告第8号、公益財団法人・内子町国際交流協会の経営状況についての報告とさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

○議長（森永和夫君） 只今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。よって、報告のとおり受理することと致します。

日程第 6 報告第 9号 健全化判断比率の報告について

日程第 7 報告第 10号 資金不足比率の報告について

○議長（森永和夫君） 「日程第6 報告第9号 健全化判断比率の報告について」及び「日程第7 報告第10号 資金不足比率の報告について」以上2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第9号「健全化判断比率の報告について」、報告第10号「資金不足比率の報告について」、この2件の報告案件につきましては、その内容を総務課長に説明させますので、よろしくご審議の程、お願ひ申し上げます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から、議案書1の5ページ、報告第9号「健全化判断比率の報告」についてと、議案書1の6ページ、報告第10号「資金不足比率の報告」につい

てご説明を申し上げます。只今、タブレットの方に議案書1の5ページに送信させていただきましたので、ご覧いただきたいと思っております。本件につきましては、(平成19年6月の)地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、財政の健全化判断、財政の早期健全化判断、財政の再生判断を示す指標につき、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会への報告及び公表が義務付けられているものでございます。健全化判断比率、すなわち実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を、5ページ、報告第9号の一覧表で示しています。また企業会計においては、6ページの報告第10号の一覧表に示しているように、資金不足の比率を示す指標ということになります。これらの5つの指標によって、財政運営の健全化等を示すことになってございます。

まず、最初に議案書1の5ページ、報告第9号、健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。平成31年度における実質赤字比率及び、連結実質赤字比率は黒字となっておりますので、こちらのところは該当ございません。次の実質公債費比率でございますが、2.1%でございました。平成30年度と比較致しまして、31年度が3.1%でございましたので、1.0%改善しているという状況でございます。実質公債費比率が18%を超えますと、新たな財政計画や起債発行に当たりまして、国・県の許可が必要になります。更に25%を超えますと地方債の発行が制限されるということになります。次の将来負担比率も該当ございません。前年度と同様に基準値内となっているところでございます。それぞれの項目にある括弧の数字、こちらは早期健全化基準をいずれかの項目で超えますと、健全化判断比率を公表した年度の末日までに財政健全化計画を策定しなければならないことになってございます。

続いて、議案書1の6ページでございます。報告第10号「資金不足比率について」ご説明申し上げます。平成31年度における資金不足比率につきましては、2つの事業会計において資金不足は発生していません。よって、ここは該当がないということでございます、なお、参考数値イエローカードにあたります経営健全化基準の欄に数字が入っておりますので、お目通しください。以上、報告第9号、及び報告第10号は、7月13日から7月22日にかけて、赤穂代表監査委員、山本監査委員の審査を終えましたので、このことにつきましては、別冊資料8の8月18日付審査意見を付して、本日、内子町議会9月定例会に報告するというものでございます。以上、ご説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(森永和夫君) 只今の報告に対する質疑があれば許します。

○議長(森永和夫君) 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長(森永和夫君) ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は報告事項であります。よって、報告のとおり受理することと致します。

日程第 8 報告第 11号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について

○議長(森永和夫君) 「日程第8 報告第11号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長(稲本隆壽君) 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第11号「内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出」につきましては、その内容を学校教育課長に説明致しますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） それでは、報告第11号、内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について、ご説明を申し上げます。まず紙ベースにつきましては、資料ナンバー3をご準備ください。タブレットにつきましては只今、お送りさせていただきました。内子町教育委員会では、毎年、教育行政の管理、執行状況につきまして自己点検及び報告を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しているところでございます。

タブレット1枚めくっていただけたらと思います。点検・評価の対象となります事業でございますが、平成31年度中に実施を致しました学校教育課関連の21事業につきまして、5ページから25ページ、また自治・学習課関連の17事業につきまして26ページから42ページでございます。内容につきましては、お目通しいただければと思います。今後におきましても、学校教育の方針と施策、社会教育の方針と目標、人権・同和教育基本方針を基に、教育や文化、スポーツの推進に努めて参りたいと思いますので、何卒よろしくお願い致します。

以上、内子町教育委員会の点検・評価の報告とさせていただきます。

○議長（森永和夫君） 只今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は報告事項であります。よって、報告のとおり受理すること致します。

○議長（森永和夫君） ここで暫時休憩をします。午前11時10分から再開します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 9 議認第 11号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（森永和夫君） 「日程第9 議認第11号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議認第11号、令和2年度内子町一般会計補正予算（第6号）につきましては、期日に施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。議案書1の10ページをお願いします。令和2年度内子町一般会計補正予算（第6号）の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,300万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を119億810万8,000円とするものでございます。その内容につきましては、副町長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○副町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植副町長。

〔小野植正久副町長登壇〕

○副町長（小野植正久君） それでは、私の方から、議認第11号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本案につきましては、町内の幼稚園・小中学校における新型コロナウイルス感染症対策にかかる予算につき、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。

議案書1の10ページをお願いします。

令和2年度内子町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,300万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を119億810万8,000円とするものでございます。

15ページをお願いします。補正予算（第6号）の財源につきましては、国県支出金707万4,000円、一般財源593万4,000円でございます。

16ページをお願いします。まず、歳入でございます。13款、国庫支出金、2項、国庫補助金、7目、教育費国庫補助金でございます。小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク等購入支援事業費補助金として18万4,000円、学校再開に伴う感染症対策として学習保障等に係る支援事業費補助金として575万円を計上しております。14款、県支出金、2項、県補助金、8目、教育費県補助金でございます。幼児教育の質向上のための緊急環境整備事業費補助金として、114万円を計上しております。17款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、基金繰入金でございます。今回実施する国庫補助事業の自己財源分として、593万4,000円を財政調整基金から繰り入れることとしております。

17ページをお願いします。続いて、歳出でございます。ただいまご説明いたしました補助金等を活用し、町内の幼稚園、小・中学校が学校再開に向け、新型コロナウイルス感染症リスクを最小限にしながら、十分な教育活動を継続するため必要な保健衛生用品や備品などを整備することで、児童及び生徒が安心して学ぶことができる体制の整備をおこなう経費を計上しております。小学校費として774万6,000円、中学校費として412万2,000円、幼稚園費として114万円を計上しております。以上、議認第11号、令和2年度内子町一般会計補正予算（第

6号)の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森永和夫君) これより質疑に入ります。

○11番(下野安彦君) 議長。

○議長(森永和夫君) 下野安彦議員。

○11番(下野安彦君) 今回の新型コロナウイルスの感染症の防止のための備品の購入をされておられるということですが、学校教育の方で児童生徒の個人的につけてこられている方はマスクされていると思うんですけど、これに関しては完全に個人的な家庭での対応となっていると思うんですけど、衛生的な面とかそういう問題はないですか。

○学校教育課長(泉邦彦君) 議長。

○議長(森永和夫君) 泉学校教育課長。

○学校教育課長(泉邦彦君) 只今のご質問の学校での衛生面問題ということのご質問ですが、現在のところ、それぞれマスクにおきましてもまた消毒液、除菌シート等におきましても各学校には事前に配布をしました不足する場合には、こちらの方に連絡をもらえれば、また保健センター等から補充をするという体制をとっておりますので現在のところそういう衛生面での希望というか問題点は出てきておらないと認識しております。

○11番(下野安彦君) 議長。

○議長(森永和夫君) 下野安彦議員。

○11番(下野安彦君) 私が言っているのは、児童・生徒さんが家庭的にマスクをつけてこられる中、いろんな家庭もあると思いますので対応が十分にできない場合とかにこういった備品の中から学校にある程度の在庫を構えて先生の判断とか校長の判断で家庭的にも不都合が生じているから、この中からマスクを使用しなさいとかいうそういう考え方をされているかという質問なんです。

○学校教育課長(泉邦彦君) 議長。

○議長(森永和夫君) 泉学校教育課長。

○学校教育課長(泉邦彦君) 只今のマスク等につきましては当然、学校の方でも準備をしております子どもたちが仮にマスクをしないで学校に忘れてきたとか、そういう場面にはその時々に応じて学校で準備をしております。衛生用品を提供しているという状況でございます。

○議長(森永和夫君) 他に質疑はありませんか。

○2番(関根律之君) 議長。

○議長(森永和夫君) 関根律之議員。

○2番(関根律之君) この補正予定の1,300万あまりのうち、財政調整基金繰入金で593万あまりとなっているんですけど、これはどうして国・県の補助金で全額賄われないのか。対象の物を買う時、この国や県の補助金の対象でない物を買われたのか。元々補助金が何割となっているのか。そのあたりのことを教えていただけないでしょうか。

○学校教育課長(泉邦彦君) 議長。

○議長(森永和夫君) 泉学校教育課長。

○学校教育課長(泉邦彦君) お答えを致します。今回の専決予算につきましては、大きく3つ

の事業でございます。その中の1つ、幼稚園費につきましては10分の10の補助。残りマスク等支援事業、また小・中学校への備品等につきましては2分の1の補助ということになっております。それで残りにつきましては国の交付金が充てられる予定になっておりますけど、まだ現在のところ確定というところではありませんので、この基金からの繰入金という処理にしております。以上です。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

これより、「議認第11号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて」の採決に入ります。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立、全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10 議認第12号 平成31年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 議認第13号 平成31年度小田高校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議認第14号 平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議認第15号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議認第16号 平成31年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 議認第17号 平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（森永和夫君） 「日程第10 議認第12号 平成31年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」「日程第11 議認第13号 平成31年度小田高校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第12 議認第14号 平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第13 議認第15号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第14 議認第16号 平成31年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第15 議認第17号 平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」以上の6件を一括議題とします。本案について説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議認第12号、平成31年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について、議認第13号、平成31年度小田高校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について、議認第14号、平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議認第15号、平成31年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議認第16号、平成31年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議認第17号、平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、その内容を会計管理者に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○会計管理者（田中哲君） 議長。

○議長（森永和夫君） 田中会計管理者。

〔田中哲会計管理者登壇〕

○会計管理者（田中哲君） それでは、議認第12号から議認第17号までの平成31年度一般会計及び特別会計の決算について、ご説明いたします。各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算及び意見を議会に提出し、議会の「認定」をいただくものでございます。

では、議認第12号、平成31年度一般会計（歳入歳出）決算について、ご説明いたします。資料ナンバー4「一般会計決算書」の2ページ・3ページをご覧ください。まず歳入です。1款「町税」の収入済額は、14億6,200万31円、前年度より98万円余りの増で、歳入全体に占める割合は13.8%です。税目別に見ますと、固定資産税・軽自動車税で前年度より増額、町民税・町たばこ税は減額となっております。不納欠損額につきましては149万円余りで、83名分を処理したものです。収入未済額2,168万円余りは、695名分の滞納額です。また、調定額に対する収入率は、98.4%です。その詳細につきましては、資料ナンバー7決算資料の5ページから7ページに記載しておりますので、後ほどご確認をお願いします。8款、地方交付税の収入済額は、47億4,902万9,000円で、前年度より1億4,683万円余りの減となっております。歳入全体に占める割合は、44.8%になります。なお、普通交付税につきましては、合併特例措置により、平成27年度から平成31年度までの5年間、段階的に減額されたところでございます。10款1項分担金の収入未済額160万円余りは、道路橋梁新設改良費、社会資本整備総合交付金及び災害復旧事業費に係る分担金の繰越でございます。

次に4ページ、5ページをお開き下さい。11款、使用料及び手数料の収入未済額2,056万円余りは、そのほとんどが、町営住宅及び駐車場使用料の未収入分です。その詳細につきましては、資料ナンバー7決算資料の9ページで、後ほどご確認をお願いします。12款、国庫支出金の収入未済額2億3,861万円余りは、社会資本整備総合交付金、災害復旧事業等の補助金に関する繰越です。13款、県支出金の収入未済額2億3,781万円余りは、林業施設整備事業、がけ崩れ防災事業、災害復旧事業等の補助金に関する繰越です。14款、財産収入の2項、財産売払収入3,776万円余りについては、禁団地などの土地の売払い収入及び基金保有の国債売却益によるものです。15款、寄附金の収入済額1,372万円余りは、ふるさと応援等の

寄附金でございます。19款、町債の収入済額は、6億6,976万円余りで、前年度より4億7,394万円余りの減となっております。収入未済額3億6,640万円は、林業振興債、土木債、消防債、自治会館整備事業債、災害復旧事業債の繰越です。

続いて、6ページ、7ページをご覧ください。そうしまして、歳入合計につきましては、一番下の収入済額合計、105億9,435万2,797円で、前年度より7,078万円余り、率にして0.7%の増となっております。

次に8ページ、9ページです。歳出の主なものを説明いたします。2款、総務費の支出済額は、11億7,002万4,971円で、前年度より9,044万円余りの増です。3款、民生費の支出済額は、25億9,901万743円で、前年度より1億1,036万円余りの増。4款、衛生費の支出済額は、7億9,240万7,761円で、前年度より1億2,197万円余りの減となっております。6款、農林水産業費の支出済額は、8億3,820万6,669円で、前年度より1億1,445万円余りの増です。なお、翌年度への繰越は、農地費、林業振興費及び林業施設費の事業です。8款、土木費の支出済額は、9億8,194万262円で、前年度より2,214万円余りの減、繰越は、道路橋梁費、河川費、内子運動公園費の事業です。9款、消防費の支出済額は、5億7,139万8,766円で、前年度より8,102万円余りの増、繰越は、消防施設費及び防災費の事業費となっております。

次に10ページ、11ページをお開きください。10款、教育費の支出済額は、11億514万9,592円で、前年度より3億420万円余りの減となっております。繰越は、自治センター費の事業です。11款、災害復旧費の支出済額は、5億4,008万4,910円で、前年度より1億2,691万円余りの増となりました。繰越は、農林業施設及び公共土木施設の災害復旧事業です。そうしまして、歳出合計につきましては、一番下の支出済額合計、101億5,185万4,450円で、前年度より1億5,789万円余り、率にして1.6%の増となっております。

次にページ数を大きく飛びまして170ページをご覧ください。実質収支に関する調書です。3番の歳入歳出差引額は、4億4,249万8,347円となり、そのうち繰越明許費の繰越額は、1億2,048万9,000円、また、当該年度には、事故繰越がありますので、その繰越額が1億1,010万2,000円となり、5番の「実質収支額」は、2億1,190万7,347円となっております。

次に財産に関する調書でございます。決算書の172ページをご覧ください。公有財産の異動で土地及び建物の動きを記載していますが、その詳細は、資料ナンバー7決算資料の103ページで後ほどご確認をお願いします。

次に決算書の176ページをご覧ください。物品の所有状況です。取得価格が50万円以上の「重要物品」につきまして、年度内の増減を一覧表に掲載しています。これにつきましても資料ナンバー7決算資料の104ページに記載しておりますので、後ほどご確認をお願いします。

次に178ページ、179ページをお開きください。基金の決算です。ご覧のとおり1番から26番まで26の基金があり、動きのあった主なものを説明いたします。1番「一般会計財政調整基金」です。債権の欄の年度中増加高の1億1,071万円余りは、平成31年度一般会計か

ら基金へ積立をしたものです。2番「減債基金」については、有価証券の欄にある国債2億5,006万円余りを売却し、その額、売却益、利息及び一般会計からの積立金の合計2億7,503万円余りを「預金」として、積立っております。なお、同様に3番「地域福祉基金」、4番「土地開発基金」、15番「高池健康づくり基金」及び16番「いかざき小田川はらっぱ基金」につきましても、有価証券の欄にある国債を全て売却し、その額及び売却益を預金として、積立しております。次に3番「地域福祉基金」です。預金の欄、年度中減少高の2,392万円につきましては、愛媛大学寄付講座に充てるための2,200万円及びリハビリ用健康機具購入に192万円を繰出したものです。7番「公共施設整備基金」です。預金の欄の、年度中増加高1億8,291万円余りを積立、年度中減少高の1億1,298万円余りを防災行政無線個別受信機等の公共施設整備に繰出したものです。また、債権の欄の年度中増加高1億4,829万円余りは、平成31年度一般会計から基金へ積立をしたものです。

179ページに移りまして、19番「エコロジータウン内子ふるさと応援基金」です。預金の欄の年度中増加高1,098万円余りは、寄附金とその利息で、年度中減少高の590万円は、寄附金の返礼品及び学校備品購入等に繰出をしています。26番「森林環境譲与税基金」につきましては、平成31年度から森林環境譲与税が創設され、それに合わせ、年度末にこの基金を創設したもので、林業の整備及びその促進に関する事業に充てられるものでございます。そうしまして、基金の年度末現在高合計額は、一番下の欄の右、65億2,085万4,543円となり、前年度から1億9,014万円余りの増額となっています。以上で、議認第12号「平成31年度一般会計歳入歳出決算」の説明とさせていただきます。

続きまして、議認第13号から議認第17号までの5つの「特別会計決算」について説明いたします。資料ナンバー5特別会計決算書の2ページ、3ページをお開きください。小田高校寄宿舎特別会計です。まず、歳入です。1款「寄宿舎事業収入」の収入済額216万円余りは、寄宿舎の部屋使用料です。2款「繰入金」は、一般会計からの繰入で514万円余り、3款「諸収入」の597万円余りは、部屋の光熱水費などでございます。歳入合計は、790万5,647円です。

次に、10ページ、11ページをお開き下さい。歳出です。寄宿舎事業費の一般管理費299万円余り、施設管理費268万円余り、寮生の給食費222万円余りとなっています。歳出合計は、歳入合計と同額の790万5,647円です。

次に、14ページ、15ページをお開き下さい。国民健康保険事業特別会計です。まず、歳入です。1款、国民健康保険税の収入済額は、3億3,188万円余りで、前年度より1,218万円余りの減です。また、調定額に対する収入率は、92.7%です。不納欠損額は、23名分の279万円余り、保険税の収入未済額は、2,345万円余りとなっています。そうしまして、歳入合計は、21億3,408万5,490円で、前年度より6,627万円余りの増となっています。

次に16ページ、17ページをお開き下さい。歳出です。2款の保険給付費、15億1,343万円余りが、主なものでございます。歳出合計は、20億6,411万2,978円で、前年度より7,223万円余りの増となっています。

次に40ページ、41ページをお開きください。介護保険事業特別会計です。まず、歳入です。

1 款、保険料の収入済額は、4 億 1, 4 8 2 万円余りで、なお、その保険料を納めていただく 6 5 歳以上の 1 号被保険者数は、年度末現在で 6, 4 3 8 名です。また、不納欠損額が 3 6 万円余りで、収入未済額は、1, 4 2 2 万円余りとなっております。その詳細は、資料ナンバー 7 決算資料の 7 4 ページで、後ほどご確認をお願いします。1 0 款、繰入金は、一般会計からの繰入れで、3 億 9, 3 4 9 万円余りとなっております。歳入合計は、2 6 億 3, 4 3 7 万 9, 9 1 0 円で、前年度より 7 1 5 万円余りの減となっております。

次に 4 2 ページ、4 3 ページをお開き下さい。歳出です。主なものは、2 款の保険給付費で 2 4 億 3, 4 4 3 万円余りになっております。なお、要支援・要介護者数は、年度末現在で 1, 3 5 4 名です。歳出合計は、2 6 億 7 0 8 万 9, 3 2 7 円で、前年度より 1, 9 0 4 万円余りの増となっております。

次に 8 0 ページ、8 1 ページをお開き下さい。介護保険サービス事業 特別会計です。まず歳入です。1 款「サービス収入」は、利用者 2 0 3 名のケアプラン作成にかかる収入 1, 0 1 0 万円余りです。2 款「繰入金」は、一般会計からの繰入で 8 3 9 万円余り、歳入合計は 1, 8 5 0 万 3, 3 4 3 円です。

次に 8 2 ページ、8 3 ページをお開き下さい。歳出です。1 款、総務費の支出済額は 1, 1 1 1 万円余りで、そのほとんどが人件費です。2 款、事業費は、ケアプランの外部委託等の経費 7 3 8 万円余りです。歳出合計は、歳入合計と同額の 1, 8 5 0 万 3, 3 4 3 円となっております。

次に 8 6 ページ、8 7 ページをお開き下さい。後期高齢者医療保険事業特別会計です。まず歳入です。1 款、後期高齢者医療保険料の収入済額は、1 億 4, 4 5 7 万円余りです。なお、年度末の被保険者数は、3, 6 8 8 名となっております。3 款、繰入金の 8, 3 7 6 万円余りは、一般会計からの繰入れです。そうしまして 歳入合計は、2 億 3, 2 2 9 万 5 6 2 円でございます。

最後に、8 8 ページ、8 9 ページをお開き下さい。歳出です。その主なものは、2 款「後期高齢者医療広域連合納付金」で、2 億 2, 2 9 5 万円余りで、歳出合計は、2 億 2, 4 9 4 万 5, 9 4 2 円となっております。以上で、議認第 1 2 号から議認第 1 7 号、平成 3 1 年度一般会計決算及び特別会計決算の説明とさせていただきます。ご審議の上、認定賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） 監査委員から、審査意見書が提出されておりますので、報告を求めます。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 赤穂英一代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。資料番号 8 番、「平成 3 1 年度 内子町一般会計・特別会計決算審査意見書」の 2 8 ページをご覧ください。総括意見としてまとめさせていただいております。地方自治法第 2 3 3 条に基づく、平成 3 1 年度における一般会計・特別会計の歳入歳出決算審査は、代表監査委員の私、赤穂、山本監査委員及び監査委員事務局により、内子町監査基準に基づき、各課等から提出された決算資料を中心に、関係職員から説明を聴取し、さらに財務監査、従来の定例監査や例月現金出納検査の結果も参考にして実施しました。その結果、各会計の決算書及び関係調書等は予算並びに関係法令に準拠して作成されており、誤りのないものと認めました。評価できる事項もたくさんありましたが、一方で、引き続き、留意いただきたい事項もありました。具体的な意見は、次のとおりです。

まず、1番は、一般会計予算額に対する不用額についてです。不用額は、歳出予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を控除し残ったお金であり、見方によっては、無駄な予算執行と言われている予算の使い切りを行っていないことでもあります。大切なことは、不用額発生の原因です。良い不用額の発生事例としては、事業の効率的な執行の節約、競争原理を生かした入札による残金、予見し難いため万一に備え余裕を持たせた予算等が挙げられます。今回の決算審査では、いずれの事例も見受けられました。また、年度終盤には、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事例も多く見受けられました。一方、良くない事例としては、予算編成時の調査・検証不足による過大見積もり、予算執行上の管理不足など、多様な理由が挙げられますが、今回の決算審査では、このような事例は見受けられませんでした。執行管理表を活用するなど、的確な予算の執行管理ができていました。引き続き、予算執行事務管理の徹底や、早めの決算見込みと不用額の把握に努め、補正予算での対応、あるいは、将来のための基金として活用するなど、限られた財源の最大限の活用に努めていただきたいと思います。

次に、2番、一般会計委託料及び工事請負費についてです。競争性、透明性、経済性の確保についてですが、驚くほど多くの業務が外注で執行されており、これは、民間の活性化や事務の効率化に繋がり評価できることでもあります。大切なことは、この財源が税金であることに鑑み、「より良いものをより安く調達しているか」で、地方自治法第2条の精神と趣旨、つまり、「最小の経費で最大の効果を挙げる」がいかにか生かされているかであります。今回の決算審査では、競争性・透明性・経済性を踏まえ、更には地元業者の受注機会の確保を図る地域要件を考慮した競争入札、比較見積もりが行われており、適正な予算執行が行われていました。また、平成30年度の豪雨災害に伴う復旧工事も数多く発注されており、それらの中には、工期等の理由で入札が不調となり、必要な手続きを経て随意契約に至った事例も多く見受けられましたが、一連の契約手続きは、法令に基づき適正に執行されていました。一刻も早い災害復旧に向けて、関係者の皆さんが取り組まれたご苦労の跡が、伺えました。加えて、三業者以上の見積もりによる随意契約については、指名競争入札に改善した事例も見受けられました。近年、入札・契約制度は多様化しています。それぞれのメリット・デメリットを念頭に、事業に見合った最良の方法を検討され、適正な契約執行に努められたいと思います。留意事項についてですが、不正に繋がりやすい随意契約、あるいは複数年契約となる長期継続契約については、法的根拠が重要です。執行伺い決裁書類には、根拠となる条項、理由の記載漏れがないよう留意願います。今回の決算審査では、根拠となる条項及びその理由が確実に記載されていました。また、少額随意契約においては、癒着による業者の固定化といった疑念を生じさせないよう、引き続き、複数業者による見積合せを行い広く参加の機会が付与されるよう努めていただきたいと思います。次に、工事の現地検査についてですが、多くの工事から抽出した工事について、「内子町監査基準」による工事検査の着眼点を参考に書類検査と現地検査を実施しました。着眼点としては、契約と執行は適正か。設計書どおりに工事が施工されているか。設計・金額・工期、変更理由は適正かであります。書類検査と現地検査の結果、それぞれの工事ともに適正に執行されていました。特に変更については、事前に目視でき予測できる場合や関連する設備の経過年数の確認など、十分な調査と準備により、適正な執行に努めていただきたいと思います。また、工事の各段階や竣工時の検査においては、発注仕様書のと通りの成果・効果が出ているかという観点からも厳正な検査を行うよう留意願いま

す。

次に、3番、滞納についてです。町税をはじめ、国民健康保険税、貸付金、負担金、使用料等の全体の滞納は、次に示しております滞納額の推移のとおり、平成22年度以降は減少傾向が継続しております。平成31年度は、対前年度比で1,452万1,000円の減少となっております。これは、厳しい経済と高齢化の状況下で、職員の皆様方が長期にわたり、日々頑張られた成果であると思います。また、税務課主導の「内子町債権管理対策会議」等による緊密な連携によるものであり、高く評価できます。徴収事務は、自主財源の確保、公平な負担、行政の信頼につながるものです。滞納については、今後とも、法令に基づき、初期対応に積極的に取り組み、現年分の徴収が収入未済とならないよう努めるとともに、過年分を含め、その解消に一層努力していただきたいと思います。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う納税猶予等の措置には留意願います。町税の徴収率は、次の町税の徴収率の推移のとおり、平成31年度は徴収率98.44%となっております。平成23年度以降最高率となっております。具体的には、法令に基づく厳正・的確な滞納整理、高額・悪質事案の愛媛県地方税滞納整理機構への引継ぎ、振替納税の利用勧奨などの結果であり、高く評価できるものです。一方、全体的に滞納が減少している中、徴収率の低い町営住宅・駐車場使用料、住宅新築資金等貸付金については、引き続き、必要に応じて専門家とも相談し、滞納者はもとより連帯保証人にも接触し、厳正な対応をしていただきたいと思います。なお、住宅新築資金等貸付金の徴収率は、前年度に比べ26.09%大幅に上昇して取り組みの成果が表れてきていると評価できます。

次に、4番、資金運用についてです。資金の運用については、歳計現金のこまめな定期預金運用、数年前から長期債券（国債）による積極的運用を行っています。今後とも、関係課との緊密な連携のもと、安全確実を旨とした運用に努めていただきたいと思います。ここで大事なのは、その時に、最も効率的で、安全であろうと判断した意思決定の過程を記録しておき、説明責任を果たせるようにしておくことでもあります。地方自治体は、もうけ主義ではなく、安全確実な運用が重要です。

5番、情報化、ICT化対応についてです。社会保障・税番号制度、平成28年に運用されてから早何年も経っておりますが、更なる情報化、ICT化が進展しています。ここで重要なのは、個人情報及びデータの保護は適正に行われているか、職員への情報管理やシステムの周知・研修・監査・点検が十分に行われているかであります。平成30年10月に初めて実施された担当部署による各現場での実地監査や例年実施されている職員研修は、極めて有効です。情報管理の徹底、セキュリティの確保に引き続き、厳格な対応を願います。

次に、6番、旅費、時間外勤務手当、備品等管理についてです。まず、旅費については、目的・必要性・行程・旅行命令・復命書等について関係帳票の確認・ヒアリングを行いました。旅費規定に基づき、適正に執行されておりました。次に、時間外勤務手当については、命令簿・出退記録タイムカードの確認・ヒアリングを行いました。一部の職員に時間外勤務が慢性化している等の事象が確認されました。引き続き、特定の職員に過重な負担とならないよう必要に応じ、担当者相互の事務支援や事務分担の見直し、職員が一人で悩むことがないような風通しの良い職場環境の醸成、管理者による事務管理の徹底、事務処理手順の遵守等について、鋭意取り組んでいただきたいと思います。すでに各種対応策を講じておられるところですが、職員の健康管理やメリ

ハリの付いた効率的な事務遂行のためにも、よろしくをお願いします。

次に、備品等管理についてであります。検収・備品管理システムへの搭載・備品管理番号シールの貼付・管理状況等について関係帳票の確認・ヒアリングを行いました。物品管理規定に基づき、各種手続きは適正に行われていましたが、職員の不注意による公用車・パソコンの損傷案件が散見されました。いずれの案件も注意しておれば防げたものであります。既に、職員への注意喚起はなされていますが、物品の調達費や修繕費の財源は税金であることを常に認識の上、職員への注意喚起を徹底し、再発防止に努めていただきたいと思います。

最後に、内子町の財政は、資料番号8番の「平成31年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書」の8ページにありますとおり、健全財政であります。これは、短期で成し遂げたものではなく、これまでの議会及び理事者の皆様方の地道な改革と改善に取り組まれた成果であると思います。今後も、過疎化と人口減少、少子・高齢化の進行に加え、地球温暖化に伴い多発する自然災害・予想される地震への対策、新型コロナウイルス感染症の影響など、厳しい地域の現状が続くと思われませんが、これまで同様に補助金制度の積極的な活用、基金の適正な積立と活用等により、事業の選択と適時適切な実施に努めていただきたいと思います。特に、補助金確保に熱意をもって取り組まれてきた町幹部及び担当部署の皆さんのご努力は並々ならぬものがあり、引き続き、期待したいと思います。内子町の更なる進展を望み、決算審査報告といたします。

○議長（森永和夫君） 議認第12号から議認第17号までの平成31年度 各会計歳入歳出決算認定について、の説明と報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。議認第12号から議認第17号までの決算認定6件は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議認第12号から議認第17号の決算認定6件は、予算決算常任委員会に付託することに決定致しました。

○議長（森永和夫君） ここで暫時休憩します。午後1時から再開します。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第16 議案第78号 平成31年度内子町水道事業会計剰余金の処分について

日程第17 議認第18号 平成31年度内子町水道事業会計決算の認定について

○議長（森永和夫君） 「日程第16 議案第78号 平成31年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第17 議認第18号 平成31年度内子町水道事業会計決算の認定について」以上2件を一括議題とします。本案について説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第78号、平成31年度内子町水道事業会計剰余金の処分について、議認第18号、平成31年度内子町水道事業会計決算の認定につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定・ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議案第78号、平成31年度内子町水道事業会計剰余金の処分について。議認第18号、平成31年度内子町水道事業会計決算の認定につきましては、関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

議案資料1の24ページでございます。平成31年度内子町水道事業会計では、利益剰余金が生じたので、その処分につきまして地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。次の25ページに処分計算書を記載しております。未処分剰余金6,321万6,611円を処分額といたしまして、その処分先でございますが、企業債の償還に充てる目的の減債積立金に5,321万6,611円。欠損金を埋める目的の利益積立金に1,000万円を積み立てまして、処分するものでございます。

次に、議認第18号、平成31年度内子町水道事業会計決算認定についてご説明いたします。資料につきましては、別冊資料6でございます。

2ページをお開き下さい。まず収益的収入でございます。1款の事業収益が、4億6,380万4,787円で前年度に比べ1.98%の増額となっております。

内訳として、1項の営業収益は、2億7,878万3,079円で給水収益でございます。2項の営業外収益は、一般会計補助金、雑収入等で1億8,489万3,197円となっております。

次に3ページの支出でございますが、1款の水道事業費用におきましては、3億8,883万8,682円で前年度と比べ6.12%の減となっております。内訳として1項の営業費用におきましては、3億4,412万8,734円で、2項の営業外費用は4,447万3,996円でございます。

続いて、4ページをお願いします。資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、1款資本的収入におきまして、総額で5億4,572万4,572円でございます。対前年度比77.31%の増額となっております。

続きまして5ページの支出でございます。1款、資本的支出総額6億6,281万8,500円で対前年度比52.40%の増額となっております。収入の増額は、有価証券の満期及び売却があったこと、また、支出の増額は、有価証券の購入や中山間地域総合整備事業の事業量の増が

要因となっております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億1,709万3,928円につきまして、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金、当年度消費税等資本的収支調整額で補填しております。詳細につきましては6ページに記載しておりますのでお目通しをお願いします。

続きまして、7ページをお開きください。損益計算書です。まず、営業収益でございますが、給水収益から加入金まで合わせまして2億5,624万4,520円でございます。次に営業費用でございますが、原水及び浄水費からその他の営業費用まで合計で3億3,508万5,990円でございます。営業収益から営業費用を差し引きました営業損失は、7,884万1,470円となっております。続きまして、営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計で、1億8,489万3,327円でございます。営業外費用が4,272万7,805円となっており、このことによります経常利益は、6,332万4,052円となっております。これに特別利益、特別損失を考慮しまして、当年度純利益は6,321万6,611円でございます。したがって、平成31年度末処分利益剰余金は、6,321万6,611円となります。この剰余金処分につきましては、議案第78号でご説明いたしましたが、内子町水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例第2条第1項のとおり、処分するものでございます。8ページから9ページには剰余金計算書を、10ページには、剰余金処分計算書の案を記載しておりますのでお目通しをお願い致します。

11ページから13ページには、内子町水道事業貸借対照表を記載しており令和2年3月31日現在では、資産及び負債・資本とも合計72億2,554万9,809円となっております。16ページには、キャッシュ・フロー計算書を、17ページ以下には、事業報告などの関連資料を記載しておりますので、お目通しをお願い致します。

以上、簡単でございますが、議案題78号、平成31年度内子町水道事業会計剰余金の処分について及び、議認第18号、平成31年度内子町水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） 監査委員から、審査意見書が、提出されておりますので、報告を求めます。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 赤穂英一代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。

資料番号8番、「平成31年度 内子町公営企業会計決算審査意見書」の3ページをご覧ください。地方公営企業法第30条に基づく、平成31年度内子町公営企業会計決算審査は、代表監査委員の私、赤穂、山本監査委員及び監査委員事務局により、内子町監査基準に基づき、担当部署から提出された決算報告書等を中心に、関係職員から説明を聴取し、さらに財務監査、定例監査や例月現金出納検査の結果も参考にして実施しました。その結果、4番で記載しております、審査結果のとおり、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿等と符合し正確であり、当事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認めました。また、運営状況についても、地方公営企業法の趣旨

に沿って経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう効率的な運営がなされていると認めました。

続いて14ページをご覧ください。公営企業のうち、水道事業に係る具体的な意見をまとめさせていただきます。まず、1番、経営状況についてです。平成28年4月1日付で全ての簡易水道事業と統合して、4年目の経営状況となっております。その状況を示す「損益計算書」では、水道事業の正常な収益力を示す経常利益は6,332万4,052円。当年度未処分利益剰余金は、6,321万6,611円となっております。良好です。

次に、2番、財政状態についてです。財政の状態を示す「貸借対照表」による財政比率は、次のとおり、良好であります。1番、固定資産対長期資本比率は、事業の固定的・長期安定性を見る指標であります。100%以下が望ましく91.67%となっております。流動比率は、1年以内に返済すべき流動負債をどの程度返済可能かを見る指標ですが、最低でも100%以上が必要で、361.04%となっております。3番、自己資本構成比率は、総資本に占める自己資本の割合を見る指標ですが、比率は高いほど良く、63.57%となっております。負債比率は、企業の健全性を見る指標ですが、100%以下が望ましく、57.32%となっております。

次に、3番、資本的収入及び支出における不足額の取扱いについてです。資本的収入額が資本的支出額に対して1億1,709万3,928円の不足額が生じていました。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金6,422万5,419円、減債積立金4,119万5,757円、当年度消費税等資本的収支調整額1,167万2,752円で適正に補てん処理が行われていました。

次に、4番、工事請負契約及び業務委託契約についてです。工事請負、委託業務の契約にあたっては、競争原理を生かした経済性のある適正な入札契約が行われていました。

次に、5番、資金運用についてです。水道事業の資金の運用については、平成27年以降、内子町水道事業資金管理方針規定に基づき、内子町水道事業資金運用会議を設置し、1番、歳計現金のこまめな定期預金運用、2番、近年、長期債券による積極的運用を行っています。先ほどの一般会計・特別会計決算審査意見の繰り返しになりますが、今後とも、関係部署との緊密な連携のもと、安全確実を旨とした運用に努めていただきたいと思います。有価証券は、安全性の基準を満たし利率の良い物が出て予算を組んでいないと購入できないため、令和元年12月に有価証券購入費1億500万円を補正しましたが、安全性の基準を満たした利率の良い物が出なかったため、予算執行せず、不用額が出ています。この判断は評価できることです。ここで大事なのは、「その時に、最も効率的で、安全であろうと判断」した「意思決定の過程」を記録しておき、説明責任を果たせるようにしておくことです。

次に、6番、今後の経営についてです。人口減少に伴い料金収入の伸び悩みが予想される中、簡易水道事業との統合で、施設の老朽化等による修繕及び更新、耐震化、水道料金等、多くの課題が考えられます。特に、近年、有収率の低下が懸念されます。具体的な数値は、平成31年度が74.76%、平成30年度が71%、平成29年度が72.17%、平成28年度が75.21%、平成27年度が77.42%となっており、簡易水道との統合後、低下が顕著となっております。平成31年度は、前年度に比べ若干改善しているものの類似団体全国平均に比べて低調です。参考として、平成30年度の類似団体全国平均の有収率は80.93%です。有収率の減

少は、送水・配水管の老朽化による漏水が一つの原因と考えられ、計画的に漏水調査を実施し早期対応を行い、安定した給水のため、漏水件数を減らす努力を行っていますが、更なる効果的な取組が必要です。令和2年3月末に完了した、耐震化計画等策定業務委託及び内子町水道事業経営戦略策定支援業務委託の結果を踏まえ、引き続き、長期的な展望に立って課題解決に取り組み、統合の目的である広域的受益の均衡化、経営の効率化と基盤の強化を図り、安心して安全な水道水の安定供給に、一層努められることを願い、水道事業の決算審査報告といたします。

○議長（森永和夫君） 議案第79号及び議認第19号の説明と報告が終わりました。

これより、質疑にはいります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

それでは、お諮りします。議案第78号及び議認第18号の2件は、予算決算常任委員会に付託することにしたと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号及び議認第18号の2件は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第18 議案第79号 平成31年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について

日程第19 議認第19号 平成31年度内子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（森永和夫君） 「日程第18 議案第79号 平成31年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第19 議認第19号 平成31年度内子町下水道事業会計決算の認定について」以上2件を一括議題とします。本案について説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第79号、平成31年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について、議認第19号、平成31年度内子町下水道事業会計決算の認定につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定・ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議案第79号、平成31年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について。議認第19号、平成31年度内子町下水道事業会計決算の認定につきましては、関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

資料でございますが、議案資料1の27ページをお願いします。平成31年度内子町下水道事業会計で、利益剰余金が生じたので、その処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定より議会の議決を求めるものでございます。

次の28ページに処分計算書を記載しております。未処分剰余金479万5,964円を処分額といたしまして、その処分先でございますが、企業債の償還に充てる目的の減債積立金に54万5,964円を積み立てまして、残りの425万円につきましては繰越剰余金とするものでございます。この繰越利益剰余金でございますが、6月議会で説明いたしました、委託費の事故繰越分でございますが、決算時には剰余金として計上されますが、委託業務完成の際に支出予定でございますので今回は委託費相当分以外の剰余金54万5,964円を処分するものでございます。

次に議認第19号、平成31年度内子町下水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。資料につきましては、別冊資料6のあさぎ色の仕切りからの内子町下水道事業会計決算書でございます。2ページでございます。まず収益的収入でございます。1款の事業収益が、2億7,806万5,802円となっております。内訳といたしまして、1項の営業収益は、8,110万9,035円で下水道使用料でございます。2項の営業外収益は、一般会計補助金、雑収入等で、1億9,688万5,054円となっております。

次3ページの支出でございますが、1款の下水道事業費用が、2億7,326万9,838円となっております。内訳として1項の営業費用は、2億4,510万3,235円で、主なものは、処理場費、減価償却費でございます。2項の営業外費用は2,816万5,428円となっており、主に企業債利息でございます。

続きまして、4ページをお願いします。資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、1款資本的収入は、総額で8,057万9,500円でございます。

続きまして5ページの支出でございます。1款資本的支出総額1億4,066万9,080円となっており、主なものは、第2項の企業債償還金でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,008万9,580円につきまして、過年度分損益勘定保留資金で補填しております。詳細につきましては6ページに記載しておりますのでお目通しをお願いします。

続きまして7ページをお開きください。損益計算書です。まず、営業収益でございますが、下水道使用料、その他営業収益を合わせまして7,455万5,990円でございます。次に営業費用でございますが、官渠費からその他の営業費用まで合計で2億3,771万2,573円でございます。営業収益から営業費用を差し引きました営業損失は、1億6,315万6,583円となっております。続きまして、営業外収益は、他会計補助金から雑収益までの合計で、1億9,688万6,264円でございます。営業外費用が2,899万8,977円となっており、このことによります経常利益は、473万704円となっております。これに特別利益、特別損失を考慮しまして、当年度純利益は479万5,964円となっております。従いまして、平成31年度未処分利益剰余金は479万5,964円となります。この剰余金処分につきましては、議案第79号でご説明いたしましように、委託費相当分425万円が含まれておりその額を差し引いた54万5,964円を処分額と致しまして、内子町下水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例第2条第1項のとおり処分するものでございます。

8ページ、9ページには剰余金計算書を、10ページには、剰余金処分計算書の案を記載しておりますのでお目通しをお願い致します。

11ページから13ページには、内子町下水道事業貸借対照表を記載しております。令和2年

3月31日現在では、資産及び負債・資本とも合計で43億736万1,024円となっております。16ページにはキャッシュ・フロー計算書、17ページ以下には、事業報告などの関連資料を記載しておりますので、お目通しをお願い致します。以上、簡単ですが、議案題79号、平成31年度内子町下水道事業会計剰余の処分について及び、議認第19号、平成31年度内子町下水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） 監査委員から、審査意見書が、提出されておりますので、報告を求めます。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 赤穂英一代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。

お手元の資料番号8番、「平成31年度 内子町公営企業会計決算審査意見書」の3ページをご覧ください。監査の根拠法令とか監査担当者については先ほど水道事業の方でご説明しましたので割愛いたします。4番の審査結果のとおり、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿等と符合し正確であり、当事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認めました。また、運営状況についても、地方公営企業法の趣旨に沿って経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう効率的な運営がなされていると認めました。

28ページをご覧ください。公営企業のうち、下水道事業に係る具体的な意見をまとめさせていただいております。まず、1番、経営状況についてです。平成29年4月1日から地方公営企業法を適用して、地方公営企業に移行し、経営状況の明確化・適切な施設管理など効率的な事業運営を目指すとともに、使用料金の改定を行っています。移行3年目の経営状況は、損益計算書で見ると、下水道事業の正常な収益力を示す経常利益は473万704円、当年度末処分利益剰余金は479万5,964円となっております。また、維持管理費の経費回収率は、79.37%と必要とされる100%に比べ、大幅に低調な状況です。参考として、平成30年度が92.34%、平成29年度が95.69%、平成28年度が73.47%です。

次に、2番、財政状態についてです。財政の状態を示す貸借対照表による財政比率は、次のとおり、厳しい項目もあり、一般会計からの多額の繰り入れで賄っている状況です。固定資産対長期資本比率は、102.24%、流動比率は、40.18%、自己資本構成比率は、68.40%、負債比率は、41.06%となっております。

次に、3番、資本的収入及び支出における不足額の取扱いについてです。資本的収入額が資本的支出額に対して6,008万9,580円の不足額が生じていました。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金6,008万9,580円で適正に補てん処理が行われていました。

次に、4番、工事請負契約及び業務委託契約についてです。工事請負、委託業務の契約にあたっては、競争原理を生かした経済性のある適正な入札契約等が行われていました。

次に、5番、今後の経営についてです。下水道事業は、これまで、病院や商業施設の誘致などにも多大な貢献をしてきました。人口減少に伴い下水道使用料収入の伸び悩みが予想される中、

86. 34%に止まっている水洗化率これは決算資料においては、接続率のことを水洗化率で表されています。また、施設利用率を参考とした施設の適正規模の在り方の検討、施設の老朽化を見据えた長寿命化対策、汚水処理費の低減化、使用料金等、多くの課題が考えられます。特に、先ほどもご説明しましたが、維持管理費の経費回収率は、1番の経営状況のところで申し上げましたとおり、近年改善してきていましたが、また、低調な状況に転じており、使用料金を含め改善の検討が必要です。令和2年3月末に完了の内子町下水道事業経営戦略策定支援業務委託の結果及び令和2年度に完了予定の内子町公共下水道内子町浄化センター他再構築基本計画、ストックマネジメント計画、これを踏まえ、引き続き、長期的な展望に立って課題解決に取り組み、安定的なサービスの提供、維持可能な下水道事業の経営の効率化を図るため、一層努められることを願い、下水道事業の決算審査報告といたします。

○議長（森永和夫君） 議案第79号及び議認第19号の説明と報告が終わりました。これより、質疑にはいりません。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

それでは、お諮りします。議案第79号及び議認第19号の2件は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号及び議認第19号の2件は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第20 議案第80号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（森永和夫君） 「日程第20 議案第80号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第80号、内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきましては、公職選挙法の一部改正により、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙運動の選挙公営の対象が拡大されたことに伴い、条例を制定するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から、議案書1の30ページ、議案第80号「内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定」についてご説明致します。

本案につきましては、第201回国会において成立した公職選挙法の一部を改正する法律が、令和2年法律第45号をもって令和2年6月12日付けで公布され、町村議会議員選挙及び町村長選挙において、選挙運動用自動車の使用料と選挙運動用ポスター・ビラの作成費用が選挙公営の対象となりましたことから、内子町でも条例を制定し、公費負担の規定を設けるものでございます。

条例の説明の前に、この度の公職選挙法の一部改正の内容について簡単にご説明申し上げます。第1に、「町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大」でございます。これまで、都道府県知事や都道府県議会議員選挙、また市長・市議会議員選挙では認められていた選挙運動用自動車の借上料や選挙運動用ポスター・ビラの作成経費について、町村議会議員選挙、町村長選挙においても選挙公営の対象とされました。

第2に、町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁でございます。頒布そのものが認められていなかった町村議会議員選挙におけるビラの頒布が解禁されました。なお、ビラ頒布の上限枚数は1,600枚で、ビラの種類や頒布方法、規格などは現行法の市議会議員選挙と同様でございます。

第3に、「町村議会議員選挙における供託金制度の導入」でございます。公営対象拡大に伴い、町村議会議員選挙においても供託金制度が導入され、その額が15万円とされました。供託物没収点は、こちらも現行法の市議会議員選挙と同様でございます。

第4に、「施行期日等」でございます。本法律は、公布の日から起算して6月を経過した日、すなわち、令和2年12月12日より施行されることとなります。よって、来年予定されている内子町議会議員及び内子町長の選挙において、改正後の公職選挙法が適用されることとなります。

それでは、条文毎に説明をいたします。議案資料1の31ページから34ページにかけまして条例案を掲載しておりますので、順次お目通しをお願いしたいと思います。

第1条では、本条例の趣旨を定めるものです。本条例は、公職選挙法の規定に基づき、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ・ポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担について定めるものです。候補者1人当たりの内子町議会議員選挙及び内子町長選挙における候補者の届け出日、告示日から当該選挙期日の前日までの選挙運動期間において、一日あたり6万4,500円に運動期間日数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができます。また、法第100条第4項の規定による無投票となった場合の選挙用自動車の使用は告示日のみとなります。ただし、供託物が没収される候補者には適用されません。

第3条では、選挙運動用自動車の選挙公営制度を利用するにあたり、有償契約を締結すること及び委員会に対して所定の届け出をする必要があることを定めるものでございます。道路運送法第3条第1号ハに規定する一般旅客自動車運送事業とは、タクシー、ハイヤー等の貸し切り型で乗

客数11人未満の旅客運送事業者をいいます。タクシー等事業者と契約を締結する場合は、自動車借入、燃料代、運転手の雇用を一括して含んだ契約を行うこととなります。他方で、「その他の者」とは、前述のタクシー等業者以外のレンタカー業者やマイカー所有の知人等をいいます。なお、選挙公営の対象となるのは、借入代金、燃料代、運転手雇用代に限られますので、例えば看板取り付代金や拡声器の借入れ代金は公費負担の対象外となります。

続いて、第4条では、選挙運動自動車の選挙公営制度を利用するにあたり、契約類型ごとの公費負担額を定めるものでございます。

議案資料1の32ページになります。まず、1号では、一般運送契約、ハイヤー方式と申しませんが、この場合を規定します。この場合の選挙運動自動車は、1日1台に限り、6万4,500円を上限に、各日に使用した合計金額となります。契約により支払う金額が6万4,500円未満の場合はその額が単価となり、候補届出日、告示日から選挙期日の前日までの間で、実費のみが公費負担の対象となります。2号では、一般運送契約以外の借り入れ契約、個別契約の場合を規定します。その内、アは、自動車借り入れ契約の場合でござまして、1日1台につき1万5,800円を上限に、各日に使用した合計金額となります。続いて、イは、燃料供給契約の場合でございまして、1日につき7,560円を上限に、選挙運動期間中に選挙運動自動車に供給した燃料代のうち、選挙管理委員会が確認した金額となります。なお、契約に基づき支払う金額が当該金額未満のときはその額となります。続いて、ウは、運転手雇用契約の場合でございまして、1日1人につき1万2,500円を上限に、運転業務に従事した各日の合計金額となります。

続いて、33ページでございます。第5条では、選挙運動用自動車の使用の契約の指定について定めるものでございます。選挙運動用自動車の使用に関し、前条1号に定める契約と2号に定める契約がなされている場合には、候補者の指定するいずれか一方の号の契約のみが締結されているものとみなされ、両方の制度を同時に利用することはできないという内容でございます。なお、この際は候補者による指定が必要となります。

続いて、第6条では、選挙運動用ビラの作成と公費負担を定めるもので、公費負担の対象となるのはビラ作成費用であるとするものでございます。ただし、供託物が没収される候補者には適用されません。

続いて第7条では、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出を定めるものでございます。選挙運動用ビラ作成公営制度の適用を受けるためには、業者との間で有償契約を締結し、委員会の規定に従い、届出書の提出を義務付けるものでございます。

第8条では、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続について定めるものでございます。ビラ作成費用について、公費負担の限度額と業者からの請求に基づいて業者に対して支払うことを定めるものです。単価と作成枚数にそれぞれ限度があるほか、委員会が確認していない場合及び枚数を超過した場合の超過部分は公費負担の対象外となります。選挙運動用ビラの1枚あたりの単価の限度額は7円51銭、作成枚数の限度額は、法第142条第1項7号より町長選挙においては5,000枚、町議会議員の選挙においては1,600枚でございます。

第9条では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担について定めるものでございます。公費負担の対象となるのは、ポスター掲示場に掲示するポスター作成費でございます。こちらも選挙運動用自動車、ビラと同様に、供託物が没収される候補者には適用されません。

第10条では、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出を定めるものでございます。選挙運動用ポスター作成公営制度の適用を受けるためには、業者との間で有償契約を締結して、委員会の規定に従い、届出書の提出を義務付けるものでございまして、契約の相手方は業者であり、かつ有償でなければなりません。

33ページから34ページにかけてですが、第11条では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続について定めるものでございます。ポスター作成費用の単価上限を規定するとともに、ポスター作成費用については業者からの請求に基づいて業者に対して支払うことを定めるものです。選挙運動用ポスターの1枚あたりの単価の限度額は、525円6銭にポスター掲示場数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を、ポスター掲示場数で除した金額であり、1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とするものでございます。

第12条では、条例施行にあたり必要な事項については、委員会が別に定めると規定するものでございます。

最後に附則において、施行期日、適用区分を定めるものでございます。施行日は、改正公職選挙法が施行される令和2年12月12日でございます。以上、内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきまして、改正公職選挙法の概要とともにご説明申し上げました。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 基本的にこの条例制定により、全国の市と町の行政の選挙に立候補される首長や議長というのは日付とか日数とか金額が違うだけで基本的な考え方は同等となったと考えたんでよろしいでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） この条例につきましてはそれぞれの地方公共団体の判断にゆだねられておりまして、必ずしもすべての自治体がこういう条例を規定しているものではないでございますが、国が要請している内容につきましては同様と考えてけっこうでございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） これで同じ議員や同じ首長でありながら自治体の市の制度と町の制度によって違いが出ていたんですけど、一般の住民の人から見ればそういうことまでは十二分に知られてない。どうせああいうのは公費ででるんじゃないかと思っている人もいれば、全部出さんといけんのかという今までは、はがき800枚だけだったと思うんですけど、それで住民の人も分かってくれると思うんですけど、広報等にも出されるし、議会だよりにも出ると思いますので。そこで町長にお尋ねしたいんですけど、愛媛県の町村会の会長でもあるし、全国の副会長さんでもあると思うんですけど、供託金制度により、ポスター代やいろんな費用が出るということになると、それにより今度の町長選挙は立候補する人が増えたり、議会議員選挙がどんどんと成り手不足のところ解消されるというそういった首長の会議の方で話は出ていたかどうかどんなかっ

たでしょうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） そういう話はきいておりませんし、議論もしたことはありません。ただこれは条例を制定するという事ですから条例を制定するには町長がその条例案を議会に提案する。そして議員の皆さん方が審議をしていただくという一連の手続きを経ないとこの条例は成立しないわけでございますので町によっては、うちは条例を制定しないよというところがあるかもしれません。それはそれぞれのお考え方です。特別に議論したことはございません。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第80号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第80号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定致しました。

日程第21 議案第81号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第21 議案第81号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第81号「内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、こども支援課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○こども支援課長（前野良二君） 議長。

○議長（森永和夫君） 前野こども支援課長。

〔前野良二こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（前野良二君） それでは、議案第81号「内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。まず、本条例の改正の趣旨ですが、昨年10月に施行された、子ども子育て支援法の一部を改正する法律、いわゆる幼児教育・保育の無償化の施行に伴うものです。本来であれば、昨年10月の無償化にあわせて、関連する条例を改正しなければなりませんでしたが、市町村の

準備期間を考慮して、改正後1年間は政令で定めた内容を条例で定めたものとみなすとの経過措置が設けられました。今回、無償化から1年が経過しようとする中で、子ども・子育て支援法の改正にかかわる本条例について、一部を改正するものです。それでは、詳細については、議案説明資料10の新旧対照表でご説明させていただきます。

議案説明資料の1ページでございます。まず、第2条「定義」の改正でございます。第2条の改正は、1ページから2ページにわたりますが、無償化に伴い、子ども子育て支援法が改正され、条文に使われる用語が改められております。さらに、3歳児以上の幼児教育・保育が無償化になることに伴うことによる、必要な用語を加えるものでございます。なお、今回、ご提案させていただく、本条例の一部改正については、これらの法改正に伴う用語の改定及び追加が多岐にわたっております。これ以降の説明については、その用語の改定及び追加以外の改正内容について主に説明させていただきます。

それでは、4ページをご覧くださいと思います。4ページの中ほどになります。第13条「利用者負担額等の受領」についてです。本条文は幼稚園や保育園等の負担額を支払う保護者の範囲を定めるものでございます。その第1項で、無償化に伴い、3歳未満の子どもの保護者にのみ、利用者負担額の支払を限定する内容に改める条文の改定です。

続いて、5ページをご覧くださいと思います。第13条になりますが第4項の(3)で「食事の提供」に要する費用に関わる改定です。(3)食事の提供にア、及びイ、ウを加え、無償化に伴う副食費の取扱いについて、これまで保育料に含まれていた3歳児以上の食材料費の副食費については、保護者が実費負担することになりました。しかし、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の副食費については、その支払いを免除する内容の条文の追加するものでございます。

続いて、少し飛びますが、12ページをご覧ください。第42条「特定教育・保育施設との連携」に関わる条文の改正です。説明資料の12ページから13ページに渡る改定となっております。この条文は、特定地域型保育施設と特定教育・保育施設との適切な連携を義務付けることについて規定しているものです。ここにある特定地域型保育型事業所とは、原則0歳から2歳児を対象とする施設であり、例外もありますが、定員20人以下の小規模な保育施設のことを指しています。これらの施設は、とりわけ、都市部で課題となっている、0歳児から2歳児の待機児童の解消を図るために主に運営されている施設であり、現在、このような施設は内子町にはございません。ここでは、第42条に新たな項を加え、連携施設確保を義務付ける施設要件の緩和をおこなうものでございます。

続いて、19ページをご覧くださいと思います。19ページ、付則第5条「連携施設に関する経過措置」です。先ほど説明した特定地域型保育事業者に対し、幼稚園や保育園等の連携施設を確保するための義務年限を5年から10年に延長し、連携施設の確保義務の猶予年限を延長したものでございます。以上、議案第81号「内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」について、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第81号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第81号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第82号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第22 議案第82号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第82号「内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、こども支援課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○こども支援課長（前野良二君） 議長。

○議長（森永和夫君） 前野こども支援課長。

〔前野良二こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（前野良二君） それでは議案書1の47ページ、議案第82号「内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。まず、本条例の改定条文の説明をする前に、「家庭的保育事業等」について説明させていただきます。「家庭的保育事業等」とは、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの先ほど議案第81号で説明申し上げました地域型保育事業のことを指しております。いずれの施設も、原則0歳から2歳児を対象とする施設であり、事業所内保育事業を除き、定員20人以下の小規模な保育施設です。それら4つの保育事業所は、利用児童に対し保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の終了後、つまり3歳児なった時も、その保育が継続的に提供されるよう、幼稚園、保育所、こども園などの規模の大きい連携施設を確保することが義務づけられております。今回の改正は、これらの事業・施設が、現在、都市部で課題となっている0歳から2歳児の待機児童の受け皿として運営されていますが、その待機児童の課題が解消に至っていない現状をふまえ、これら4つの保育事業の運営の要件を緩和する趣旨の一部改正でございます。なお、内子町にはこれらの「家庭的保育事業等」を実施している該当施設はございません。

それでは、議案説明資料10の20ページをご覧いただきたいと思います。第6条「保育所等との連携」ですが、20ページから21ページにかけて、新たに2項から5項を追加し、家庭的保育事業者等の連携しなければならない施設について、その要件を緩和する条文を追加するものです。

続いて21ページ、ページの下の方、第16条「食事の提供の特例」です。その第2項に(4)を追加して、家庭的保育事業での施設に食事を搬入する事業者の要件を緩和するものです。

続いて23ページをご覧ください。第28条の設備の基準ですが、建築基準法の施行令の改正によるところの、避難用設備の基準の改定です。さらに、第29条においては、准看護師を追加し、職員基準を施設の運営要件について緩和しました。これら、避難用設備の基準及び職員基準の改定は、25ページをご覧いただいたらと思うんですけど、同じく第43条第1項、第44条第3項、第47条第3項でも同じ趣旨で改定・追加されております。

それでは23ページにお戻りいただいて、ページ下の方になります。第37条では、居宅訪問型保育事業に「保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において保育が困難な場合」が加えられ、居宅訪問型保育事業が実施できる新たな要件が追加されました。

続いて25ページをご覧ください。ページ中ほど、第45条に2項が追加され、事業所内保育事業の連携施設の要件が緩和されております。さらに、ページ一番下、付則第3条「連携施設に関する経過措置」において、特定地域型保育事業者に対し、連携施設を確保するための義務期間を5年から10年に延長し、連携施設の確保について義務要件を緩和するものです。

以上、議案第82号「内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、簡単でございますが説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第82号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第82号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（森永和夫君） 暫時休憩をします。午後2時20分から再開します。

午後 2時 8分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第23 議案第83号 内子町小田深山観光施設条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第23 議案第83号 内子町小田深山観光施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第83号「内子町小田深山観光施設条例の一部を改正する条例」につきましては、小田深山溪谷関連施設を明確化し、キャンプ利用について料金を設定するため、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、小田支所長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○小田支所長（畑野亮一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 畑野小田支所長。

〔畑野亮一小田支所長登壇〕

○小田支所長（畑野亮一君） それでは、議案第83号内子町小田深山観光施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書1の51ページをお開きください。提案理由といたしましては、小田深山溪谷関連施設を明確化し、キャンプ利用について料金を設定するため、条例の一部を改正するものであります。遊歩道を中心とする小田深山溪谷関連施設について、現有施設を明記するとともに、今後のキャンプ利用に対応するため、利用料金を設定するものでございます。

改正する内容につきましては、議案書1の52ページから53ページにその内容を記載しております。議案説明資料では27ページから29ページに新旧対照表を掲載しておりますのでご覧ください。説明は、新旧対照表により行わせていただきます。

議案説明資料の27ページをお開きください。今回の改正箇所を赤字で示しております。まず、第2条の観光施設の名称及び位置について、小田深山溪谷関連施設として、従来の遊歩道に加えて、公衆トイレ、廻り岩キャンプ場、キャンプサイト兼駐車場、簡易水道施設、旧深山荘跡地を現状に合わせて記載しております。また、第5条の指定管理者の指定の期間について、5年間という規定を5年以内に改正しております。これは、今回10月から始まる指定期間の最後を年度末に合わせるための改正でございます。

次に28ページをご覧ください。別表観光施設利用料金の区分スキー場について、夏季等のキャンプ利用を想定し、表にキャンプ場使用料と宿泊料を追加しております。キャンプ場使用料につきましては、1人1回につき大人200円、小学生100円、幼児は無料としております。日帰りキャンプの場合はこの料金になります。宿泊される場合は、テント1張、1泊につき2,000円を加算致します。金額はいずれも基準額でありますので、実際にはこの基準額の0.5倍から1.5倍の範囲内で、町長の承認を受けて指定管理者が定めることとなります。

次に29ページをご覧ください。こちらは小田深山溪谷関連施設にキャンプ場の規定を設ける

ものです。対象となる場所は、廻り岩キャンプ場と、キャンプサイト兼駐車場です。料金はスキー場と同一としております。なお、備考として、1、大人とは、中学生以上の者をいう。2、幼児とは、義務教育就学前の者をいう。という説明を追記しております。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 単純な質問ですけど宿泊料としてキャンプのテントを1張りすると1泊につき2,000円ということなんですけど、宿泊をしない、テントを張る、日除けとか虫よけに休日にテント張られますけどもしそういうテントを張った場合には、宿泊はしないからとらないという考え方でよろしいでしょうか。

○小田支所長（畑野亮一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 畑野小田支所長。

○小田支所長（畑野亮一君） この場合は日帰りキャンプという考え方で使用料のみ大人200円をいただくという形になります。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありますか。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 今回関連施設を明記するという中に簡易水道施設という表示をされておるんですが、町全体において簡易水道は現在ない中において小田深山だけ簡易水道施設という位置づけをされるのか。そこを確認をさせていただきたいと思います。

○小田支所長（畑野亮一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 畑野小田支所長。

○小田支所長（畑野亮一君） こちらの場合は旧深山荘時代からありました簡易な水道施設という意味で使っております。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します

お諮りします。「議案第83号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第83号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定致しました。

日程第24 議案第84号 内子町小田深山観光施設（小田深山溪谷関連施設）の指定管理者の指定について

○令和議長（森永和夫君） 「日程第24 議案第84号 内子町小田深山観光施設（小田深山溪谷関連施設）の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第84号「内子町小田深山観光施設（小田深山溪谷関連施設）の指定管理者の指定」につきましては、去る8月5日に開催しました内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定より、議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、小田支所長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○小田支所長（畑野亮一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 畑野小田支所長。

〔畑野亮一小田支所長登壇〕

○小田支所長（畑野亮一君） それでは、議案第84号、内子町小田深山観光施設の指定管理者の指定につきましてご説明致します。

議案書1の54ページをお開き下さい。今回、提案致しますのは、内子町小田深山観光施設の内、小田深山溪谷関連施設の指定管理者の指定についてでございます。小田深山溪谷関連施設につきましては、新深山荘建設計画との兼ね合いから、令和2年3月31日で指定管理を一旦終了し、その後は町管理と致しておりましたが、新深山荘建設計画が一時凍結となったことに伴い、新たに指定管理者を選定したため、議会の議決を求めるものであります。指定管理者の選定にあたりましては、公募、7月1日から7月31日を行い、ミカタスイッチ株式会社1社のみの応募があり、8月5日に開催されました指定管理者選定委員会において、異議なく選定されたところでございます。

それでは内容をご説明します。議案説明資料の30ページに指定管理施設の位置図を掲載しておりますのでご参照ください。指定管理者に管理を委託する施設の名称は、「内子町小田深山観光施設」のうち、「小田深山溪谷関連施設」で、施設の内容は、遊歩道延長1,689m、公衆トイレ1棟、廻り岩キャンプ場3,045㎡、キャンプサイト兼駐車場7,759㎡、深山荘敷地410㎡及び簡易水道施設一式でございます。これらの施設について、年間を通して、トイレや敷地内の清掃、草刈り、水管理、キャンプ場の運営、情報発信などを行っていただくものであります。所在地は、内子町中川小田深山地内となっております。

指定管理者に指定する団体は、ミカタスイッチ株式会社、代表取締役、納堂邦弘氏。会社の所在地は、内子町小田84番地でございます。ミカタスイッチ株式会社は、平成29年8月に設立された会社で、平成30年7月1日から令和2年3月31日まで小田深山溪谷関連施設の指定管理者を務められました。代表者であります納堂邦弘氏は、地域おこし協力隊として、平成29年10月までの3年間、道の駅「せせらぎ」のマネージャーとして、「オダメイド」等の商品開発に尽力されました。その後は起業され、現在も小田地区を中心に事業を展開されています。また、森林インストラクターの資格を取得されており、幅広い人脈も築かれております。今後、施設の維持管理、運営とともに、情報発信も行っていただきながら、小田深山観光施設の活性化にご尽力いただけるものと期待しております。指定の期間は、令和2年10月1日から令和7年3月3

1日までの4年6ヶ月間としています。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 小田深山溪谷関連施設の定義についてなんですけど、この関連資料で写真と名称を書きいただいている遊歩道、公衆トイレとかここに出ているものだけということでしょうか。新深山荘が凍結になったということなんですけど深山荘の計画がこれからどうなるかまだ分かりませんが、新深山荘の計画をしていた土地、ここについては今回の指定管理者の対象から外れるという考えでよろしいでしょうか。

○小田支所長（畑野亮一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 畑野小田支所長。

○小田支所長（畑野亮一君） 当面の間は町の方で管理したいというふうに考えております。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第84号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第84号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定致しました。

日程第25 議案第85号 第44号令和2年度内子町クリーンセンター2号ガス冷却室耐火物補修他工事に係る工事請負契約について

○議長（森永和夫君） 「日程第25 議案第85号 第44号令和2年度内子町クリーンセンター2号ガス冷却室耐火物補修他工事に係る工事請負契約について」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第85号「第44号 令和2年度内子町クリーンセンター2号ガス冷却室耐火物補修他工事に係る工事請負契約」につきましては、8月5日に見積を聴取し、仮契約を締結した工事請負契約について、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、環境政策室長に説明致さしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○環境政策室長（中嶋優治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 中嶋環境政策室長。

〔中嶋優治環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（中嶋優治君） それでは、議案第85号第44号令和2年度内子町クリーンセンター2号ガス冷却室耐火物補修他工事に係る工事請負契約について説明をさせていただきます。資料につきましては、議案書は55ページ。説明資料につきましては、資料10の31、32ページになります。まず、議案書の方で説明させていただきます。

契約の目的でございますが、第44号、令和2年度内子町クリーンセンター2号ガス冷却室耐火物補修 他工事に係る工事請負でございます。契約の方法につきましては、随意契約でございます。クリーンセンターの補修に関しましては、当施設の設計・施工業者である荏原環境プラント株式会社の専門的知識、技術力を必要とすることから、地方自治法施行令第167条の2第1項、第2号の規定を適用し、随意契約とするものであります。契約金額は、8,250万円で、設計金額に対する見積額は、率にして97.92%であります。契約の相手方は、大阪府大阪市北区堂島1丁目6番20号、荏原環境プラント株式会社西日本支店支店長、塩原利康でございます。工期につきましては、議会の議決のあった日の翌日から、令和3年3月25日までの予定でございます。

工事箇所、概要について説明させていただきます。説明資料の31ページをご覧ください。この図は、施設全体の流れを示したフローシート上に、今回の補修カ所を色付けしたものです。クリーンセンターは、同じ構造で2つの焼却炉が並列しており、この図の左端にあります。ごみ投入ピットを正面に見たときに、向かって右側が1号炉、左側が2号炉となっております。それぞれ、同じ構造を有しておりますので、フロー図上では、1号、2号の区分はしておりません。どの処理工程で補修工事を行うのかを示したものでございます。今回の工事カ所は、左下に示している6件の工事になります。それぞれの、工事概要についてご説明申し上げます。①黄色で示している2号ガス冷却室 耐火物補修工事ですが、ガス冷却室は、ごみ燃焼の際に発生する排ガスに水を噴霧して、排ガスの温度を下げる設備になります。焼却炉内はダイオキシン類の発生を抑えるため、約900℃前後の温度で燃焼しておりますけれども、その後、排ガスが煙突に行くまでの冷却過程で、少なからずダイオキシン類が再合成します。特に300から500℃の温度域で再合成が活発になりますので、冷却室やその後の、予熱器内での循環による熱交換を経て、煙突排出時には150℃程度となるよう運転をしております。今回、工事を施工する2号炉については、平成18年に全面打替を行って以降、すでに13年が経過し、耐火壁にクラックが入るなど経年劣化が進行しているため、2回目の全面打替を行うものです。続いて、②緑色の小さい四角で示している2号バグフィルタ、灰搬出装置整備については、左上の凡例の中に黒の太い矢印で示しておりますのが排ガスの流れとなりますけれども、図面上この黒い矢印を追っていただきますと、焼却炉を右の方に向かっていく途中で、煙突手前にあります設備でバグフィルタという設備がございます。これは、排ガスの中に、飛散している飛灰、飛んでいる灰のことですが、これを吸着する集塵装置となります。吸着した飛灰は、ダストコンベアを経由して、ごみが燃えた後の残渣であります主灰と混ぜ合わせコンテナに貯留されます。今回、バグフィルタの下部、回転して飛灰を送り出すロータリーバルブにおいて、駆動軸の曲りが生じていることから、バルブ本体を取り替えるものです。次に③、水色で示している1号白煙防止用空気予熱器補修工事ですが、予熱器内部には、伝熱管が60本通っております。管の中を外部から取り入れた燃焼用の空気が通り、管の外を燃焼後の排ガスが循環し、熱交換を行う機関です。白煙防止用の全6段あるブロッ

クのうち、下部の伝熱管について穴あき個所が多数あり、空気漏れによるロスが大きくなっているため、下段2つのブロック、計120本の伝熱管について、一回り細いスリーブ管を挿入し、内側から補強を行うものです。④くすんだ水色なんですけど、不燃物処理設備補修工事ですけれども、右下に青い点線枠で囲んでおります設備です。この設備では不燃物を分別・破碎し、陶器ですとか、ガラスなどの不燃物、これについて、ベルトコンベアーで最終的にバンカーに送りまして、運搬用コンテナに詰めるまでの工程を行っています。この設備は、設置から45年が経過し、老朽化による不具合が顕著でありますので、水色で色付けしております個所、制御盤、集塵機、破碎物コンベヤ、破碎物バンカの4カ所について、新しいものに取り替えるものでございます。また、⑤の朱色で示しております受変電室内にある高圧機器⑥の薄いオレンジで示しているのが3箇所ありますが、バグフィルタ、減温塔、有毒ガス除去装置、それぞれの制御盤につきましても更新時期を迎えておりますので、電気事故防止、安全運転の観点から基盤内部品を取り替えるものです。なお、次ページめくっていただきますと、ナンバー2という図面がございますけど、こちらの図面には断面の配置図を記載しております。先ほどのフロー図とは左右が逆になっておりまして、建物の奥、東南側からみた断面図です。実際の修繕する個所をこのフローシート上と同じ配色で示しておりますので、お目通しを頂ければと思います。以上、工事概要の説明とさせていただきます。焼却炉におきましては、稼働から22年目を迎えており、定期的な修繕が必要となっておりますが、安全で円滑な運転を行うため、当初予算でお認め頂いている工事につきまして、請負契約を行うものでございます。ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第85号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第85号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定致しました。

日程第26 議案第86号 第85号 愛媛県GIGAスクール端末等共同調達に係る 物品購入契約について

○議長（森永和夫君） 「日程第26 議案第86号 第85号 愛媛県GIGAスクール端末等共同調達に係る物品購入契約について」を議題と致します。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第86号「第85号 愛媛県GIGAスクール端末等共同調達に係る物品購入契約」につきましては、愛媛県及び県内市町が連携・共同して、公立学校における「G

「IGAスクール構想の実現」に係る端末を整備することを目的として設立した「愛媛県IGAスクール端末等共同調達協議会」が、8月20日に入札を執行し決定した落札業者と仮契約を締結した物品購入契約について、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、学校教育課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） それでは、私の方から説明させていただきます。まず紙ベースにつきましては議案書1の56ページでございます。タブレットにつきましては、只今、送信をさせていただきました。第85号、愛媛県IGAスクール端末等共同調達に係る物品購入契約についてでございますけれども、本件は、国の推進する「IGAスクール構想の実現」に向け、児童生徒1人1台端末環境を実現するためのものでございます。一度に大量の端末を購入するため、国では、都道府県単位を基本とした広域・大規模調達を推奨しており、愛媛県ではこれを受け、愛媛県IGAスクール端末等共同調達協議会を設立し、共同調達を行うための入札を執行したものでございます。契約の目的は、第85号愛媛県IGAスクール端末等共同調達に係る物品契約、契約の方法は随意契約、契約金額は5,221万2,600円、契約の相手方は、愛媛県今治市南大門町1丁目1番地の15、四国通建株式会社、代表取締役、高木康弘でございます。

続きまして、議案書説明資料10の紙ベースで行きますと、33ページでございます。端末につきましては、今送信をさせていただきました。業者の選定方法は、愛媛県IGAスクール端末等共同調達協議会が実施する一般競争入札、契約台数及び端末の設置先は記載のとおりでございます。機器の概要につきましては、共同調達協議会ワーキンググループ会議で検討し、Google Chrome OSの端末でございます。物品の納入期限は3月24日としておりますけれども、契約業者へは出来る限り早い端末調達を求める予定としております。以上、物品の購入についての議案説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますよう、お願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第86号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第86号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定致しました。

日程第27 議案第87号 第45号 内子東自治センター耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約について

○議長（森永和夫君） 「日程第27 議案第87号 第45号 内子東自治センター耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第87号「第45号 内子東自治センター耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約」につきましては、8月26日に入札を執行し、仮契約を締結した工事請負契約につきまして、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、自治・学習課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

〔黒澤賢治自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（黒澤賢治君） それでは、議案第87号、第45号、内子東自治センター耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約について、ご説明させていただきます。

資料1議案書の57ページをお開き願います。タブレットは、只今送信をさせていただきました。また、議案説明資料は、資料10「議案説明資料」の最後のページ34ページになります。まず、契約の目的でございますが、第45号、内子東自治センター耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負でございます。契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。契約金額は、1億626万円でございます。契約の相手方は、内子町内子2077番地、株式会社山本建設、代表取締役、長岡健次でございます。落札率につきましては、96.0%、工期につきましては、議会の議決のあった翌日から令和3年3月19日の予定でございます。

続きまして、工事概要についてご説明申し上げます。資料10の議案説明資料の最後のページ34ページをお開きください。タブレットは、只今送信いたしました。内子東自治センターは、平面図でご覧いただきますと、大きく左側の事務所棟と右側のトレーニングセンター棟に分かれております。耐震補強工事の概要といたしましては、事務所棟については、1階平面図のとおり枠付耐震ブレースを2か所、耐震スリットを3か所設置いたします。次に、トレーニングセンター棟については、2階平面図のとおり、水平鉄骨トラス補強を2構面、また、壁には、鉄骨ブレースを4か所、それから天井には、水平ブレースを52か所設置いたしております。次に、老朽改修工事につきましては、資料右側の赤枠内の老朽改修工事にお示しいたしております。屋根、外壁、内装工事などを予定いたしております。なお、電気設備及び機械設備工事につきましては、別途発注を行っております。以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。他に質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第65号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第65号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定致しました。

日程第28 議案第88号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第7号）について

**日程第29 議案第89号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
について**

○議長（森永和夫君） 「日程第28 議案第88号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第7号）について」「日程第29 議案第89号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第88号「令和2年度内子町一般会計補正予算（第7号）」について、議案第89号「令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、一括してご説明致します。

補正予算関係資料9をお手元にご用意ください。まず、水色の仕切りでございます。議案第88号、令和2年度内子町一般会計補正予算（第7号）についてご説明致します。1ページをご覧ください。令和2年度内子町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出それぞれ2億5,154万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を121億5,965万円とするものでございます。前年度の9月補正後予算と比較して18億8,452万6,000円、率にして18.3%の増となっております。

12ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、表の右側「補正額の財源内訳合計欄」をご覧ください。このたびの一般会計補正予算（第7号）の財源につきましては、国県支出金が2億2,177万6,000円の増、地方債6,460万円の増、その他特定財源で1億1,026万7,000円の減額、一般財源として7,543万3,000円の増額でございます。

7ページにお戻りください。第2表の「債務負担行為補正」でございます。内子小学校グラウンド照明LEDリース料として、令和3年度から令和12年度までの期間に746万9,000円の支出を予定しております。

9ページをお願いします。第3表「地方債補正」でございます。災害復旧事業債として8,330万円を追加いたします。

10ページをお願いします。緊急防災・減災事業債を1,870万円減額し、補正後の限度額を1,630万円としております。また、臨時財政対策債を3,764万8,000円増額し、補正後の限度額を1億9,764万8,000円としております。詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書において説明をさせていただきます。それでは、主な補正についてご説明させていただきます。今回の補正においては、主に災害関連、新型コロナウイルス感染症対策経費が主なものとなっております。

まず歳入でございます。13ページをお開きください。9款、地方交付税でございます。令和2年度の普通交付税の額の確定に伴いまして、3億4,850万円を増額いたしまして、46億7,850万円としております。普通交付税は、対前年度比7,231万3,000円、1.7%の増額となっております。

14ページをお願いします。上段の13款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、1億1,379万4,000円を計上しております。今年度、専決により補正をしています歳出予算に対しての財源としてそれぞれに充当しております。同じく14ページの下段でございます。14款、県支出金、2項、県補助金、7目、消防費県補助金でございます。災害情報伝達設備強化支援事業費補助金として、今年度の戸別受信機整備事業における県補助金443万7,000円計上しております。

15ページをお願いします。17款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、基金繰入金でございます。地方交付税、純繰越金や補助金の額の確定にともない、財政調整基金繰入金3億3,089万3千円の減額公共施設整備基金繰入金1億1,550万円の減額としております。18款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金につきましては、平成31年度繰越金の額の確定に伴いまして、1,190万7,000円を増額し、2億1,190万7,000円としております。20款、町債については、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴いまして、3,764万8,000円の増額補正をしております。また7目の消防債でございますが、防災行政無線整備事業債として1,870万円の減額補正を行っております。

また、災害関連の歳入につきましては、13ページをお願いします。11款、分担金及び負担金、1項、分担金、7目、災害復旧費分担金といたしまして、543万3,000円。

14ページをお願いします。13款、国庫支出金、2項、国庫補助金、8目、災害復旧費国庫支出金として2,181万円。14款、県支出金、2項、県補助金、9目、災害復旧費県補助金として6,924万1,000円。

15ページをお願いします。下段でございます。20款、町債、1項、町債、9目、災害復旧事業債として、8,330万円をそれぞれ計上しております。続きまして、歳出でございます。まず、災害関係につきましては、6月18日から19日、並びに7月3日から8日までの梅雨前線豪雨によります被害箇所の復旧費として、2億1,868万2,000円を計上しております。

21ページをお願いします。中段でございます。8款、土木費、2項、道路橋梁費、2目、道路橋梁維持修繕費に、修繕料として1,100万円を。続く、8款、土木費、3項、河川費、1目、河川及び防災費に、町単がけ崩れ防災対策事業補助金380万円を計上しております。

25ページをお願いします。11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、農業施設災害復旧費に6,882万4,000円を計上しております。被害件数は、補助が9件、単独が13件、合わせて22件でございます。

26ページをお願いします。11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、2目、林業施設災害復旧費に4,838万8,000円を計上しております。被害件数は、補助が9件、単独が15件、合わせて24件でございます。11款、災害復旧費、2項、公共土木施設災害復旧費、1目、公共土木施設災害復旧費に8,667万円を計上しております。被害件数は、補助

7件、単独64件、合わせて71件でございます。続いて、新型コロナウイルス感染症対策経費でございます。

戻りまして、17ページをお願いします。2款、総務費、1項、総務管理費、4目、電算管理費でございます。文書管理・庶務管理システムなどの整備費と致しまして2,461万3,000円を計上致しております。文書管理システムでは、紙書類での決裁を電子決裁とすることで、接触機会の抑制と業務の迅速・効率化を図ることを目的と致しております。

19ページをお願いします。3款、民生費、2項、児童福祉費、4目、児童福祉館費でございます。換気のための網戸の設置や、3密を避けるための洗面台の設置、空調設備などの整備費として193万5,000円を計上しております。

同じく、19ページの下段でございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や、人手不足解消の取組を総合的に支援することにより地域を支える農林業者の経営の継続を図ることを目的として、インドア花いっぱい応援事業委託、経営継続補助金、道の駅ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金等、2,771万円を計上致しております。

23ページをお願いします。10款、教育費、1項、教育総務費、4項、学校情報通信技術環境整備事業費でございます。GIGAスクール用端末の設定委託、GIGAスクールサポーター配置委託を含め、家庭学習のための通信機器の整備など、894万1,000円を計上しております。新型コロナウイルス感染症対策におけるその他の予算につきましては、イベントの中止による事業費の減額を行っております。

そのほかの歳出と致しましては、20ページをお願い致します。6款、農林水産業費、2項、林業費、2目、林業振興費でございます。林業事業主に対し、林業従事者の労働安全衛生の充実、技術・技能の向上、福利厚生の実を支援する森林整備担い手確保育成対策事業補助金など、455万1,000円を計上しております。

24ページをお願いします。10款、教育費、5項、社会教育費、3目、自治センター費でございます。14節、工事請負費に、みそぎの里トイレ改修工事276万1,000円を計上いたしております。

25ページをお願いします。10款、教育費、6項、保健体育費、3目、体育施設管理費でございます。当初で予算計上をしておりました内子小グラウンド夜間照明工事はリース方式に変更することとしたため、設計委託及び工事請負費について全額減額し、リースに係る費用を計上したことなどにより、1,406万6,000円の減額補正を行っております。

27ページから31ページにかけましては、給与費明細書を掲載しておりますのでお目通しください。

続きまして、ピンク色の仕切り、議案第89号、令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明致します。1ページをお願いします。令和2年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、繰越金の確定に対する予算を計上しており、歳入歳出それぞれ15万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億4,010万6,000円とするものでございます。前年度の9月補正後予算と比較し、3,116万円、1.2%

の増としております。以上で、議案第88号、令和2年度内子町一般会計補正予算（第7号）」について、議案第89号、令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第88号」から「議案第89号」までの2議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第88号」から「議案第89号」までの2議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定致しました。

日程第30 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（森永和夫君） 「日程第30 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」でございます。人権擁護委員である 仲岡由紀子氏が、令和2年12月31日で任期満了を迎えるため、引き続き 仲岡由紀子氏を人権擁護委員候補者に推薦致したく、議会の意見を求めるものでございます。仲岡氏は、昭和22年10月29日のお生まれで、内子町大久喜甲383番地の1にお住まいでございます。地域の相談役として、長年、旧五十崎町の人権・同和教育を牽引し、同和問題の解消と人権意識の高揚にご尽力されました。現在、うちこ福祉館の館長を務められるなど、地域福祉の充実に積極的に取り組まれておられます。また、人権侵害や差別問題に対し、専門的な知識も豊富であり、人格識見が高く、人権擁護委員に適任であると存じます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本案は人事案件でありますので、討論は省略し、直ちに採決に入ります。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めすことについては、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、本案はこれを適任とすることに決定しました

日程第31 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（森永和夫君） 「日程第31 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」でございます。人権擁護委員である 谷口利光氏が、令和2年12月31日で任期満了を迎えるため、その後任として 熊野千賀子氏を人権擁護委員候補者に推薦致したく、議会の意見を求めるものでございます。熊野氏は、昭和32年11月16日のお生まれで、内子町内子2689番地にお住まいでございます。幼稚園教諭、保育士として長年幼児教育に携わる一方で、人権・同和教育にも積極的に取り組まれ、自己研鑽を怠らず、知識・指導力の向上に努められておられます。また、地域活動にも積極的に参加されるなど、様々な事象への対応能力にも長けておられ、人権擁護委員に適任であると存じます。ご同意賜りますよう、よろしくお願ひ致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本案は人事案件でありますので、討論は省略し、直ちに採決に入ります。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めすことについては、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、本案はこれを適任とすることに決定しました

日程第32 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（森永和夫君） 「日程第32 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」でございます。人権擁護委員である 北福 章弘氏が、令和2年12月31日で任期満了を迎えるため、その後任として 山上 幸久氏を人権擁護委員候補者に推薦致したく、議会の意見

を求めるものでございます。山上氏は、昭和30年8月26日のお生まれで、内子町平岡甲1015番地にお住まいでございます。内子町役場職員として、小田・五十崎自治センター長を歴任され、人権・同和教育等に深く携われ、地域住民の多様な問題に関わった経験から、人権問題解決の知識と教養を持ち備えておられます。また、現在、内子町社会教育委員並びに自治会長を務められており、優れた人的資質により様々な事象への対応能力にも長けておられ、人権擁護委員に適任であると存じます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根議員。

○2番（関根律之君） この方がどうということではないんですけど、人権擁護委員というのは全員で何人いらっしゃるのかということがひとつと、五十崎地区、内子地区ときたので小田の方なのかと思っていたら住所が平岡になっているので、小田地区での人権擁護委員ということで選任されているのかどうか。

○住民課長（二宮善徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 二宮住民課長。

○住民課長（二宮善徳君） 内子では8名の方がいらっしゃいます。旧町の割り振りといいますか、旧内子町が4名、旧五十崎町が2名、旧小田地区が2名。小田地区は前年に2名の方を選任しております。以上です。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本案は人事案件でありますので、討論は省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りします。諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めすことについては、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、本案はこれを適任とすることに決定しました。

○議長（森永和夫君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日、各常任委員会及び予算決算常任委員会に付託しました、議案の審査報告については、9月17日の本会議でお願いいたします。

次の本会議は、9月17日、午前10時に開会します。本日は、これをもって散会致します。

午後 3時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和2年9月第110回内子町議会定例会会議録（第3日）

- 招集年月日 令和2年 9月 2日（水）
 ○開会年月日 令和2年 9月17日（木）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 大西啓介君 | 2番 関根律之君 |
| 3番 向井一富君 | 4番 久保美博君 |
| 5番 森永和夫君 | 6番 菊地幸雄君 |
| 7番 泉浩壽君 | 8番 大木雄君 |
| 9番 山本徹君 | 10番 才野俊夫君 |
| 11番 下野安彦君 | 12番 林博君 |
| 14番 寺岡保君 | 15番 中田厚寛君 |

- 欠席議員 13番 山崎正史君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

- | | |
|----------------|----------------|
| 町長 稲本隆壽君 | 副町長 小野植正久君 |
| 総務課長 山岡敦君 | 住民課長 二宮善徳君 |
| 税務課長 吉川博徳君 | 保健福祉課長 曾根岡伸也君 |
| こども支援課長 前野良二君 | 会計管理者 田中哲君 |
| 建設デザイン課長 正岡和猶君 | 農林振興課長 山中保正君 |
| 小田支所長 畑野亮一君 | 環境政策室長 中嶋優治君 |
| 政策調整班長 上山淳一君 | 上下水道対策班長 上石富一君 |
| 危機管理班長 松岡裕樹君 | 商工観光班長 大竹浩一君 |
| 教育長 山岡晋君 | 学校教育課長 泉邦彦君 |
| 自治・学習課長 黒澤賢治君 | |
| 代表監査委員 赤穂英一君 | 農業委員会会長 堀本健二君 |

○出席した事務局職員の職氏名

- 事務局長 林純司君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第9号）

令和2年9月17日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 議事日程通告
 日程第 3 議認第12号 平成31年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について

令和2年9月第110回内子町議会定例会

- 日程第 4 議認第13号 平成31年度小田高校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議認第14号 平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議認第15号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議認第16号 平成31年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議認第17号 平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第78号 平成31年度内子町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第10 議認第18号 平成31年度内子町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第79号 平成31年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第12 議認第19号 平成31年度内子町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第80号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第81号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第82号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第83号 内子町小田深山観光施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第84号 内子町小田深山観光施設（小田深山溪谷関連施設）の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第85号 第44号 令和2年度内子町クリーンセンター2号ガス冷却室耐火物補修他工事に係る工事請負契約について
- 日程第19 議案第86号 第85号 愛媛県GIGAスクール端末等共同調達に係る物品購入契約について
- 日程第20 議案第87号 第45号 内子東自治センター耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約について
- 日程第21 議案第88号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第22 議案第89号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第90号 第91号 内子町デジタル防災行政無線戸別受信機整備工事に係る工事変更請負契約について
- 日程第24 発議第 1号 米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書
- 日程第25 発議第 2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第27 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27

午前10時00分 開会

○議長（森永和夫君） 只今、出席議員14名であります。欠席届が山崎正史議員から提出されております。それでは、只今から本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番、大西 啓介議員、15番、中田 厚寛議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（森永和夫君） 日程第2 議事日程通告をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第9号のとおりであります。これより、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第 3 議認第12号 平成31年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議認第13号 平成31年度小田高校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 議認第14号 平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議認第15号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議認第16号 平成31年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議認第17号 平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（森永和夫君） 「日程第3 議認第12号 平成31年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「日程第8 議認第17号 平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの6件を一括議題とします。予算決算常任委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

中田委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） 議長。

○議長（森永和夫君） 中田委員長。

〔中田厚寛予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） ご報告申し上げます。去る9月3日の本会議において、

予算決算常任委員会に付託されました、「議認第12号 平成31年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、「議認第17号 平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の6件について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議認第12号」から「議認第17号」までの6件は原案のとおり認定すべきものとするものでございます。去る9月8日、9日、10日の3日間の日程で委員会を開催し、平成31年度各会計の決算について、歳入歳出決算書、決算資料、わが町の家計簿、および各課で作成された説明資料等に基づき、「事業執行において、どのような効果があったのか。住民の福祉の向上にどう寄与しているのか。」を基本として審査を行いました。審査における経過及び主な質疑等についてご報告をいたします。

まず、一般会計決算からご報告いたします。総務費関係では、「地域おこし協力隊が積極的に取り組んでいる旧二宮邸の活用について、町としてどのような方向性を持っているのか。」との質問に対し、「県の補助金や地方創生臨時交付金などを活用しながら、都会に住む方のニーズが多いテレワーク事業ができるような環境整備を進めるよう検討しているところである。」との答弁がありました。「デマンドバスの利用者数が増えていない要因について分析はできているのか。」との質問に対し、「モニタリングを実施して、利用者の状況を把握したうえで運行しているが、病院の送迎サービスや移動販売サービスなどが増えており、運営計画についてさらに考えていく必要がある。」との答弁がありました。「戸籍事務の広域化について、将来の見通しは。」との質問に対し、「法務省が中心となって、戸籍とマイナンバーとを連携したシステムを開発しており、ゆくゆくは自由に戸籍がとれるよう事業が進められている。」との答弁がありました。「軽自動車税で不納欠損した場合の取り扱いは。」との質問に対し、「納税証明が発行できないので、車検を受けることができない。」との答弁がありました。「町有林管理について、山林委員が管理するものと管理委託するものがあるが、同じ形態で管理すべきではないか。」との質問に対し、「長年続いている状況を引き継いでできているが、検討させていただきたい。」との答弁がありました。

民生費関係では、「在宅福祉事業の緊急通報装置とはどういったものか。」との質問に対し、「手持ちのボタン式のものを押すと、コールセンターへ連絡が入るもので、サービスを提供する業者と委託契約を結んでいる。」との答弁がありました。「4月に開園した認定こども園に運営上の課題はあるのか。」との質問に対し、「新型コロナウイルス感染防止対策では、保護者の意見も聞きながら、しっかり対応してきた。今後は3密対策をどう取っていくのかが課題である。」との答弁がありました。「児童館の臨時職員の雇用に新型コロナの影響はあったのか。」との質問に対し、「児童館については休館の措置をとる期間もあったが、職員の生活に影響が出ないよう運営を行った。」との答弁がありました。

衛生費関係では、インフルエンザ予防接種費用一部助成について「3割の子どもたちが接種していない。新型コロナの問題もあるので、教育委員会や保護者と連携して100%に近づけてほしい。」との意見に対し、「広報等を通して周知の徹底を行っていきたい。」との答弁がありました。

「合併浄化槽の法定検査の現状は。」との質問に対し、「合併浄化槽については台帳が整備されているが、単独槽については台帳整理が完全にはできておらず、検査を受けていない場合もある。」との答弁がありました。「徳島県上勝町におけるゴミゼロ・ウェイストの取り組みのように、10

0%リサイクルを目指すことが内子町においてもできないのか。」との質問に対し、「モデル地区などで実施することも検討したが、具体化していない。ゴミを出さない消費行動を意識することが重要になるので、啓発などをしていく中で、検討していきたい。」との答弁がありました。

農林水産業費関係では、鳥獣対策事業について「被害額が増えているハクビシンの対策について。」との質問に対し、「ワイヤーメッシュや電気柵では対応しにくい、小型の箱罾での対策が考えられる。」との答弁がありましたが、「設置には免許が必要なのか。」との質問に対し、「狩猟免許が必要である。」との答弁がありました。商工費関係では、「町産品販路開拓支援助成金の対象事業者が固定化しており、本来の助成金の趣旨と違ってきているのではないのか。」との質問に対し、「同じ事業内容だと原則3年までとしている。」との答弁がありましたが、「事業者の中には商社的な事業者もあり、ルールを明確化して新規事業者の育成にも取り組んでほしい。」との意見がありました。

土木費関係では、老朽空き家除去事業補助について「かなり老朽化した空き家について、どのように対応したらいいのか。」との質問に対し、「老朽空き家は原則的に所有者が取り壊すものだが、相続などの問題もあり、行政が少しずつ手続きを進めながら、段階を踏んで解決していきたい。」との答弁がありました。

教育費関係では、小田高校魅力化事業補助について「生徒数が増えていない現状から、これまでにない発想で取り組まないと小田分校は守れないのではないのか。」との質問に対し、「寮のW I - F I 環境整備やコーディネーターの配置などに取り組んできたが、関係各課と協議もしながらさらに進めていきたい。」との回答がありました。各学校で不用額が出ていることについて「学校の図書購入費についても経費削減を学校側に求めているのか。」との質問に対し、「各学校には図書購入費の予算配分をしており、満足のいくものではないかもしれないが、削減などの要求はしていない。」との答弁がありました。「県が整備した柿原川下流の小田川河川敷の管理について。」との質問に対し、「建設デザイン課と協議しながら管理を考えていきたい。」との答弁がありました。「自治会制度について、人口分布や構成が変わってきている状況で枠組みについて再調整は考えてないのか。」との質問に対し、「来年度は各自治会の地域づくり計画書の見直しの年でもあり、自治会の将来について、地域住民や職員・自治センターなどが一緒に考えて検討していただきたい。」との答弁がありました。

5つの特別会計については、それぞれ質疑はありましたが、福祉や社会生活など住民サービスに直結する事業であり、今後も健全な運営を続けていきたいと思えます。

特に国民健康保険事業特別会計では、「一人当たりの医療費が増えているのか。」との質問に対し、「平成30年度が36万8,632円、元年度が40万8,775円で増えている。」との答弁がありました。

また、後期高齢者医療保険事業特別会計では、「一般的に不納欠損処理をした場合、保険はどうなるのか。」との質問に対し、「不納欠損した期間にもよるが、本来本人負担が1割のところ、3割負担になるといったペナルティがある。」との答弁がありました。

以上、審査状況について報告をいたしました。採決の結果、平成31年度における各会計決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、執行されていると認められ、よって「議認第12号」から「議認第17号」は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

それぞれの事業において、各担当課長より説明を受け、議決した予算に対し、その執行状況の適否を確認することができました。厳しい財政状況ではありますが、今後においても健全な財政運営をお願いするものであります。なお、今回の審査において各委員から出された意見、要望等については十分検討のうえ、今後の町政運営と来年度の予算編成に反映させていただきたいことを申し添え、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） 報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略します。

中田委員長、席にお戻りください。

「議認第12号」から「議認第17号」までの6件は、一括して討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議認第12号」から「議認第17号」までの6件は、一括して討論、採決を行うことに決定致しました。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

採決をおこないます。「議認第12号」から「議認第17号」に対する委員長報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議認第12号」から「議認第17号」までの決算認定6件は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 9 議案第 78号 平成31年度内子町水道事業会計剰余金の処分について

日程第 10 議認第 18号 平成31年度内子町水道事業会計決算の認定について

○議長（森永和夫君） 「日程第9 議案第78号 平成31年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第10 議認第18号 平成31年度内子町水道事業会計決算の認定について」を以上2件を一括議題とします。予算決算常任委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

中田委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） 議長。

○議長（森永和夫君） 中田委員長。

〔中田厚寛予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） ご報告申し上げます。

去る9月3日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました「議案第78号 平成31年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第18号 平成31年度内子町水道事業会計決算の認定について」の2議案の審査結果をご報告申し上げます。審査結果について

は、「議案第78号」、及び「議認第18号」は原案のとおり可決及び認定すべきものとするものでございます。議案ごとに、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

「議案第78号 平成31年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」は、条例に基づき、剰余金の処分については、議会の議決を得るものとされています。水道事業で生じた利益剰余金は、6,321万6,611円です。減債積立金に5,321万6,611円を積立し、企業債の償還に備えるものです。また、残りの1,000万円を将来の欠損金を埋めるための積立として利益積立金に積み立てるものであります。いずれも、法に基づいた適切な処分であると判断いたしました。採決の結果、議案第78号は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議認第18号、平成31年度水道事業会計決算については、委員より、「石畳地区での水道の加入金はいくらになるのか。」との質問に対し、「一般家庭13mmの加入金が31万5,000円で、給水工事負担金については限度額が8万5,000円である。」との答弁がありました。予算議決のとおり、いずれも適正に執行されており、公営企業として安定した経営を行っており、特に問題はなく、採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決定致しました。今後、より一層の企業努力を期待して、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） 報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略します。

中田委員長、席にお戻りください。

討論、採決は1件ずつ行います。「議案第78号 平成31年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第78号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議認第18号 平成31年度内子町水道事業会計決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） 採決を行います。

本案に対する委員長報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議認第18号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第11 議案第79号 平成31年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について

日程第12 議認第19号 平成31年度内子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（森永和夫君） 「日程第11 議案第79号 平成31年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第12 議認第19号 平成31年度内子町下水道事業会計決算の認定について」以上の2件を一括議題とします。予算決算常任委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

中田委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） 議長。

○議長（森永和夫君） 中田委員長。

〔中田厚寛予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） ご報告申し上げます。

去る9月3日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました「議案第79号 平成31年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第19号 平成31年度内子町下水道事業会計決算の認定について」の2議案の審査結果をご報告申し上げます。

審査結果については、「議案第79号」及び「議認第19号」は原案のとおり可決及び認定すべきものとするものでございます。議案ごとに、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

「議案第79号 平成31年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」は、条例に基づき、剰余金の処分については、議会の議決を得るものとされています。下水道事業で生じた利益剰余金は、479万5,964円です。減債積立金に54万5,964円を積立し、企業債の償還に備えるものです。また、残りの425万円につきましては繰越剰余金とするものです。いずれも、法に基づいた適切な処分であると判断いたしました。採決の結果、「議案第79号」は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

「議認第19号 平成31年度下水道事業会計決算について」は、予算議決のとおり、いずれも適正に執行されており、公営企業として安定した経営を行っており、特に問題はなく、採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。今後、より一層の企業努力を期待し、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） 報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略します。

中田委員長、席にお戻りください。討論、採決は1件ずつ行います。

「議案第79号 平成31年度 内子町下水道事業会計剰余金の処分について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第79号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議認第19号 平成31年度内子町下水道事業会計決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。採決を行います。

本案に対する委員長報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議認第19号」は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第13 議案第80号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（森永和夫君） 「日程第13 議案第80号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。

去る9月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第80号「内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、議案第80号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。今回の制定は、公職選挙法の一部改正により、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙運動の選挙公営の対象が拡大されたことに伴い、条例を制定するものです。

委員の質疑においては、「選挙運動用のポスターの公費負担について、掲示場の数の範囲内だとすると、予備のポスターはどうなるのか。」との質疑に対し、「内子町の場合は議員の負担となる。」との答弁でありました。その他、この条例については多数の質問がありました。条例の制定後、規則も整備されるとのこと。委員から、「さらに細かい点を確認したいので、全員協議会で説明をお願いしたい。」との要望に対し、「規則が整備された段階で、説明の機会を設けたい。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第80号」は、全会一致により「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

「議案第80号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第80号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第80号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第81号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第14 議案第81号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに、審査結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

[大木雄産業建設厚生常任委員長登壇]

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。

去る9月3日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第81号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第81号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。委員から、特に質疑はなく、採決の結果、「議案第81号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし。」の声あり]

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

[「なし。」の声あり]

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

「議案第81号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第81号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第81号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第82号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第15 議案第82号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。

去る9月3日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第82号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第82号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。委員から、「この条例は急激に待機児童が増えた場合などに対応するものか。」との質問に対し、「現在の内子町の状況では、家庭的保育事業が運営される見通しは無いと考えている。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第82号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

「議案第82号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第82号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第82号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第83号 内子町小田深山観光施設条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第16 議案第83号 内子町小田深山観光施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。

去る9月3日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第83号 内子町小田深山観光施設条例の一部を改正する条例について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付致しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第83号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

今回の改正は、小田深山溪谷関連施設を明確化し、キャンプ利用について料金を設定するため、条例の一部を改正するものです。委員から、「現在キャンプ場は区画の整備ができているのか。」との質問に対し、「現状はただの広場だが、条例を整備し有料化していく中で、区画の整備を進めていく。」との答弁がありました。また委員から、「キャンプ場の整備に関しては、新深山荘との関連もあり、全体的な構想を構築すべきではないのか。」との質問に対し、「キャンプ場の在り方や深山に来られる方のニーズなどを、実証実験や調査をしながら総合的に考えていきたい。」との答弁がありました。採決の結果、議案第83号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

「議案第83号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第83号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第83号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第84号 内子町小田深山観光施設（小田深山溪谷関連施設）の指定管理者の指定について

○議長（森永和夫君） 「日程第17 議案第84号 内子町小田深山観光施設（小田深山溪谷関連施設）の指定管理者の指定について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。

去る9月3日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第84号 内子町小田深山観光施設（小田深山溪谷関連施設）の指定管理者の指定について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第84号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、8月5日に開催しました内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定より、議会の議決を求めるものです。委員から、「指定管理者であるミカタスイッチ株式会社の従業員は。」との質問に対し、「代表取締役1名、正社員1名、パート職員4名体制である。」との答弁がありました。採決の結果、議案第84号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

「議案第84号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第84号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第84号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第85号 第44号令和2年度内子町クリーンセンター2号ガス冷却室 耐火物補修他工事に係る工事請負契約について

○議長（森永和夫君） 「日程第18 議案第85号 第44号令和2年度内子町クリーンセンター2号ガス冷却室耐火物補修他工事に係る工事請負契約について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。

去る9月3日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第85号第44号 令和2年度内子町クリーンセンター2号ガス冷却室耐火物補修他工事に係る工事請負契約について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第85号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、8月5日に見積を徴収し、仮契約を締結した工事請負契約について、議会の議決を求めるものです。委員から、「工事中はごみ処理に不都合はないのか。」との質問に対し、「同じ処理施設が2系列あり、片方を通常運転しながら工事を進めていくので、特に支障は無い。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第85号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第85号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第85号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第86号 第85号愛媛県GIGAスクール端末等共同調達に係る物品 購入契約について

○議長（森永和夫君） 「日程第19 議案第86号 第85号愛媛県GIGAスクール端末等共同調達に係る物品購入契約について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。

去る9月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第86号 第85号愛媛県GIGAスクール端末等共同調達に係る物品購入契約について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第86号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。本議案は、愛媛県及び県内市町が連携・共同して、公立学校における「GIGAスクール構想の実現」に係る端末を整備することを目的として設立した「愛媛県GIGAスクール端末等共同調達協議会」が、8月20日に入札を執行し決定した落札業者と仮契約を締結した物品購入契約について、議会の議決を求めるものです。委員の質疑においては、「共同調達協議会が実施した入札はどのようなものだったのか。」との質疑に対し、「8団体が参加をし、単価入札を行った。」との答弁でありました。また、「家庭のWi-Fi環境はどこまで進んでいるのか。」との質疑に対し、「アンケート調査の結果、環境が整っていない家庭については、今回の補正で要求している個別のWi-Fiルーターを貸し出す予定にしている。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第86号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

「議案第86号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第86号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第86号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第87号 第45号内子東自治センター耐震補強改修建築主体工事に 係る工事請負契約について

○議長（森永和夫君） 「日程第20 議案第87号 第45号内子東自治センター耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。

去る9月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第87号 第45号内子東自治センター耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第87号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、8月26に入札を執行し、仮契約を締結した工事請負契約について、議会の議決を求めるものです。委員の質疑においては、「設備工事を機械と電気に分けて発注したのはなぜか。」また、「それでは経費削減につながらないのでは。」などの質疑に対し、明確な回答がありませんでしたが、最終的に、「分離発注することにより、入札業者数が増え、入札の競争性を持たせることができるため。」との答弁がありました。そのほかの質疑についても不明瞭な説明がありました。今後の常任委員会においては、議案の趣旨をよく理解し、明確な答弁ができるように準備していただくことを希望します。また、「最少の経費で最大の効果を出すよう、良い工事をしてほしい。」との意見もありました。採決の結果、「議案第87号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

「議案第87号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。

「議案第87号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第87号」は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（森永和夫君） ここで15分間休憩をします。午前 時 分から再開します。

午前 時 分 休憩

午前 時 分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第21 議案第88号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第7号）について

日程第22 議案第89号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（森永和夫君） 「日程第21 議案第88号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第7号）について」「日程22 議案第89号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

中田予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） 議長。

○議長（森永和夫君） 中田委員長。

〔中田厚寛予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） ご報告申し上げます。

去る9月3日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました2件の補正予算について、9月11日に委員12名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑を行い、慎重な審査を行いました。審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、全2議案、原案のとおり可決すべきものでございます。議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

議案第88号、令和2年度内子町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億5,154万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を121億5,965万円とするものです。一般会計補正予算（第7号）に充当する財源は、国県支出金2億2,177万6,000円、地方債6,460万円、一般財源7,543万3,000円の増額、その他特定財源1億1,026万7,000円の減額となっています。主な歳入については、地方交付税ですが、普通交付税の確定に伴い、3億4,850万円を増額し、46億7,850万円としています。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、1億1,379万4,000円、戸別受信機整備事業における県補助金443万7,000円などが計上されています。地方交付税や純繰越金や補助金の額の確定にともない、財政調整基金繰入金3億3,089万3,000円、公共施設整備基金繰入金1億1,550万円の減額をしています。

主な歳出予算ですが、2款総務費においては、コロナ対策として、紙書類での決裁を電子決裁とするため文書管理・庶務管理システムなどの整備として2,461万3,000円が計上されています。委員から、「業務の迅速・効率化が進む半面、職員間のコミュニケーションをどう作っていくのか。」との質問に対し、「新しい働き方として取り入れることとなるが、直接話すことができるテレビ会議の導入や定期的な会議なども必要となってくる。」との答弁がありました。

3款民生費においては、委員から、「デジタル手続法に向けた住民基本台帳システム改修委託についてその内容を。」との質問に対し、「住民基本台帳システムと戸籍のシステムは現在連携していないが、連携できるよう手続きするものである。マイナンバーと戸籍が繋がることにより、将来的には様々な運用が期待できる。」との答弁がありました。また、内子児童館のコロナ対策のため、換気のための網戸の設置や3密を避けるための洗面台の設置、空調設備などの整備費として193万5,000円が計上されています。委員から、「これにより子どもが集まるような放課後児童クラブなどの3密対策は完了したのか。」との質問に対し、「地方創生臨時交付金などを活用してさらに対応していきたい。」との答弁がありました。

6款農林水産業費では、内子町インドア花いっぱい応援事業について、委員から、「町内の事業者の数は。」との質問に対し、「8業者であるが、新型コロナのダメージを受けている。」との答弁がありました。

7款商工費では、小田深山振興計画策定事業について、委員から、「コンサルティング業務を委託する前に、どのようなキャンプ場にするのかといった構想が必要なのではないか。」との質問に対し、「今回はあくまでも実証実験という位置づけをしており、お客さんの需要や要望を見ながら判断していきたい。」との答弁がありました。

8款土木費では、委員から、「郷の谷川東2号線を町道にする理由は。」との質問に対し、「地元の自治会長、区長から要望があり、町道認定要件に合致するため町道に認定する。」との答弁がありました。10款教育費では、GIGAスクール整備関連費として894万1,000円が計上されています。委員から、「今回整備する機器はかなり重たいものだが、学校と家庭との持ち帰りはどうするのか。」との質問に対し、「パソコンの利用シーンは主に学校での授業ということとなるが、新型コロナ対応の緊急時には家に持ち帰るケースもありうるので、その対応については今後考えていきたい。」との答弁がありました。また、みそぎの里トイレ改修工事276万1,000円が計上されています。委員から、「男子トイレと女子トイレの仕切りの上下が空いているので、改修できないか。」との質問に対し、「予算の関係もあるが、なるべくできる方向で考えていきたい。」との答弁がありました。その他、予算について多くの質疑がなされました。採決の結果、議案第88号、令和2年度内子町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり、全会一致で可決すべきものと決定致しました。

次に、特別会計1件についてですが、議案第89号、令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ15万6,000円を増額し、総額を26億4,010万6,000円とするものです。特に質疑はなく、採決の結果全会一致で可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） 委員長報告に対する質疑を省略します。

中田委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第88号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第7号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第88号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第89号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第89号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第90号 第91号内子町デジタル防災行政無線戸別受信機整備工事に 係る工事変更請負契約について

○議長（森永和夫君） 「日程第23 議案第90号 第91号内子町デジタル防災行政無線戸別受信機整備工事に係る工事変更請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

[稲本隆壽町長登壇]

○町長（稲本隆壽君） 議案第90号、第91号内子町デジタル防災行政無線戸別受信機整備工事に係る工事変更請負契約につきましては、設計変更に伴い工事請負額について変更するもので、地方自治法第96条第1項第5号並びに内子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

[山岡敦総務課長登壇]

○総務課長（山岡敦君） 私の方から議案書1の2の1ページ、議案第90号、内子町デジタル防災行政無線戸別受信機整備工事に係る工事変更請負契約についてご説明申し上げます。本案につきましては、設計変更によりまして工事請負額を変更するもので地方自治法第96条第1項第5号並びに内子町議会の議決にするべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。1の契約の目的でございます。第91号内子町デジタル防災行政無線戸別受信機整備工事に係る工事変更請負でございます。2の契約金額は元契約額が2億9,700万円。変更契約額が2億3,827万4,000円。5,872万6,000円の減額でございます。3の契約の相手方は、松山市衣山5丁目1536-6四電エンジニアリング株式会社松山支店支店長、仙波春喜でございます。

説明資料の10の2の1ページをお開きください。令和元年11月5日に契約を締結し、事業を進めております本工事につきましては、繰越明許費により令和2年度に事業を繰り越して取り組んでいるところでございまして、工期は今月末9月30日となっております、いよいよ大詰め段階を迎える中で事業量が確定することに伴い、設計変更による工事請負額の変更契約を締結するものでございます。設計変更の主な理由と致しましては、まず一つ目に受信機を整備するにあた

りまして、申請者の都合によるキャンセルが想定よりも多かったということでございます。設置希望者の転出やメール配信サービスを登録したなどの理由によるものでございます。2つ目に電波状態の悪い場合に設置する外付けのダイポールアンテナ、それから3素子八木型のアンテナを整備するにあたりまして戸別受信機を現地で設置する際に机上の検討よりも電波状態がよくアンテナが想定よりも不要になったこと。3つ目に以前に設置しておりましたアナログ受信機とアンテナを撤去するにあたり、机上の想定よりも改修台数が少なかったことによるものでございます。なお、議案説明資料には主な変更理由(1)として、戸別受信機整備台数等の数量変更、(2)としてアナログ方式設備撤去台数等の数量変更についてそれぞれ項目別に増減を記載しておりますので、お目通しをいただけたらと存じます。また、平成31年度予算で購入済みの戸別受信機につきましては、先ほどご説明しましたように予備台数が生じておりますが、今後の新たな要望者等への対応分として確保することと致します。以上、議案第90号、内子町デジタル防災行政無線戸別受信機整備工事に係る工事変更請負契約についてご説明を申し上げました。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますよう、お願い致します。

○議長(森永和夫君) これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○12番(林博君) 議長。

○議長(森永和夫君) 林博議員。

○12番(林博君) 変更についてご質問したいと思います。事前の説明でもこの減額分はアンテナの減額であって、本体の機器については町が予備として持っておくという説明を受けたんですが、説明資料の表記の仕方を見ると一般的に本体分も含まれるという認識を持たざるをえんと思うんですが、186台、これの本体の機器はもう今後町が予備としてもっておってもその後経費は発生しないのかどうか。それを質問したい。

○総務課長(山岡敦君) 議長。

○議長(森永和夫君) 山岡総務課長。

○総務課長(山岡敦君) 今回、戸別受信機の本体の整備につきまして2,599台分が2,413台分、186台分の整備費ということで減額が生じているということでございます。あくまで購入ではなくて整備、各ご家庭、事業所に対して本体を整備する数量が186台分減少したという認識でお願いしたいと申し上げます。

○12番(林博君) 議長。

○議長(森永和夫君) 林博議員。

○12番(林博君) 各家庭に設置をする整備費が186台減ったと。町が予備としてもっておる186台を新たに今後整備をしていく上においては新たな経費が発生するというとらえ方をしないといけないんでしょうか。

○総務課長(山岡敦君) 議長。

○議長(森永和夫君) 山岡総務課長。

○総務課長(山岡敦君) そのとおりでございます。今後の整備費用につきましては、当然、本体の設置にかかる経費もございまして、状況によってはアンテナ当の設置等も経費の中に必要になってくるというふうに認識をしております。

○議長(森永和夫君) 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

これより、議案第90号、第91号内子町デジタル防災行政無線戸別受信機整備工事に係る工事変更請負契約についての採決に入ります。本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第24 発議第1号 「米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書」について

○議長（森永和夫君） 「日程第24 発議第1号 「米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書」について」を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） 発議第1号、米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第3項の規定により、提出する。令和2年9月17日提出。提出者 内子町議会 総務文教常任委員会、委員長、久保 美博。

提出の理由。米軍機による低空飛行訓練について、町内での目撃情報が相次いでおり、住民は強い不安や懸念を抱いている。よって、国においては事態を正確に把握し、的確な情報提供を行うとともに、飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることのないよう、政府に対し意見書を提出するものである。

意見書の朗読をおこないます。米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書。米軍機の国内における低空飛行訓練については、平成11年の日米合意に基づき、その安全性を最大限確保するとともに、我が国住民に与える影響を最小限にすることが求められている。しかしながら、本県上空をはじめ、四国を経路とするいわゆるオレンジルートなどにおいて、これまでも米軍機による低空飛行訓練が目撃されており、平成30年12月に高知県沖で発生した米軍機の墜落事故や、令和元年12月に実施された四国初の日米共同オスプレイ実動訓練と相まって、住民は強い不安を抱いている。このような中、県内において、継続的に行われている米軍機による低空飛行は、住民の抱える不安を増幅させるものであり、誠に遺憾である。こうした低空飛行は、爆音による被害のみならず、万一墜落した場合には、住民を巻き込む大惨事につながりかねないものであり、かかる事態が憂慮されている。また、本県には伊方原子力発電所が立地しており、安全

対策上の観点から原発上空の飛行禁止について、強く住民の求めるところである。よって、国においては、県内で頻発する米軍機による低空飛行に対し、住民の安全・安心を確保する観点から、次の措置を講じられるよう強く要望する。

記。1つ、住民が不安を抱くような飛行を速やかに中止するよう米軍に申し入れること。2つ、米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で必要な実態調査を行うこと。3つ、低空飛行の禁止や原子力発電所周辺・人口密集地域等の上空の飛行回避など日米合意事項の遵守について徹底すること。4つ、航空機落下のリスク低減のため、原子力発電施設周辺上空の飛行禁止について、法制化を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月17日。愛媛県内子町議会。以上です。

○議長（森永和夫君） 質疑、討論を省略し、ただちに採決に入ります。

久保委員長、席にお戻り下さい。お諮りします。本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 発議第2号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」について

○議長（森永和夫君） 日程第25 発議第2号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） 発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第3項の規定により、提出する。令和2年9月17日提出。提出者、内子町議会 総務文教常任委員会委員長、久保美博。

提出の理由。新型コロナウイルス感染症拡大からもたらされる経済的・社会的影響によって、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求めるため、政府に対し意見書を提出するものである。

意見書の朗読をおこないます。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、

地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。1つ、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。2つ、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。3つ、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。4つ、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。5つ、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月17日。愛媛県内子町議会。以上。

○議長（森永和夫君） 質疑、討論を省略し、ただちに採決に入ります。

久保委員長、席にお戻り下さい。お諮りします。本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（森永和夫君） 「日程第26 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、「議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項」について、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定いたしました。

日程第27 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（森永和夫君） 日程第27 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

ここで、稲本町長、ごあいさつをお願いします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 9月定例会閉会にあたりまして、ひとことご挨拶をさせていただきます。議員の皆様におかれましては大変ご多忙の中、9月定例会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。提案させていただきました全議案につきまして、適切なご判断を賜りまして、心から御礼を申し上げたいと思います。審議の途中で出させていただきました様々なご意見等、十分、尊重させていただいて今後の執行の中で活かさせていただきたいと思っております。また、その事業の趣旨目的に沿って適切に執行してまいりたいと思います。引き続きご指導、ご鞭撻賜りますようよろしくお願いします。今、内子町だけではございません。世界中でコロナ禍の中で曇った雲が頭の上にどっしりと覆っている。行きたいところにもなかなか行けない。食べたいものもなかなかいرونなどところへ出かけていって食べるような雰囲気でもない。私たちの心そのものにブレーキがかかったようなところがあります。リーマンショックの時には金融システムそのものが崩壊していたように思いますけど、今回の場合には需要と供給にブレーキがかかった。国や県も行動のガイドラインを決めておりますからその範囲内でやることはやっていかないと経済がうごかないなということがあります。ありますけど、しかし早いところワクチンであるとか薬であるとかそういったものが開発されないと私たちもそうですけど、思い切って行動を起こすということになかなかならないところがあるのかなというふうに思っております。そうした中でも季節は着実に動いておりまして、朝晩本当に肌寒くなってまいりました。議員の皆様方に置かれましては、どうぞ健康には十分ご留意いただきましてこれからも引き続き町政発展のためにご尽力、ご協力、ご指導賜りたいというふうに思います。9月の定例会、本当にご苦労様でございました。ありがとうございました。

○議長（森永和夫君） 以上をもって、令和2年9月第110回内子町議会定例会を閉会します。

午前11時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第110回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 6	株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について	令和 2. 9. 2	令和 2. 9. 3	受理
報告 7	小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について	令和 2. 9. 2	令和 2. 9. 3	受理
報告 8	公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について	令和 2. 9. 2	令和 2. 9. 3	受理
報告 9	健全化判断比率の報告について	令和 2. 9. 2	令和 2. 9. 3	受理
報告 10	資金不足比率の報告について	令和 2. 9. 2	令和 2. 9. 3	受理
報告 11	内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について	令和 2. 9. 2	令和 2. 9. 3	受理
議認 11	令和2年度内子町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて	令和 2. 9. 2	令和 2. 9. 3	承認
議認 12	平成31年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について	令和 2. 9. 2	令和 2. 9. 17	認定
議認 13	平成31年度小田高校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について	令和 2. 9. 2	令和 2. 9. 17	認定
議認 14	平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和 2. 9. 2	令和 2. 9. 17	認定
議認 15	平成31年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和 2. 9. 2	令和 2. 9. 17	認定
議認 16	平成31年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和 2. 9. 2	令和 2. 9. 17	認定
議認 17	平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和 2. 9. 2	令和 2. 9. 17	認定
議案 78	平成31年度内子町水道事業会計剰余金の処分について	令和 2. 9. 2	令和 2. 9. 17	原案可決

令和2年9月第110回内子町議会定例会

議認 18	平成31年度内子町水道事業会計決算の認定について	令和 2.9.2	令和 2.9.17	認定
議案 79	平成31年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について	令和 2.9.2	令和 2.9.17	原案可決
議認 19	平成31年度内子町下水道事業会計決算の認定について	令和 2.9.2	令和 2.9.17	認定
議案 80	内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	令和 2.9.2	令和 2.9.17	原案可決
議案 81	内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	令和 2.9.2	令和 2.9.17	原案可決
議案 82	内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	令和 2.9.2	令和 2.9.17	原案可決
議案 83	内子町小田深山観光施設条例の一部を改正する条例について	令和 2.9.2	令和 2.9.17	原案可決
議案 84	内子町小田深山観光施設（小田深山溪谷関連施設）の指定管理者の指定について	令和 2.9.2	令和 2.9.17	原案可決
議案 85	第44号 令和2年度内子町クリーンセンター2号ガス冷却室耐火物補修他工事に係る工事請負契約について	令和 2.9.2	令和 2.9.17	原案可決
議案 86	第85号 愛媛県GIGAスクール端末等共同調達に係る物品購入契約について	令和 2.9.2	令和 2.9.17	原案可決
議案 87	第45号 内子東自治センター耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約について	令和 2.9.2	令和 2.9.17	原案可決
議案 88	令和2年度内子町一般会計補正予算（第7号）について	令和 2.9.2	令和 2.9.17	原案可決
議案 89	令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	令和 2.9.2	令和 2.9.17	原案可決
議案 90	第91号 内子町デジタル防災行政無線戸別受信機整備工事に係る工事変更請負契約について	令和 2.9.17	令和 2.9.17	原案可決
諮問 2	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	令和 2.9.2	令和 2.9.3	原案可決
諮問 3	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	令和 2.9.2	令和 2.9.3	原案可決

諮問 4	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること について	令和 2. 9. 2	令和 2. 9. 3	原案可決
---------	---------------------------------	---------------	---------------	------

2 議員提出議案

発議 1	米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書	令和 2. 9. 17	令和 2. 9. 17	原案可決
発議 2	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の 急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	令和 2. 9. 17	令和 2. 9. 17	原案可決

議員提出議案

発議第1号

米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第3項の規定により、提出する。

令和2年9月17日提出

提出者 内子町議会 総務文教常任委員会

委員長 久保 美博

(提出の理由)

米軍機による低空飛行訓練について、町内での目撃情報が相次いでおり、住民は強い不安や懸念を抱いている。よって、国においては事態を正確に把握し、的確な情報提供を行うとともに、飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることのないよう、政府に対し意見書を提出するものである。

(別紙)

米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書

米軍機の国内における低空飛行訓練については、平成11年の日米合意に基づき、その安全性を最大限確保するとともに、我が国住民に与える影響を最小限にすることが求められている。

しかしながら、本県上空をはじめ、四国を経路とするいわゆるオレンジルートなどにおいて、これまでも米軍機による低空飛行訓練が目撃されており、平成30年12月に高知県沖で発生した米軍機の墜落事故や、令和元年12月に実施された四国初の日米共同オスプレイ実動訓練と相まって、住民は強い不安を抱いている。

このような中、県内において、継続的に行われている米軍機による低空飛行は、住民の抱える不安を増幅させるものであり、誠に遺憾である。

こうした低空飛行は、爆音による被害のみならず、万一墜落した場合には、住民を巻き込む大惨事につながりかねないものであり、かかる事態が憂慮されている。また、本県には伊方原子力発電所が立地しており、安全対策上の観点から原発上空の飛行禁止について、強く住民の求めるところである。

よって、国においては、県内で頻発する米軍機による低空飛行に対し、住民の安全・安心を確保する観点から、次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 住民が不安を抱くような飛行を速やかに中止するよう米軍に申し入れること。
- 2 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で必要な実態調査を行うこと。
- 3 低空飛行の禁止や原子力発電所周辺・人口密集地域等の上空の飛行回避など日米合意事項の遵守について徹底すること。
- 4 航空機落下のリスク低減のため、原子力発電施設周辺上空の飛行禁止について、法制化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日

愛媛県内子町議会

議員提出議案

発議第2号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第3項の規定により、提出する。

令和2年9月17日提出

提出者 内子町議会 総務文教常任委員会

委員長 久保 美博

(提出の理由)

新型コロナウイルス感染症拡大からもたらされる経済的・社会的影響によって、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求めるため、政府に対し意見書を提出するものである。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、

家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日

愛媛県内子町議会
